

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
第7次地域福祉推進計画(発展計画)

2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)



イメージキャラクター“たみひこ”

2020年3月

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会

はじめに

～伊丹市の地域福祉を先導する地域福祉推進計画～

第7次地域福祉推進計画（発展計画）が地域の幅広い関係者の協議のもとで策定されました。この計画を前計画までは「社協発展計画」と呼んでいましたが、今期からは「地域福祉推進計画」として出発します。

社会福祉協議会（以下、社協）は地域福祉の推進を目的とすることが社会福祉法に定められた団体です。したがって、社協の組織強化を図る発展計画自体が地域福祉推進計画になります。前者と後者の呼び方の違いは、一団体の計画ではなく、より公共性を持った内容の計画であることを、市民・関係機関団体の皆様に理解していただくためです。

なぜなら、令和になったことも象徴的ですが、いよいよ少子高齢化、人口減少、単身社会化の地域社会構造による「暮らし」の変化が急激に進むことが予測されるからです。これまで以上に地域福祉の推進を前面に出し、社協役職員、地域関係者、専門機関、行政などの多くの関係者の協議と協同のもとで伊丹市の地域福祉を進める必要がでてまいりました。

伊丹市の地域福祉推進の基盤は行政計画である地域福祉計画によって進められます。本計画は、行政と協働しつつ、社協の二つの組織特性を生かした民間計画として地域福祉を推進します。それは「住民主体の協議体」と「地域福祉の専門機関」という二つの特性です。前者は地域住民（団体）が直接参加し、その基盤のもとに公私関係者が参加し熟議を行う組織であること、後者は地域を基盤として実践する福祉専門職を有した専門機関であることです。この住民と専門職の二馬力で地域福祉を推進することが本計画の特徴です。

地域福祉は常に新しい制度が及ばない地域生活課題に柔軟かつ持続的に開発していくという特質を持っています。したがって、民間計画である本計画が実践を先導していくことが重要です。その活動・事業の柱として5つの推進目標と21の活動項目を設定しました。これらの活動・事業は、今後、計画の進行管理の過程で変化発展していくと思われます。また、それは、住民をはじめ関係者との協働のもとでしか推進できません。

本計画を関係者による地域福祉推進の協議の題材にしていただき、伊丹市の地域福祉を先導する取り組みが進むことを祈念いたします。

2020年3月

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会
委員長 藤井 博志（関西学院大学 人間福祉学部 教授）

— 目 次 —

はじめに

第1章 計画概要…………… 1

1. 計画の名称
2. 計画の期間
3. 計画の目的
4. 計画の構成
5. 計画の策定方法
6. 他の計画等との関係
7. これまでの計画の推移
8. 第6次発展計画の進捗状況（成果と課題）

第2章 伊丹市社協を取り巻く現状……………10

1. 福祉施策の動向
2. 伊丹市の現況
3. 伊丹市の福祉状況

第3章 理念・基本方針・体系図・事務局体制………… 27

1. 伊丹市社協がめざす計画の理念
2. 伊丹市社協の計画の基本方針
3. 計画の体系図
4. 2020年度からの事務局体制（2室5課）

第4章 推進目標・活動項目・事業実施計画………… 31

1. 身近なエリアでの見守り・支えあいの基盤づくり……………31
 - 1-1 「ご近所あんしんネットワーク」事業の見直しと推進
 - 1-2 住民自治組織（地区社協・自治協議会等）と協働した地域福祉の基盤づくり
 - 1-3 多様なつどいの場づくりの推進
 - 1-4 災害時に備えた支援体制づくり
2. 多様な活動主体が出会い、つながる仕組みづくり……………38
 - 2-1 地域課題等と向き合う、福祉の枠を超えたネットワークづくり
 - 2-2 地域で育む子どもたちの福祉学習
 - 2-3 一人ひとりの「強み」を活かせる社会参加の場づくり
3. 多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制（たよれるネット）の推進……………44
 - 3-1 入口から出口につながるエリア（圏域）ごとの協働・協議の地域福祉ネットワーク

3-2	地域と協働できる専門職の育成（地域福祉を進める福祉専門職の育成）	
3-3	地域のセーフティネットの体制づくり	
3-4	伊丹市における権利擁護支援体制の充実	
3-5	総合相談支援体制（たよれるネット）の総合調整力の強化	
4.	障がいのある人など生活課題を抱える人への支援を基盤とした共生のまちづくり	54
4-1	障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活、社会参加の推進 （社会参加、生活体験）	
4-2	「心のバリアフリー」障がいのある人もない人もすべての人が相互に理解 を深め、共に参加し活動できる場づくり（交流）	
4-3	「働く」をテーマにした取り組みの推進（就労）	
4-4	相談、緊急時の受け入れ・対応の検討（安心）	
5.	地域福祉推進のための体制整備	60
5-1	住民主体の協議体機能を発揮した、まちづくり	
5-2	地域福祉を推進するための人材育成	
5-3	働きやすい職場づくりと社協職員の確保	
5-4	事務局組織体制の強化・整備	
5-5	活動財源の確保・活用	

第5章 計画推進と進捗管理 71

1. 第7次地域福祉推進計画の進捗管理
2. 第7次地域福祉推進計画推進委員会の開催
3. 伊丹市地域福祉計画（第3次）等との連携・協働

おわりに 77

資料 78

- ①第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定要綱
- ②第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会設置要綱
第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員名簿
- ③第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会開催内容
- ④第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定のための職員ワーキングチームの設置要項
- ⑤第6次発展計画推進・評価委員会での協議を踏まえての次期計画策定への提案
- ⑥参考資料

第1章 計画概要

1. 計画の名称

この計画の名称は、「第7次地域福祉推進計画（発展計画）」（以下「本計画」という。）とします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間とします。

3. 計画の目的

本計画は、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会（以下「伊丹市社協」という。）が、伊丹市内における地域福祉を推進する中核機関として、住民および行政、関係機関・団体等、さまざまな活動主体とともに、5ヶ年で進める活動および組織体制の整備、強化の方向性を示すものです。

4. 計画の構成

本計画は、次の5つの「章」によって構成します。

第1章は、計画の概要です。この章で、計画の全体のアウトラインと、過去の計画実績を示しました。

第2章は、伊丹市社協を取り巻く現状です。この計画を策定する背景である社会状況や、関連する施策等との整合性を示しました。

第3章は、第1章、第2章を踏まえ、本計画の理念と基本方針を定め、推進目標と活動項目からなる本計画の体系図を示しました。

第4章は、伊丹市社協が、地域住民や、行政、関係機関・団体等、さまざまな活動主体と取り組む5つの推進目標と、推進目標ごとの地域福祉を推進する活動項目および伊丹市社協の組織体制や財源等のあり方などの9つの重点項目を含んだ21の活動項目並びに事業の実施計画を示しました。

第5章は、5年間の計画期間において、本計画に基づき取り組む事業の推進を図るために必要な課題の協議を行う「第7次地域福祉推進計画推進委員会」の開催及び推進目標ごとの計画推進スケジュールについて示しました。

5. 計画の策定方法

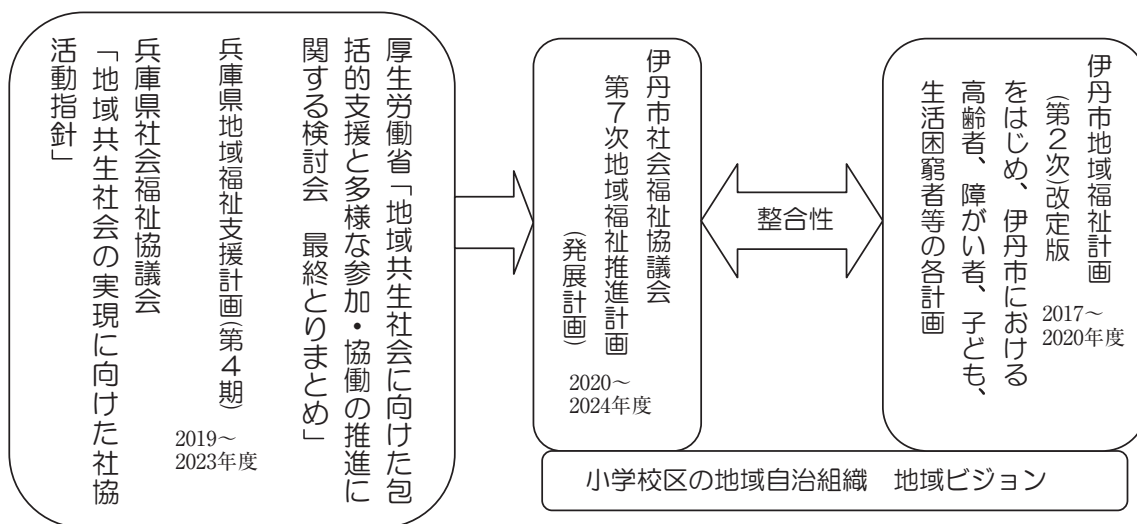
平成30年（2018年）11月に、計画策定に向けての職員説明会を開催した後、地区社協等連絡会、民生委員児童委員、障がい者団体、NPO法人、教育関係者、県社会福祉協議会、行政、学識経験者からなる第7次地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）＜12名の委員名簿81ページ参照＞を設置するとともに、職員ワーキングチームを設置しました。また、第6次発展計画推進・評価委員会からの次期計画策定への提案書を踏まえ、職員ワーキングチームでの現状分析と課題抽出を行い、策定委員会において課題を検討しました。

さらに、計画策定にあたって、理事による部会において、それぞれのワーキングチームから提案する協議内容を検討いただくとともに、評議員会においても、計画策定に

おける課題を検討し役職員で協議した内容を含めて、策定委員会での議論につなげました。これらの協議を、策定委員会事務局メンバーで、計画にまとめました。

6. 他の計画等との関係

「伊丹市地域福祉計画（第2次）改定版」をはじめ、「兵庫県地域福祉支援計画（第4期）」、兵庫県社会福祉協議会「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」、厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ」等の政策との整合性を図りながら、計画の策定に取り組みました。



7. これまでの計画の推移

第3次発展計画は、平成3年度（1991年度）に策定しました。

伊丹市においては、在宅高齢者の福祉事業を担う団体として、ふれあい福祉公社（現、伊丹市社会福祉事業団）が設立されたことから、伊丹市社協は、地域福祉と障害者福祉事業を推進することを活動方針とし、国庫補助事業の「ふれあいのまちづくり事業」の実施と、市立障害者福祉センターの運営管理や、重度障害者デイサービス事業を受託しました。

平成7年の阪神・淡路大震災により、新たに復興活動の事業を展開することになりました。

第4次発展計画は、平成13年度（2001年度）に策定しました。

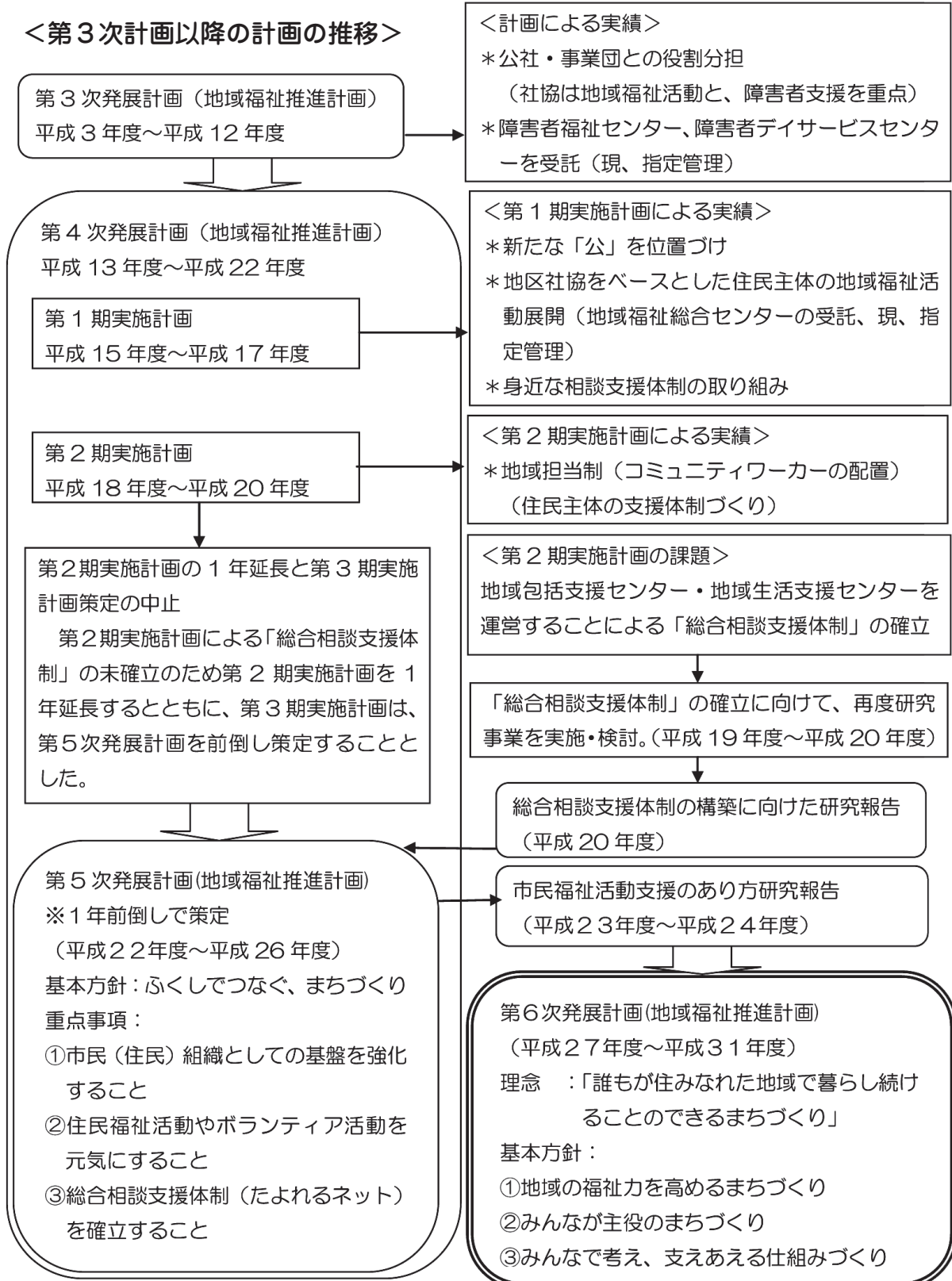
震災復興事業が落ち着き、「新たな公」を活動指針として、地域福祉活動を担う専門職として、コミュニティワーカーを位置づけ、小学校区ごとの地域福祉活動の支援をするとともに、地域福祉ネット会議の実施や、地区ボランティアセンターづくりに取り組みました。また、障害者の就労支援事業や相談支援事業、高齢者の総合相談である地域包括支援センター、障害者の就労・生活相談支援を行う地域生活支援センターを受託しました。さらに、市立障害者福祉センター、市立障害者デイサービスセンターに加え、市立地域福祉総合センターの管理運営を受託し、事業を拡大しました。

第5次発展計画は、平成21年度（2009年度）に策定しました。

「誰もが住みなれた地域で暮らし続けることができるまちづくり」を理念として、「ふくしくてつなぐ、まちづくり」を基本方針に、総合相談支援体制（たよれるネット）を

確立することを重点事項としました。平成23年度（2011年度）から、市内の8つの社会福祉法人が協働で運営する伊丹市福祉権利擁護センター事業の事務局を担いました。

第6次発展計画は、平成26年度（2014年度）に策定しました。第5次発展計画の理念を引き継ぎ、地域の福祉力を高めるまちづくり、みんなが主役のまちづくり、みんなで考え、支えあえる仕組みづくりの3つの基本方針を掲げ、5つの重点事項と5つの組織基盤強化方針を掲げて、活動を展開してきました。



8. 第6次発展計画の進捗状況（成果と課題）

ここでは、第6次発展計画の進捗状況を示します。この5年間に、5つの重点項目と5つの組織基盤強化方針に取り組んだ成果と、その課題を掲げています。

<重点事項>

(1) 一人ひとりの困りごとを受け止める支えあいの基盤づくり

成果

○住民相互の見守り活動として、つどいの場づくりを進めてきました。従来から仲間づくりの場として、地域ふれ愛福祉サロンが取り組まれています。平成27年度（2015年度）からは増減なく、平成30年度（2018年度）末では122サロンが取り組まれています。平成28年度（2016年度）から、誰でも参加できるつどいの場として、地域交流カフェの取り組み支援を実施し、平成30年度（2018年度）末では、18ヶ所で取り組まれています。また、さくらっこ食堂等のこどもや多世代の居場所づくりや、おうえん・のうえん事業などの新たなつどいの場づくりが進み、5年間で、つどいの場150ヶ所の目標に近づきました。

また、地域見守り協定事業所の登録数は、平成27年度（2015年度）に225事業所であったのが、平成30年度（2018年度）末には、235事業所で、5年間で目標の250事業所には達しませんでした。毎年度増加しました。地区ボランティアセンターも平成27年度（2015年度）に1ヶ所増え、市内11ヶ所となりました。

○地域自治組織が、平成27年度（2015年度）に2校区がモデル的に設立され、平成30年度（2018年度）には、3校区、平成31年度（令和元年度：2019年度）に、6校区が設立され、地域ビジョン（小学校区の福祉活動を含む計画）づくりに、コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターが関わり、地域住民主体の活動が広がってきています。

○平成29年度（2017年度）に、従来のコミュニティワーカーが、第2層の生活支援コーディネーター業務を兼務することで、9人体制となり、17小学校区の福祉活動を支援することとなりました。そのことに伴い、ご近所あんしんネットワーク事業に着手し、6つのモデル地区を定め、活動の普及に取り組みました。

課題

- 地域の見守り活動を進める中心的な役割を過去20年間担ってきた「地域ふれ愛福祉サロン事業」においては、対象者、ボランティアとも高齢化・固定化してきており、対象者を限定しない地域交流カフェ活動や、子どもの居場所、いきいき百歳体操など、新たなつどいの場づくりが必要となってきました。また、つどいの場をつくる担い手を確保する方策の検討が必要です。
- 小学校区域における助けあいのしくみの「地区ボランティアセンター」については、お困りごとを抱えた人と支援者をつないだり、地域課題に対してその解決を図るための資源につなぐ役割を担う、コーディネーターの育成が必要です。
- ご近所あんしんネットワーク事業を広げる方策の検討が必要であり、お困りごとを抱えた人を早期に発見し、対応するために、地域住民と専門職、関係機関との連携

も必要です。

- 地域のさまざまな社会資源を把握する役割を担うコミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターは、地域住民やその他の機関・団体等とともに地域の生活課題を明確にし、課題検討の場（地域福祉ネット会議等）を充実することが求められています。

（2）一人ひとりの強みを活かせる社会参加の場づくり

成果

- 子どもの居場所づくりや、ひきこもりの家族の支援を実施しました。また、「見守り、見守られ事例」を集約し、障がいがある人の強みを活かして活躍する場の調整をしました。
- 休耕地でのおうえん・のうえん事業や、空家の活用なども実施し、不登校や、ひきこもりがちな人のボランティア活動につなげました。

課題

- ひきこもりがちな人への支援については、一人ひとりに応じた対応が必要であり、社会参加の場の開拓が必要です。（ゲームカフェを実施し、数人のみの参加でした。）
- さくらっこ食堂や、いたみっ子だんらん食堂などの子どもを中心とした地域の居場所づくりの活動は、複数の団体、関係機関等の強みを活かし連携しながら、取り組んでいますが、今後もさまざまな活動主体が連携し、新たな社会参加の場を創出することが必要です。

（3）市民福祉活動の活性化

成果

- 企業への社会貢献アンケートを実施しました（47社中9社から回答）が、企業への働きかけにはつながりませんでした。また、労働組合にボランティア活動を紹介しましたが、具体的な活動にはつながっていません。ただし、生活協同組合との連携ができ、新たな活動につながりました。
- 中・高年層のボランティア養成で、いくつかの活動実施団体が立ち上がり、若年層・現役世代層へのボランティア養成講座では、コミュニティカフェづくり講座を実施し、新たなカフェ等が立ち上がりました。
- 学生対象の夏季ボランティア体験学習（なつボラ）や、こどもボランティアクラブなどに取り組みましたが、参加者が少ない状況です。
- 福祉学習の啓発冊子づくりを市内の小・中・高校に呼びかけましたが、限られた学校だけの参加となりました。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を毎年度実施しました。また、市と地域防災計画上の課題等について協議の場を持ち、災害時の市と伊丹市社協の役割分担や、地域のニーズの集約方法等について継続協議しています。
- ボランティア活動の活性化、市民が参加しやすい、情報が得やすいボランティアセンターの運営等について、ボランティア・市民活動センター運営委員会での協議を実施しました。

課題

- 企業や労働組合、生活協同組合等の多様な活動主体との連携について、具体的な方策の検討が必要です。
- 新たなボランティア活動者の育成については、地域のニーズに照らし、対象や内容等についての検討が必要です。
- 地域と学校、地域と地元企業等との連携による社会（地域）貢献、ボランティア活動の具体的な活動メニューの検討が必要です。
- 災害時の地域のニーズの集約方法や、平常時の取り組み方法、市と伊丹市社協の役割分担等、地域防災計画上の課題点についての継続協議が必要です。
- ボランティア・市民活動センターの運営をより活発化するため、人員体制について協議・検討が必要です。

（４）総合相談支援体制の推進**成果**

- 地域福祉推進室において、漏れのない相談支援体制を構築するために、権利擁護を担っていた部門に、生活福祉資金・法外援護資金の貸付業務と、生活困窮者自立支援制度における家計改善・相談支援事業を加え、家計管理がしづらい、何らかの課題を抱えた人と権利擁護支援が一体的にできるように部署を改変しました。
- 課題調整会議を開催し、個別支援と地域支援が一体的に支援できるように課題検討を行いました。
- 基幹型地域包括支援センターでは、市内9ヶ所の地域型地域包括支援センターの後方支援として、総合相談、虐待・権利擁護、多職種連携、介護予防、包括的・継続的ケアマネジメント、認知症ケア向上等を行いました。伊丹市社協は、市民後見人養成・活動支援を行い、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）末までに8人の市民後見人が誕生し、後見監督人として市民後見人の活動を支援しました。

課題

- 課題調整会議では、漏れのない相談支援体制を構築するため、個別支援と地域支援の各部署のリーダーが参画し、個別支援と地域支援のスキルの向上を図ってききましたが、随時に課題調整を行う初動ミーティングが進んでいないため、検討が必要です。
- 権利擁護・資金貸付担当を一体化しましたが、その部署をスーパーバイズできる職員がいらないため、組織体制の検討が必要です。
- 基幹型地域包括支援センターや、地域生活支援センターの課題整理を行うとともに、伊丹市全体の総合相談支援体制の中で、どの部分を伊丹市社協が担うべきかを、明確にすることが必要です。

（５）地域福祉推進のための体制整備**成果**

- 個別ケア会議や、ご近所あんしんネットワーク事業などに力点をおいて取り組んできました。また、地域福祉ネット会議や、多職種連携会議、民生委員児童委員懇談

会などにも取り組みました。そして、地域福祉ネット会議の位置づけを市とともに共有化しました。

○市域全体の課題検討を行う場の設置については、検討ができませんでした。〈平成30年度（2018年度）は、勉強会を実施〉

課題

- 個別ケースの検討会議、小学校区域の課題検討会議である地域福祉ネット会議、市域の課題検討を行う会議の関係性を整理し、重層的な協議ができる場の設置が必要です。
- 地域福祉ネット会議代表者連絡会や、地区社協等連絡会などの会議の役割や位置づけを市とともに協議し、整理していくことが必要です。また、地域の生活課題検討の場に、障がい者支援についても協議・検討が必要です。
- 伊丹市における市域全体の課題検討を図る場の設置について、市と協議・検討するとともに、伊丹市地域福祉計画で謳われている総合相談支援体制の強化の中で、伊丹市社協の果たすべき役割を明確化していくことが必要です。

＜組織基盤強化方針＞

（1）協議体機能を発揮した、まちづくり

成果

- 理事会に部会を設け、〈平成29年度（2017年度）から、4部会（①法人経営、②総合相談支援、③地域支援、④障害者支援）〉、伊丹市社協が取り組んでいる具体的な活動内容の説明や、意見交換・協議をしました。
- 評議員会においても、第7次地域福祉推進計画策定に向けての意見交換や意見聴取をしました。
- 社会福祉法人連絡協議会では、法人による連携・協働のための研修を年3回開催しました。また、障害者スポーツ協会については、自立した運営ができるように支援しました。

課題

- 理事会においては、部会において、理事と職員との協議が行えるようになってきましたが、解決すべき課題の協議までには至っていません。今後は、伊丹市社協として取り組むべき事業等についての協議を実施していくことが必要です。また、評議員会においても、各団体を代表する委員として、住民の生活課題を反映した協議ができる場にしていくことが必要です。
- 社会福祉法人連絡協議会では、地域と法人並びに法人同士が協働・連携していく地域貢献の取り組みを協議し、具体的な取り組みにつなげていくことが必要です。また、障害者スポーツ協会と伊丹市社協が協働して、東京パラリンピックに向けて、障害者スポーツの啓発等に関して取り組むことが必要です。

(2) 行政とのパートナーシップを強化した仕組みづくり

成果

- 「伊丹市地域福祉計画（第2次）改定版」策定に委員として参画するとともに、ワーキングの進行を行いました。また、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）、障害福祉計画（第5期）策定についても関わりました。さらに、権利擁護支援体制の新たな体制整備について、市とともに協議してきました。
- 第7次地域福祉推進計画策定にあたり、市から委員選出と参画、必要に応じて職員ワーキングチームに関わっていただきました。

課題

- 中・長期計画（伊丹市地域福祉計画、伊丹市地域福祉推進計画）について、市と伊丹市社協が、共通認識のもとで取り組んでいくことが必要です。
- 伊丹市社協の民間性、公共性を活かして、市からさまざまな事業を受託していますが、事業の進捗状況や課題について、共有の場が必要です。

(3) 伊丹市社協らしい支援力の発揮

成果

- 指定管理者制度において、市立障害者福祉センター、市立障害者デイサービスセンター、市立地域福祉総合センターの3施設を管理運営しています。また、市から、各福祉事業を受託し実施しています。
- 課題調整会議を実施し、部署を横断し、総合的な支援の方策を検討しました。

課題

- 市立障害者福祉センターは、障がいのある市民からのさまざまな相談に対応ができるよう職員の資質向上を図るとともに、障がい者主体の事業運営ができるように取り組むことが必要です。
- 市立障害者デイサービスセンターは、市立障害者福祉センターと一体的に事業を実施し、地域に開かれた施設として、ボランティアの受入れや、地域住民との交流の場づくり等につなげる必要があります。また、利用者一人ひとりに応じた支援と、医療・介護体制の強化が必要です。
- 市立地域福祉総合センターは、指定管理者として、伊丹市社協が運営するメリットを打ち出すことが必要です。

(4) 支援力を発揮するための人材育成と体制整備

成果

- 伊丹市社会福祉大会などの事業に対して、職員が横断的なプロジェクトチームを形成し、事業を実施しました。
- 新人職員研修や、実習生の受入れ方法などを整備しました。

課題

- 各部署による横断的な対応が必要な場合に、職員プロジェクトチームを立ち上げ、

実施しましたが、特定の職員への負担や、日常業務の遂行の妨げになっていないの検証が必要です。

- 市立地域福祉総合センターと市立障害者福祉センターが、災害時に、災害ボランティアセンターや、福祉避難所などの複数の役割を担うこととなっていますが、主に担うべき役割を明確化するため、市との協議を継続していくことが必要です。
- 階層別の研修体系の確立に向けた検討をすすめるとともに、職員として共通する資質の向上を図るための研修が必要です。また、復命研修の実施については、ほとんど取り組めていない状況です。さらに、地域福祉を推進するための職員の資質向上研修プログラムを検討し、他法人の職員との合同研修の場が必要です。

(5) 活動財源の創出

成果

- 会費については、地区社協等（小学校区）の地域福祉活動に重点的に配分していることを、各地区の総会等で住民に啓発をしました。会員数は横ばい状況です。年々、総額が減少している状況にあります。
- 共同募金については、公募配分方式を実施し、幅広く市民に啓発しました。また、社協配分事業として、地域のつどいの場である、地域ふれ愛福祉サロン事業に重点的に配分しました。新たな取り組みとして、募金百貨店プロジェクト事業に1事業所が登録しました。
- ニーズ・資源再発見検討委員会において、地域のさまざまな団体から委員を選出し、先進地視察や社会資源としての団体活動について、見識を深めることができました。
- 広報・啓発活動として、「社協だより」をはじめ、ホームページ、ブログ、フェイスブック、メールニュース、チラシ等を作成し、地域福祉情報等を提供しました。

課題

- 会費をはじめ、共同募金や、寄付金などの用途を明確化し、資金を何に充当するのかを、市民に分かりやすく広報することが必要です。
- 活動財源については、活動資金の収集方法とともに、資金以外の資源（人や場所、専門技術の提供等）も含めての検討が必要です。
- 広報・啓発活動については、対象や目的に見合った手法や実施方法を検討することが必要です。

第2章 伊丹市社協を取り巻く現状

地域では、少子高齢化が進行するとともに、世帯規模の縮小化が進み、また、ライフスタイルが多様化する中で、人とひととの関係が希薄化し、社会的孤立・社会的排除が深刻化した事象が起っています。また、社会問題として、「8050問題」や、「ダブルケア」等、福祉ニーズが多様化・複合化し、既存の制度の枠内では支援しにくい「制度の狭間」の問題が顕在化してきています。

こうした状況から、これまでの高齢者、障がい者、児童といった分野別の制度に基づいた縦割りの支援では、解決しにくい問題に対して、分野を横断的に、かつ包括的な相談支援体制の整備が急がれています。

また、災害が全国各地で頻繁に起こる中で、災害時を想定した住民による要援護者への支援体制づくりの取り組みも必要となってきています。

認知症高齢者や障がい者・児童虐待の増加をはじめ、地域に暮らす外国人や、多文化共生の社会づくりの必要性から、権利擁護の相談・支援、生活困窮者への支援、買い物や交通の不便さなど生活支援を必要とする方のニーズが増大し、その支援の方法と担い手不足など地域のあり方を併せて検討することが急務となっています。

1. 福祉施策の動向

(1) 社会福祉法の改正

制度の狭間や、複合的な問題を解決するため、制度、分野ごとの縦割りの関係を超えて、多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを見据えて、社会福祉法が平成30年（2018年）4月に改正されました。

改正点として、

- ①地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る。
- ②市は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める。
- ③市及び県は、それぞれ市地域福祉計画及び県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加する。

以上の点を踏まえ、地域共生社会実現に向けて、「地域住民等」と連携して、複雑かつ多様化していく地域生活課題の解決に資する支援を行うための体制として、福祉部局以外も含めた、市役所内の連携を強化するとともに、市役所外の関係機関・団体も含めた「包括的支援体制」を整備していくことを盛り込んだ、地域福祉計画の策定が必要となってきています。

(2) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめ

厚生労働省において、平成31年度（2019年度）に、次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において、今後強化すべき機能等を主に検討した検討会の最終とりまとめが発表されました。その中で、「地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人とひと、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的なコミュニティ、地域社会を創るという考え方である。」ことが示されています。そして、今後の新たなアプローチとして、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められており、専門職の支援は「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」を組み合わせることが必要とされ、専門職による伴走型支援と、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りという、双方の視点を重視し、重層的にセーフティネットを強化していくことが必要だということが謳われています。

そのためには、市町村における包括的な支援体制を構築するために、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設が掲げられています。新たな事業は、市町村が、さまざまな課題を抱える全ての地域住民を対象として、地域住民や関係機関等と議論する場を持ち、共通認識を持ちながら取り組みを進めるとともに、定期的実施状況等を分析・評価・改善する仕組みをつくること示されています。

また、包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材育成・確保に向けた取り組みを進めると、新たな事業について、市（町村）地域福祉計画の記載事項とすべきことが示されました。

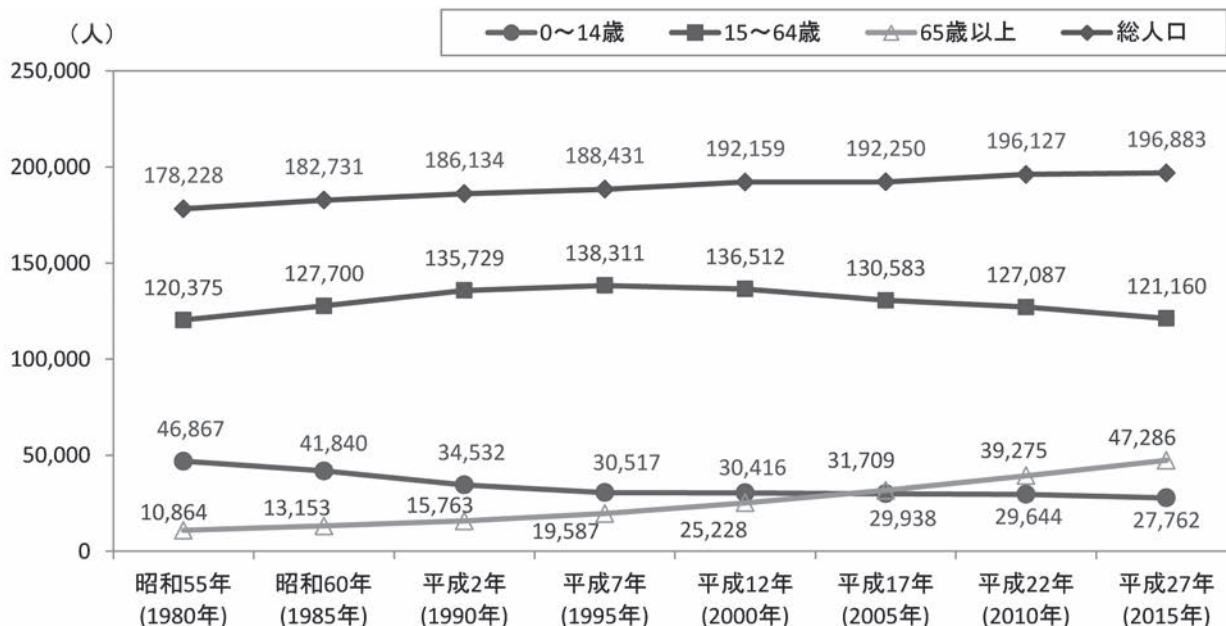
そして、都道府県は、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整を担い、国は、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、研修の実施等、都道府県と連携した人材育成の推進などを進めることが示されました。

2. 伊丹市の現況

(1) 人口推移

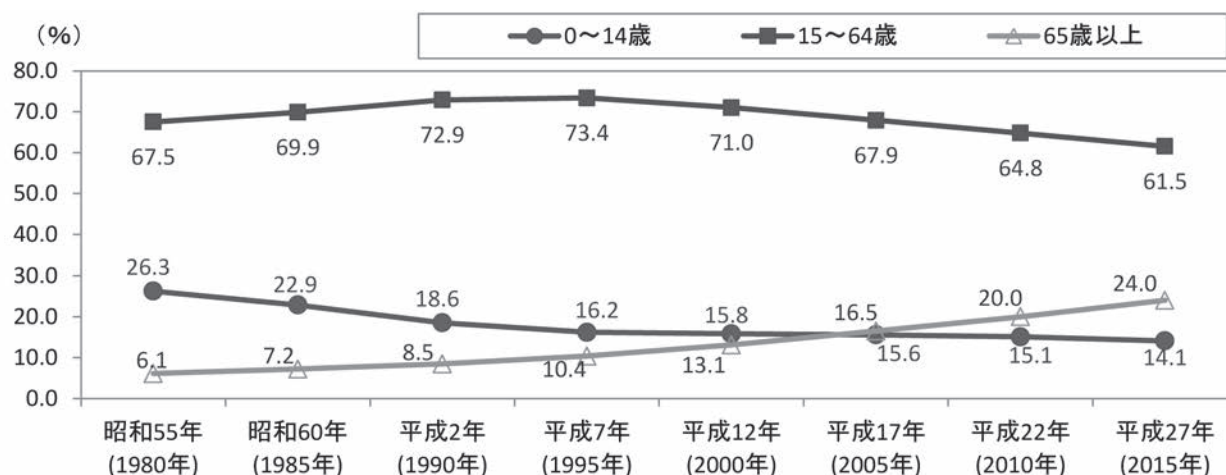
全国では急速な人口減少社会を迎えている中、国勢調査による本市の人口をみると、総人口は微増傾向にあります。総人口・年齢3区分別人口の推移をみると、昭和55年（1980年）から0～14歳の年少人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。平成17年（2005年）には、年少人口と高齢者人口が逆転しており、また、自然動態の推移では、平成29年（2017年）までは、出生数が死亡数を上回っていましたが、平成30年（2018年）からは、死亡数が出生数を上回りました。また、人口ピラミッドからは、団塊の世代が、平成27年（2015年）から65歳以上の高齢者となり、その後も、団塊ジュニア世代が高齢者になるまでの約20年間は、高齢者人口が多く、少子高齢化の進行がみられます。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



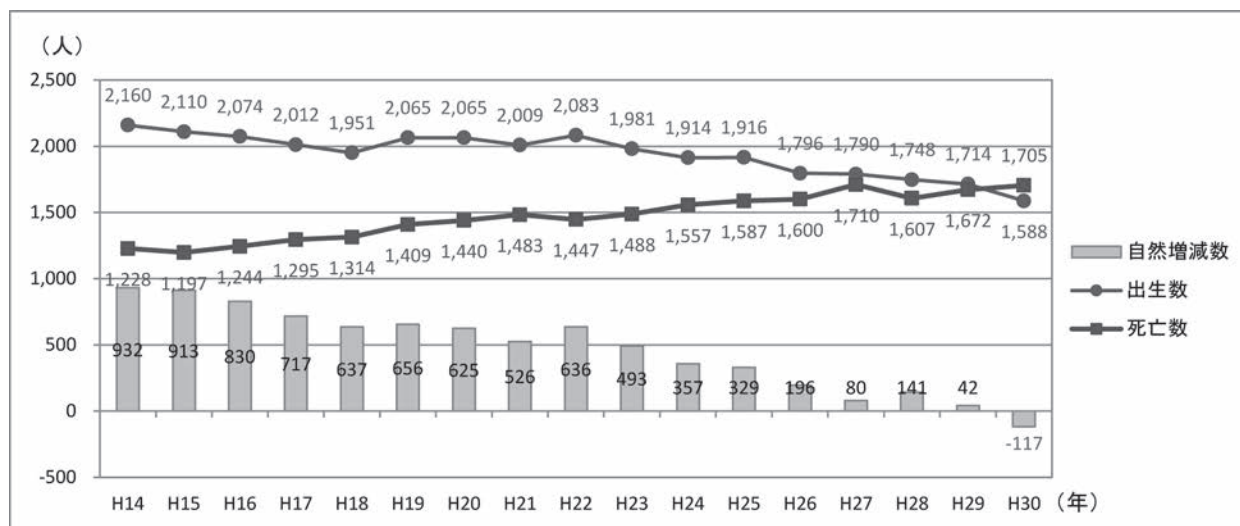
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■自然動態の推移

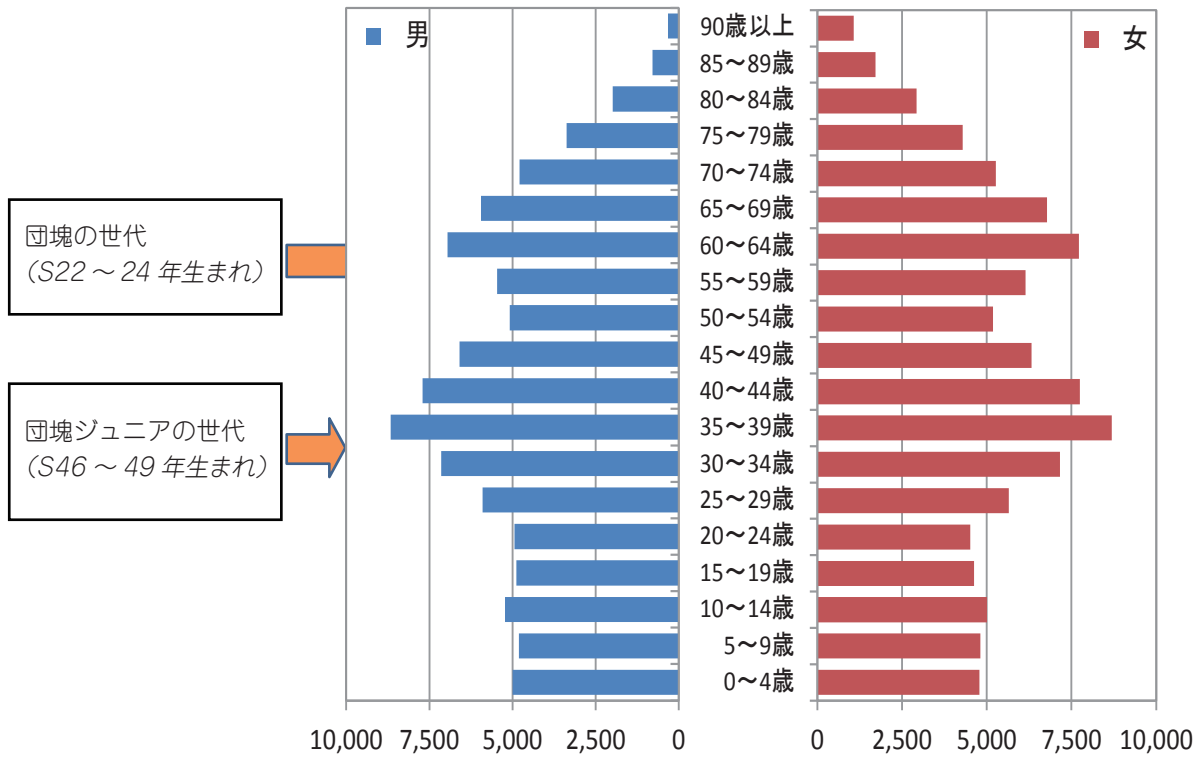


資料：伊丹市資料

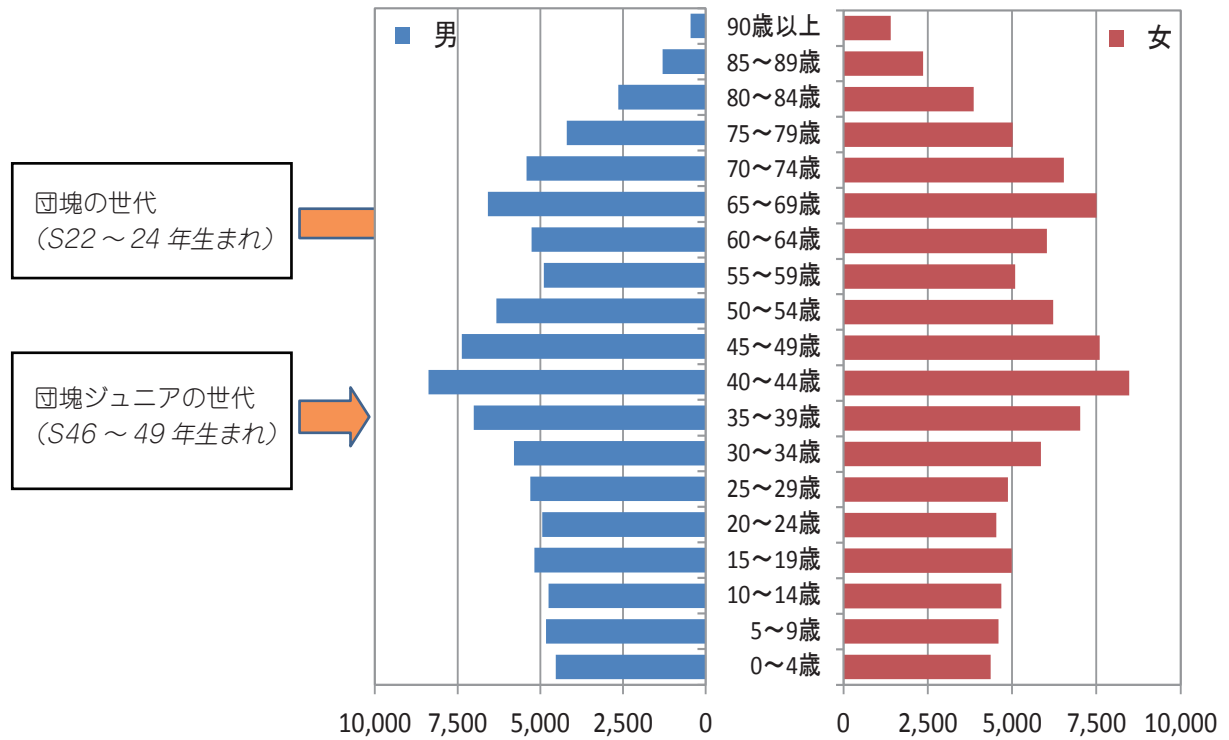
■人口ピラミッド*

(平成 22 年)

2
現
状



(平成 27 年)

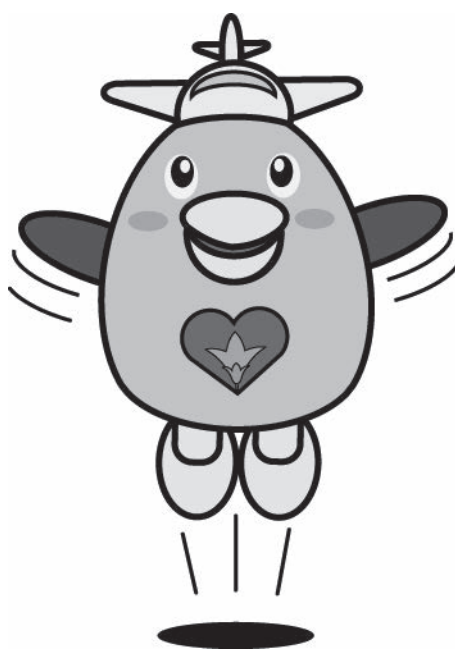


■小学校区別人口、世帯数、高齢化率、ひとり暮らし高齢者数

小学校区	世帯数	人口	0歳～ 19歳	20歳 ～64歳	65歳 以上	高齢化率	★67歳以上のひ とり暮らし人数
伊丹小	9,079	20,409	3,676	12,892	4,712	23.1%	791
稲野小	5,370	13,354	2,653	8,085	3,160	23.7%	458
南小	7,823	17,641	3,280	10,933	4,195	23.8%	718
神津小	2,622	5,899	885	3,406	1,834	31.1%	338
緑丘小	4,514	11,026	2,190	6,662	2,669	24.2%	417
桜台小	4,826	11,856	2,203	7,053	3,104	26.2%	407
天神川小	5,517	13,589	2,479	8,123	3,704	27.3%	607
笹原小	6,896	16,842	2,940	9,679	4,952	29.4%	511
瑞穂小	4,064	11,151	2,084	7,361	2,335	20.9%	317
有岡小	5,492	12,356	2,305	7,645	2,864	23.2%	512
花里小	3,329	8,105	1,351	4,612	2,527	31.2%	359
昆陽里小	3,749	9,151	1,892	5,373	2,376	26.0%	421
摂陽小	3,648	8,510	1,385	4,782	2,707	31.8%	382
鈴原小	3,045	7,298	1,191	4,081	2,298	31.5%	343
荻野小	4,504	11,268	2,263	7,071	2,487	22.1%	277
池尻小	4,407	10,799	2,066	6,412	2,830	26.2%	505
鴻池小	3,543	9,025	1,964	5,544	2,052	22.7%	353
計	82,428	198,279	36,807	109,991	50,806	25.6%	7,716

※世帯数・人口・高齢化率は、伊丹市統計2019(令和元)年7月1日現在人口推計

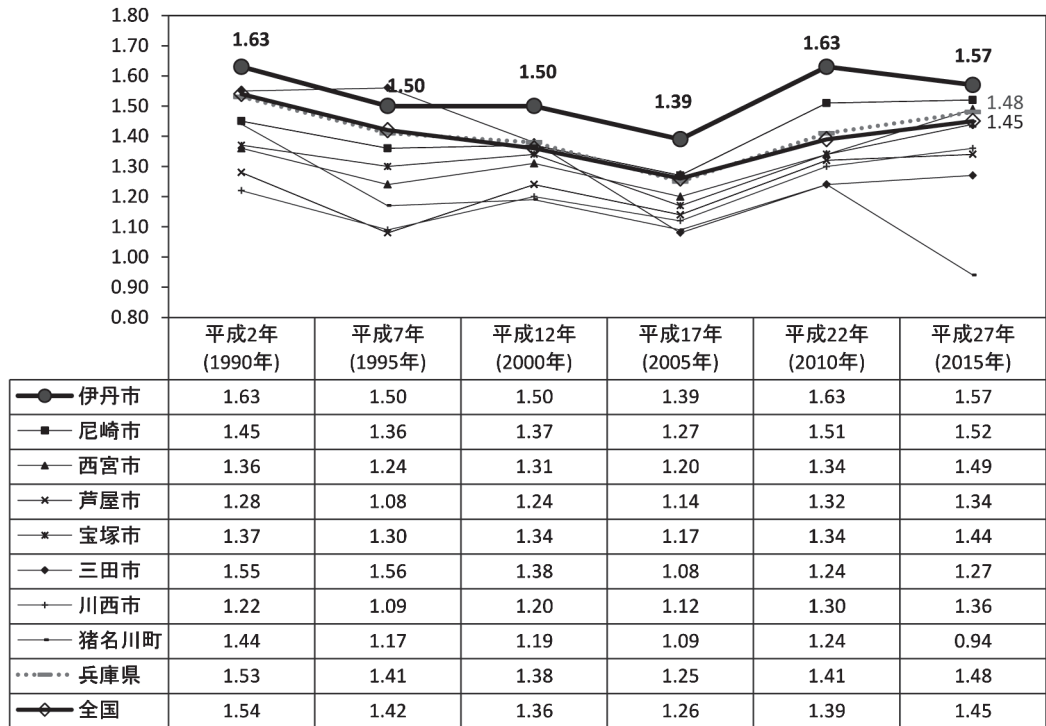
★伊丹市高齢者実態調査2019年度結果(2019(令和元)年6月1日現在)



(2) 合計特殊出生率

伊丹市の合計特殊出生率は低下傾向を経て、平成 22 年（2010 年）に 1.63 と高まりましたが、平成 27 年（2015 年）に 1.57 になっています。県や国の値を上回って推移しており、近隣自治体と比較しても高い値となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：兵庫県保健統計年報

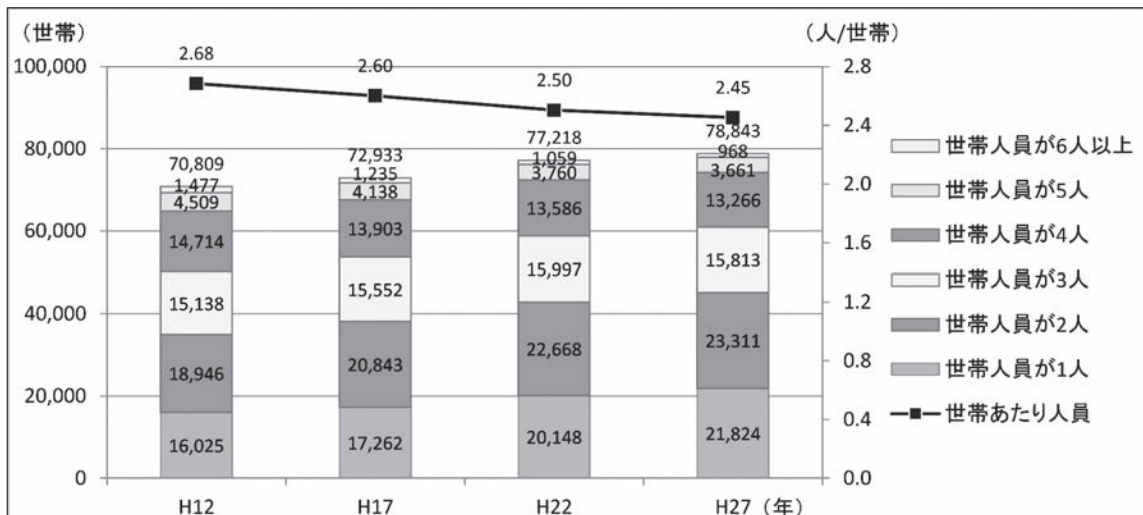
(3) 家族形態の変化

1) 世帯規模推移

世帯規模は、平成 12 年（2000 年）は、1 世帯 2.68 人でありましたが、平成 27 年（2015 年）には、1 世帯 2.45 人となり、世帯規模は年々小さくなっています。

また、家族形態については、平成 12 年（2000 年）から平成 27 年（2015 年）では、単身世帯が、5%（23%から 28%に）、2人世帯が、3%（27%から 30%）増加し、3人世帯以上が 8%（51%から 43%）減少しています。

■世帯数の推移



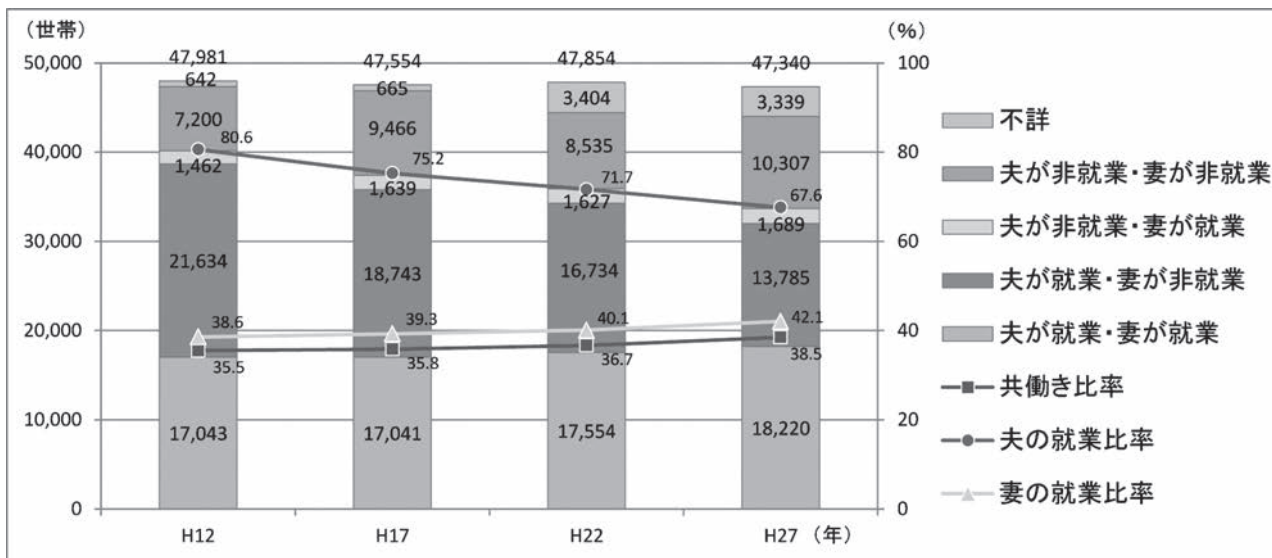
資料：国勢調査

2) 共働き家庭（妻の就業）推移

平成12年（2000年）は、夫婦のいる一般世帯における共働き世帯の比率は35.5%でしたが、平成27年（2015年）には、38.5%に増加しています。

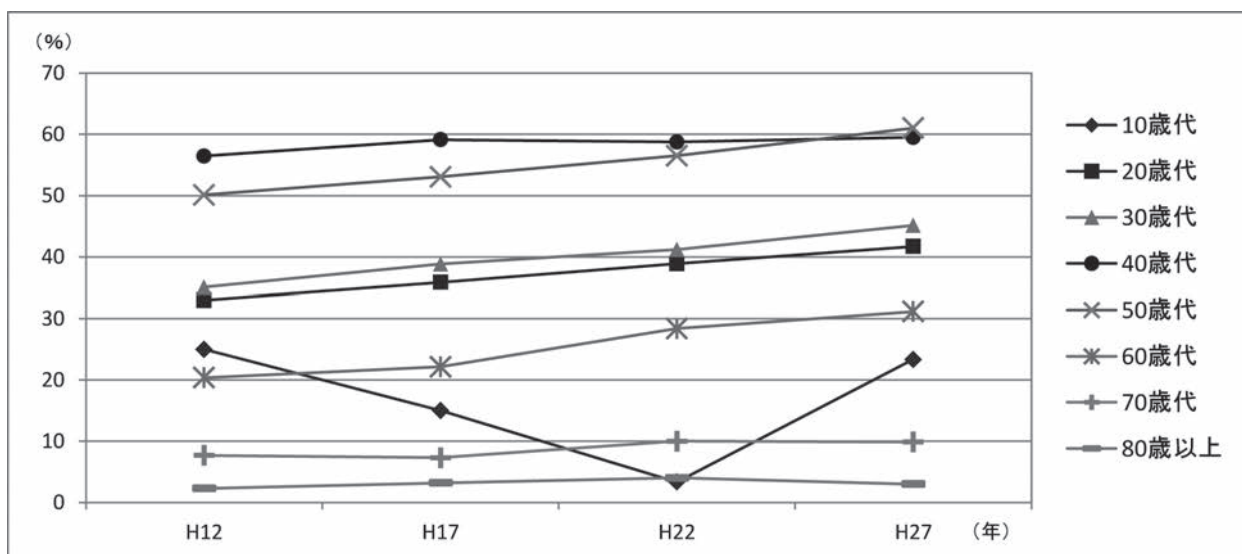
また、年齢層別の妻の就業率の推移をみると、40代、50代が高く、6割以上の妻が働いています。加えて、20代、30代の子育て世代の妻の就業も増加しており、4割を超えています。

■夫婦のいる一般世帯における妻の就業状況の推移



資料：国勢調査

■年齢層別の妻の就業率の推移



資料：国勢調査

(4) 地域組織の変化

1) 自治会組織率の推移

地域（自治会）で実施している活動の主なものとして、①交流関係（夏祭り、もちつき等）、②環境関係（地域清掃等）、③紛争関係（ごみ問題、騒音問題等）、④見守り活動（通学・夜間パトロール等）、⑤地域行事への協力（学校行事等）、⑥行政からの依頼（地域意見のとりまとめ、調査、行政との連絡等）、⑦各種事務処理（総会、理事会などの開催等）があります。自治会の現状は下記のとおりです。

自治会の現状		H27	H28	H29	H30
自治会数		210	208	207	204
世帯数（推計）		79,536	79,204	80,111	80,783
戸数（自治会区域内）		69,217	71,290	72,181	72,580
自治会加入戸数		52,718	51,636	50,925	50,403
加入率	自治会区域内	76.2	72.4	70.6	69.4
	市域	66.3	65.2	63.6	62.4
解散(休止)した自治会数		3	1	2(1)	2

伊丹市は、自治会等が住みよい生活環境づくり等をめざして行うコミュニティ活動や、地域住民の連帯意識を高揚するために自治会及び自治会ブロックが行う研修活動等に助成し、心豊かなまちづくりに努めています。

2) 地域自治組織の推移

伊丹市は、概ね小学校区を活動範囲として、範囲内に居住されるすべての市民が活動に参画でき、今後も地域の活動が継続して実施できるよう「地域自治組織」の設立と、今後の地域の将来像（今後10年）の実現に向けた取り組みを謳った「地域ビジョンづくり」の支援を行っています。

地域自治組織は、平成27年度（2015年度）に、伊丹小学校区、笹原小学校区をモデル地域として設立され、地域ビジョンの策定と、地域ビジョンに基づいた事業を実施することで、伊丹市は、それぞれ地域の実情に応じて地域総括交付金を支給し、また、運用方法やふるさと寄付による交付金の活用について助言を行うなど、地域自治組織における地域活動の推進を支援しています。そして、伊丹市は、平成30年（2018年）年6月には「地域自治組織設立等に関する条例」を制定しました。

伊丹市は、既に地域ビジョンを策定している伊丹小学校区・笹原小学校区に加え、平成30年度（2018年度）は、稲野小学校区・緑丘小学校区・池尻小学校区における地域ビジョンの策定について、地域の負担軽減を図るため、その策定に係る経費を補助するとともに、意見交換会やまちあるき等に参画するなどの支援を行いました。その結果、稲野小学校区・池尻小学校区では、地域ビジョンを策定され、緑丘小学校

区については、さらに熟議を重ね策定する予定となっています。さらに、平成31年度（2019年度）年度からは、緑丘小学校区に加え、新たに有岡小学校区・摂陽小学校区・神津小学校区・花里小学校区・昆陽里小学校区・天神川小学校区が地域ビジョンの策定に係るために支援を行っています。

3) 空き家・店舗の状況

伊丹市では、平成26年度（2014年度）に実態調査（目視等による）を実施し、市内1,421件の空き家が存在している状況にあり、平成27年（2015年）9月に「空家特措法」に基づき、「伊丹市空家等対策協議会条例」を施行するとともに、「伊丹市空家等対策協議会」を設置し、「伊丹市空家等対策計画」を策定しています。しかし、現時点では具体的な取り組みにはつながっていません。

平成31年度（2019年度）、伊丹市社協の活動に理解のある空き家の持ち主（元民生委員児童委員）からの申し出により、伊丹市社協のコミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターの調整により、小学校区の自治協議会と覚書を交わし、健康マージャンや、俳句の会等の活動に活用されています。

3. 伊丹市の福祉状況

(1) 高齢者

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期：2018年～2020年）では、「地域包括ケア計画」と位置付けた、第6期介護保険事業計画を踏まえ、団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年（2025年）を見据えた中長期的視野によって、地域包括ケアシステムの段階的な構築をめざします。

主な取り組みとしては、地域包括ケアシステム構築の中核を担う地域包括支援センターの機能強化や、高齢者の社会参加や生きがいづくりに重点を置いた介護予防事業の実施、在宅医療の普及に向けた医療・介護の連携強化、地域密着型サービスを中心とした施設整備等を通じて、住み慣れた地域での在宅生活を支える基盤を強化していくこと等を盛り込んでいます。

最上位計画である「伊丹市総合計画（第5次）」の施策目標に沿って、「伊丹市地域福祉計画（第2次）改定版」、「第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画（第5期）」「伊丹市健康づくり計画」「伊丹市住生活基本計画」などとも整合性を図り、次の基本目標を定め、関連施策を推進しています。

①「住み慣れた地域での暮らしを支えます」

「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築をめざします。

②「高齢者の元気な生活を支援します」

地域に貢献できる活動の場をつくるなど、いきいきと活躍する高齢者を支援します。

③「安心して暮らせる仕組みを構築します」

権利擁護の推進をはじめ、認知症高齢者やその家族へのケアの推進などにより、身近な地域で安心して暮らせる仕組みを構築します。

④「持続可能な介護保険制度を構築します」

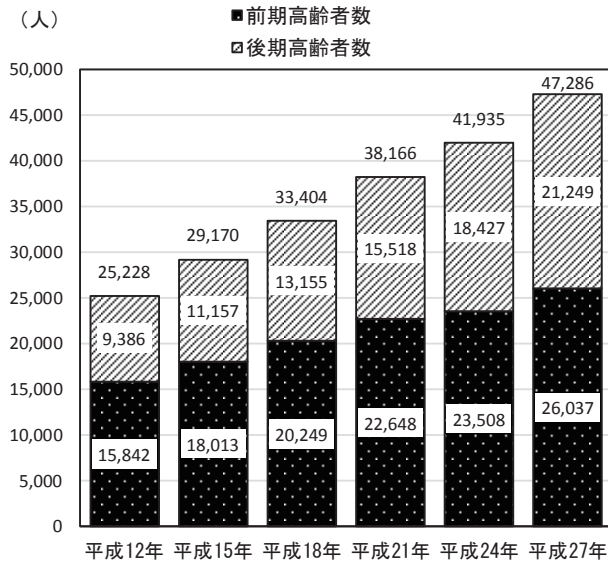
適正な負担と給付を維持し、安定的な介護保険事業運営を行います。

1) 高齢者人口の推移

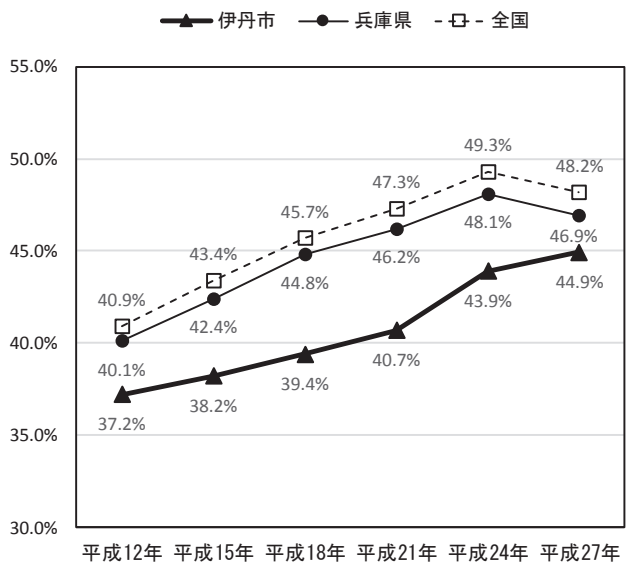
高齢者人口は、前期高齢者人口・後期高齢者人口ともに年々増加しています。平成12年(2000年)に比べ、平成30年(2018年)には前期高齢者が25,238人(+59.3%)、後期高齢者が25,154人(+168.0%)増加しています。

後期高齢者割合は、年々上昇傾向にあり、伊丹市、兵庫県、国ともに4割を超えています。後期高齢者の増加率は、前期高齢者よりも高く、今後も大幅な増加が予測されるため、後期高齢者の急増への対応策が求められます。

■高齢者人口の推移



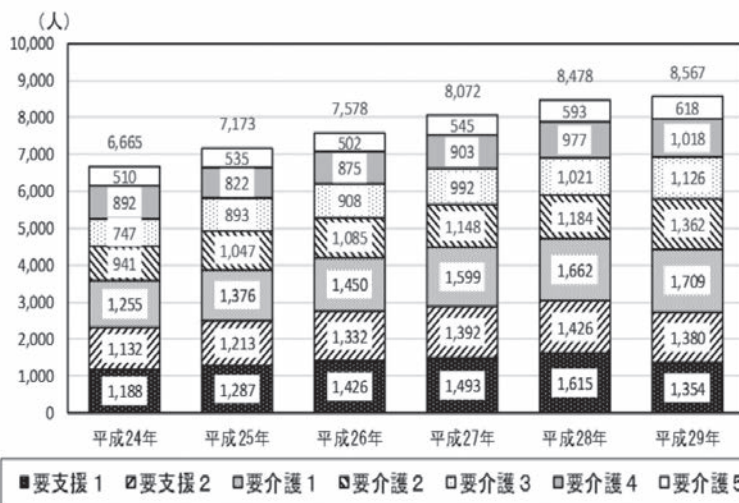
■後期高齢者割合の推移



	高齢者人口	前期高齢者数	後期高齢者数	後期高齢者割合
伊丹市	47,286人	26,037人	21,249人	44.9%
兵庫県	1,481,646人	786,777人	694,869人	46.9%
国	33,465,441人	17,339,678人	16,125,763人	48.2%

資料：国勢調査(いずれも平成27年10月1日現在)

2) 要介護認定者数の推移



数値出典：介護保険事業状況報告(伊丹市) 各年9月分より

要介護・要支援認定者数は漸次増加しており、平成29年(2017年)9月末時点で8,567人となっています。

これは前年比で1.0%の増加です。

また、5年前の平成24年と比較すると28.5%の増加となっています。このうち要介護3の認定者数が最も大きな伸びを示し50.7%の増加となっています。

3) 地域支援事業の拡充

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年(2015年)4月から介護保険法の改正により地域支援事業に位置付けられたものです。基本理念として、①多様な生活支援の充実、②高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくり、③介護予防の推進、④市町村・住民などの関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開を掲げています。

地域の実情にに応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支えあい体制づくりを推進するとともに、要支援者などに対して効果的かつ効率的に支援等を行うことができるようめざします。

伊丹市では、平成29年(2017年)4月より、日常生活圏域ごとに1名ずつ生活支援コーディネーターが配置されることとなり、伊丹市社協に配置され、コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターとして、地域の福祉資源の蓄積・開拓や、インフォーマルな地域の支援につなぐ役割を果たしています。

(2) 障がい者

伊丹市では、平成26年度(2014年度)に、障害者施策全般に関する基本的な事項を定める「第3次伊丹市障害者計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」を基本理念に、伊丹市がとるべき障害者施策の基本的な方向性を示しました。

平成29年度(2017年度)に策定された、「伊丹市障害福祉計画(第5期)」・「障害児福祉計画(第1期)」では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく市町村障害福祉計画として、自立支援給付に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの実施にあたっての考え方と必要なサービス量の見込みを示し、その確保のための方策を定めるとともに、「第3次伊丹市障害者計画」の生活支援、雇用・就業・経済的自立などの施策の一部を構成する内容としました。

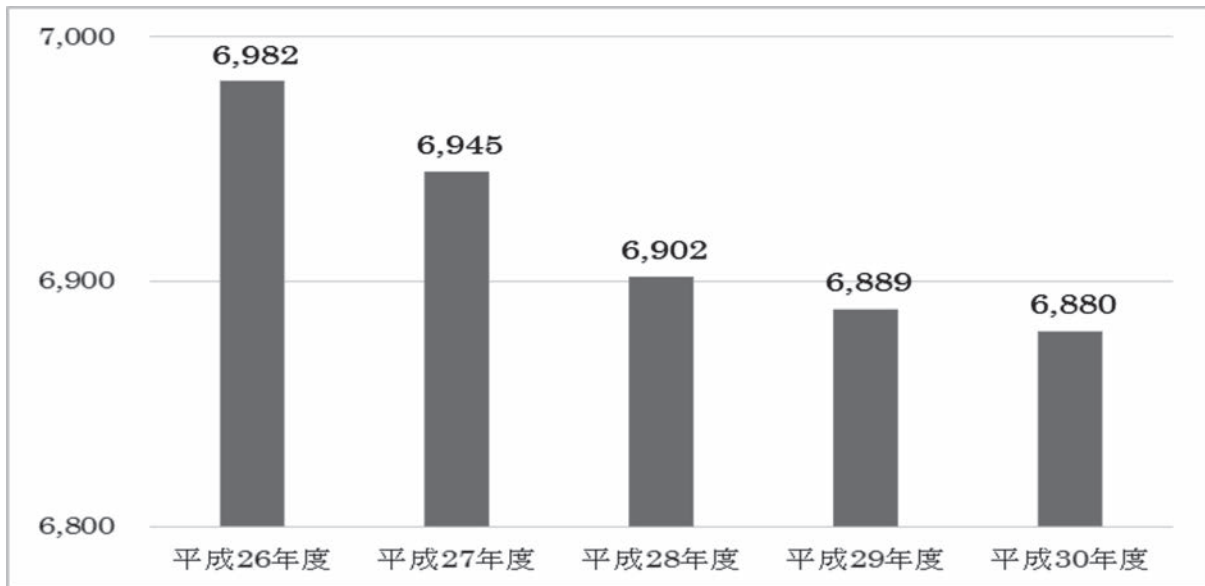
また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、「障害児福祉計画(第1期)」を、伊丹市は障害福祉計画と一体のものとして作成することとしました。

これらの計画は、「伊丹市総合計画(第5次)」及び「伊丹市地域福祉計画(第2次)改定版」を上位計画とするもので、「伊丹市健康づくり計画」「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「伊丹市子ども・子育て支援計画」の保健福祉分野における関連計画や、教育・雇用・人権・まちづくりなどの関連分野における諸施策との連携を図りながら障害者施策を推進してまいります。

1) 身体障がい者の状況(18歳以上の人数、年齢別状況)

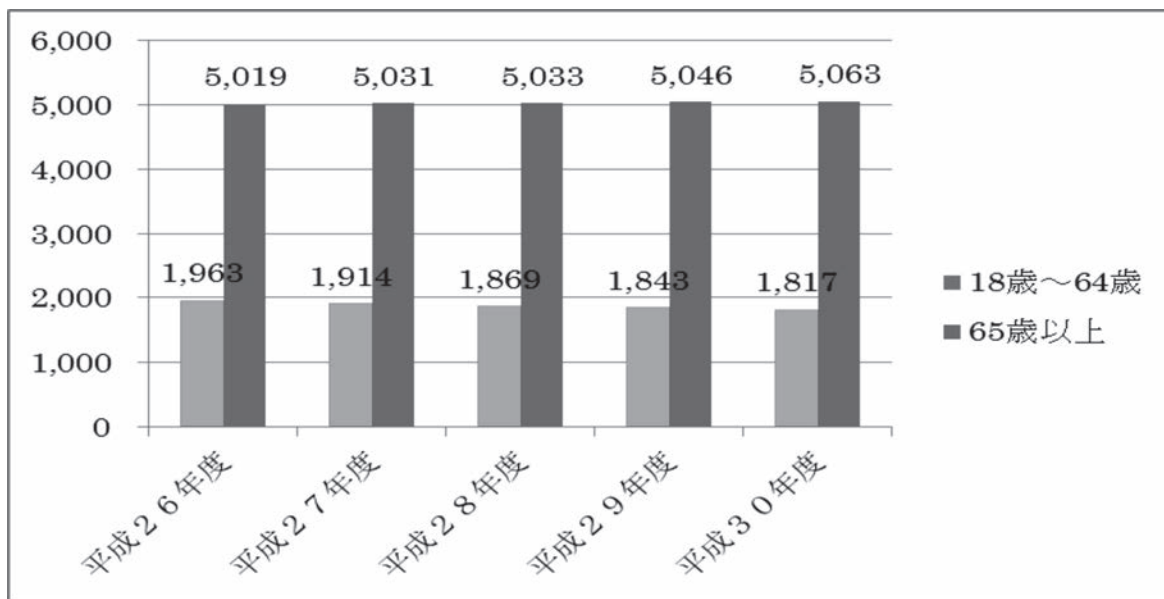
伊丹市における18歳以上の身体障害者手帳所持者数は、平成30年度(2018年度)では6,880人になり、平成26年度(2014年度)の6,982人からは約1.5%の減で、ほぼ横ばい状況となっています。

■伊丹市における身体障がい者数（18 歳以上）



身体障害者手帳所持者の年齢状況については、その7割以上（73.6%）を65歳以上の高齢障がい者が占めており、加齢に伴う疾病などにより障害を持つに至った人の数が一段と増えています。

■伊丹市における身体障がい者の年齢別状況



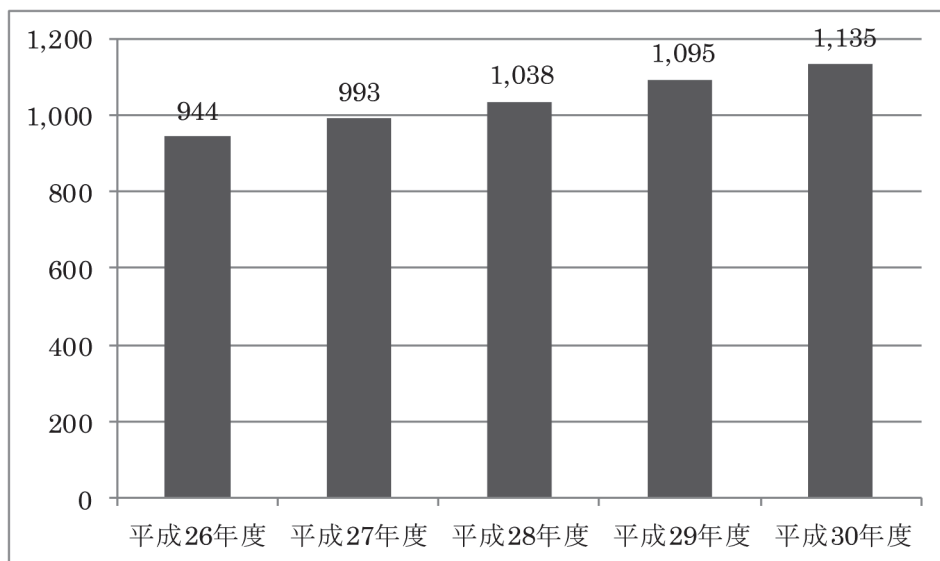
2) 知的障がい者の状況（18歳以上の人数、年齢別状況）

知的障害者福祉法では、知的障害を定義していませんが、厚生労働省が平成12年度（2000年度）に実施した「知的障害者（児）基礎調査」では、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。

そこで、この知的障害の判定は、基本的には、都道府県に設置される「知的障害者更生相談所」によって、それらの状態を判定することになりますが、その判定を一定期間証明するものとして「療育手帳」等が都道府県より交付されます。伊丹市における18歳以上の療育手帳の所持者数は、平成30年度（2018年度）では1,135人で、

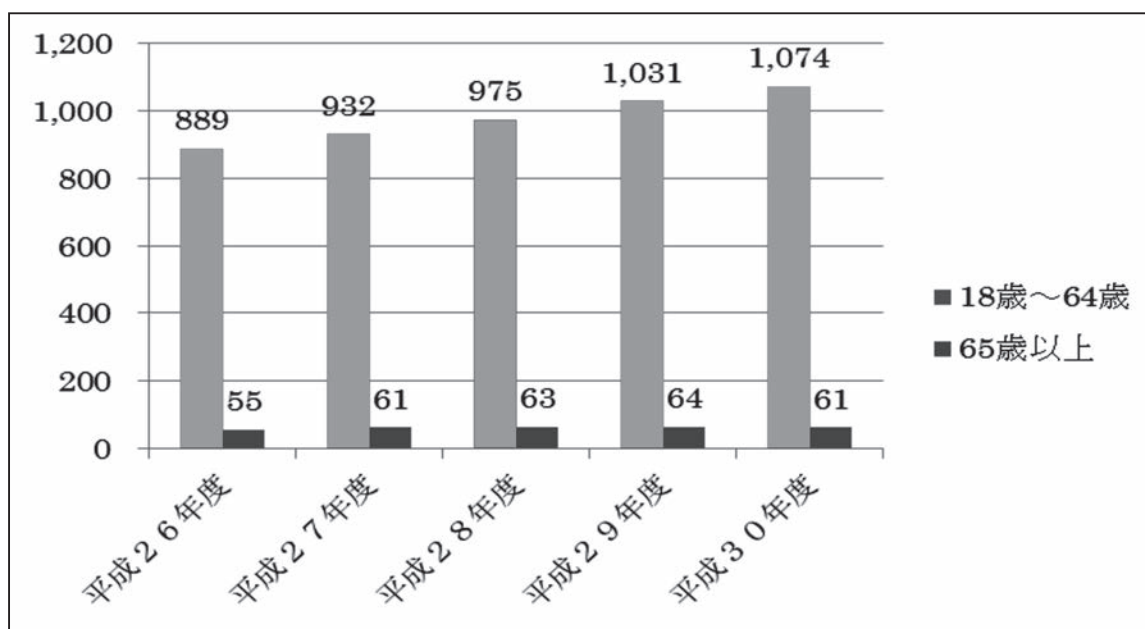
平成 26 年度（2014 年度）の 944 人から、191 人増えており、割合であらわすと、20.24%増えています。

■伊丹市における知的障がい者数



療育手帳は 18 歳を越えて取得する人もあり、年齢区分については明確な傾向はありませんが、平成 30 年度（2018 年度）では、療育手帳所持者の半数以上（49.7%）を 20 歳代、30 歳代が占めており、高齢者である 65 歳以上の手帳所持者は 4.9%となっています。

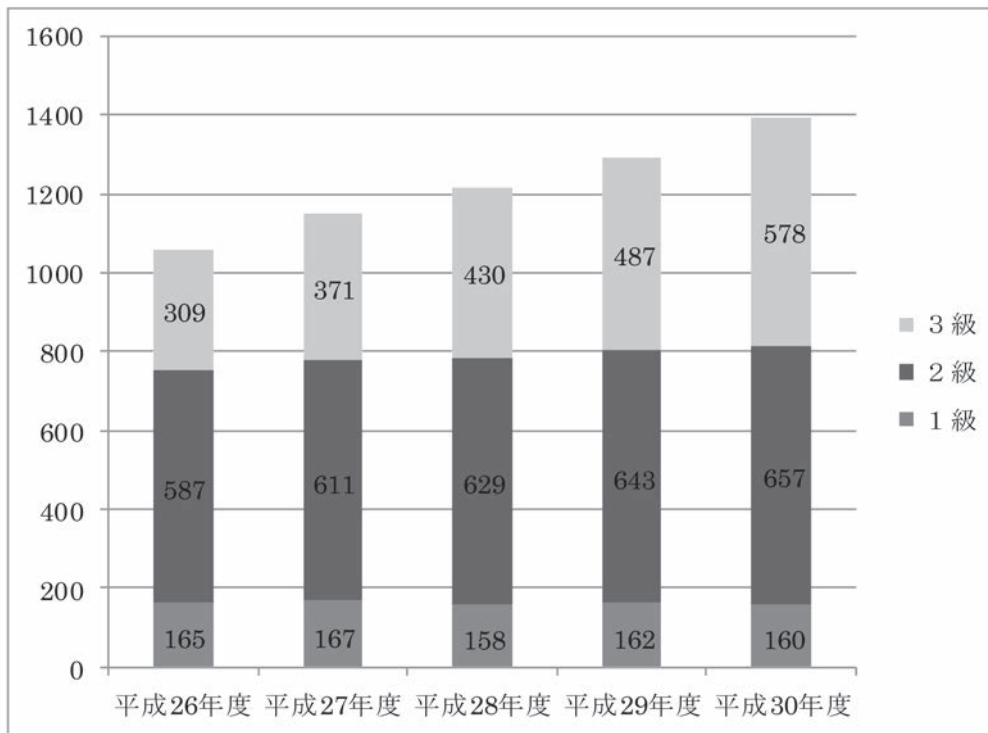
■伊丹市における知的障がい者の年齢別の状況



3) 精神障がい者の状況（18 歳以上の人数）

「精神保健福祉が必要な対象者」については、精神保健福祉法による「精神障害者保健福祉手帳」の発行数によって把握することが出来ますが、伊丹市においては、平成 30 年度（2018 年度）では 1,395 人に同手帳が交付され、平成 26 年度（2014 年度）の 1,061 人に比べて約 31.5%増となっています。

■伊丹市における精神障がい者の等級別手帳発行状況



4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年（2013 年）6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行されました。

伊丹市におきましても、平成 28 年（2016 年）3 月に、「伊丹市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」を定めるとともに、伊丹市地域自立支援協議会においても、部会を設置し、差別の解消に向けた取り組みを推進しています。

(3) 子ども・子育て

人口減少時代に入った中で、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図ることが求められています。平成 24 年（2012 年）に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新たな制度では、市町村が実施主体となり、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実をめざしています。

伊丹市においても、「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年（2015 年）1 月に「伊丹市子ども・子育て支援計画」（以下、第 1 期計画）を策定し、実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では、さらに進む少子化への対応や、待機児童の解消をめざし「子育て安心プラン」や、令和元年（2019 年）10 月からは、幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる少子化対策を推進しています。

このような中で、伊丹市では、第1期計画が令和元年度（2019年度）で計画期間が満了することから、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間の計画期間とする「第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築と、すべての子どもの育ちと、すべての子育て家庭の支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、伊丹市を取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

（4）生活保護

伊丹市の生活保護受給者数は、平成21年度（2009年度）に急激に増加しましたが、平成26年度（2014年度）からは微増傾向に転じています。平成30年度（2018年度）の前年度比は102.4%、1カ月当りの平均被保護世帯数は2,482世帯、人員数は3,462人、市内人口に対する保護率は1.75%となっています。

世帯類型別世帯数の推移をみると、平成26年度（2014年度）より高齢者世帯の割合が増加しており、平成29年度（2017年度）で47.8%、平成30年度（2018年度）で48.4%となっています。この状況は、全国的な動向と同じ傾向を示しており、高齢者の占める割合は、今後ますます増加するものと考えられます。

生活保護世帯の自立支援として、就労支援相談員、就労準備支援員、退院支援員、日常生活支援員、修学支援員、家計相談支援員、平成31年度（2019年度）からは高齢者見守り支援員を配置して事業を実施するとともに、年金受給資格調査支援員、医療扶助相談員、介護支援専門員、適正化推進員等の配置による適正化事業にも取り組んでいます。

平成27年（2015年）4月の生活困窮者自立支援法の施行後、生活保護を必要と判断される場合には、自立相談支援機関が福祉事務所と緊密に連携し、生活保護を脱却する際には生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等を講ずることとなっています。切れ目のない、一体的な支援という観点から、連続的な支援が適正に実施できるよう、取り組みを進めています。

（5）生活困窮者支援

平成27年（2015年）4月の生活困窮者自立支援法施行に合わせ、市役所内に「くらし・相談サポートセンター」を開設し、必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業を、そして任意事業の内、子どもの学習・生活支援事業（旧子どもの学習支援事業）を実施しました。

平成28年（2016年）4月には、任意事業の内、就労準備支援事業と家計改善支援事業（旧家計相談支援事業）も開始し、ひきこもり生活者や長期離職者への就労支援と、多重債務者や、子どもの学費を確保するために貯蓄形成を目指す人などが健全な家計を構築していくための支援を強化しました。

さらに、平成31年（2019年）4月からは、外出が難しいひきこもり生活者やその家族と関係を維持しながら、社会参加への意欲向上を促すべく、アウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり支援の充実に努めています。

上記のような各種事業の活用に加え、市や地域の関係機関との連携を図ることで、複合的な課題を抱えた相談者を支援しています。

(6) 地域の福祉状況

1) 小学校区ごとの福祉活動等の状況

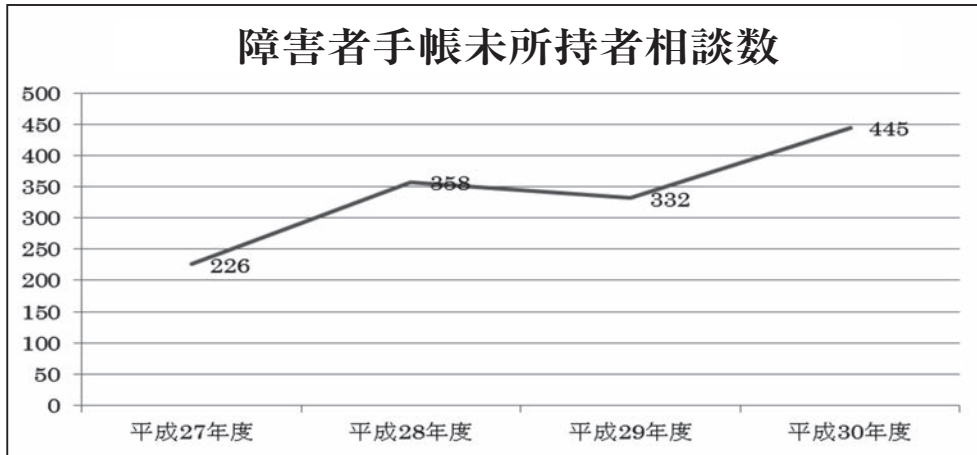
(2019年12月末現在)

番号	地域 自治組織名	自治協 改組年度	地域 ビジョン	自治会 数	民生委 員児童 委員数	地域福 祉ネット 会議	地区 ポランティア センター	地区ふれ 愛福祉 サロン数	地域 交流 カフェ数	いきいき 百歳 体操 数	子ども の 居場所数	おぢや ライ ブ数
1	伊丹小学校 地区自治協議会	2015 (平成 27)	策定済	25	27	○	○	9	2	12	2	
2	稲野小学校 地区自治協議会	2018 (平成 30)	策定済	15	14	○	○	7	3	5	1	
3	南小学校地区 まちづくり協議会			12	20	○		9	2	6		1
4	神津小学校 地区自治協議会	2019 (平成 31)	策定中	10	14	○	○	5		4		
5	緑丘小学校 地区自治協議会	2018 (平成 30)	策定中	6	16	○		6	1	3		
6	桜台地区 コミュニティ協議会			10	13	準備		5		3	1	
7	天神川小学校 地区自治協議会	2019 (平成 31)	策定中	8	16	○	○	10		5		1
8	コミュニティ笹原協 議会	2015 (平成 27)	策定済	18	22	○	○	15	1	10		
9	瑞穂小学校 地区社会福祉協議会			6	11	○		5		4	1	
10	有岡小学校 まちづくり協議会	2019 (平成 31)	策定中	13	18	○	○	8	2	6		
11	花里地区小学校 地区自治協議会	2019 (平成 31)	策定中	11	10	○	○	4	2	4		1
12	昆陽里小学校 地区自治協議会	2019 (平成 31)	策定中	12	11	○	○	5	2	9		
13	摂陽小学校 地区自治協議会	2019 (平成 31)	策定中	10	12	○	○	10	1	7		
14	鈴原小学校 地区社会福祉協議会			6	14	○	○	9	1	6		
15	荻野小学校 地区社会福祉協議会			3	9	○		4		4		
16	池尻小学校区 まちづくり協議会	2018 (平成 30)	策定済	29	13	○		7		4		
17	鴻池小学校 地区社会福祉協議会			9	11	○	○	6	1	6		
		11 (改組済)	4(策定済) 7(策定中)	203	251	16	11	124	18	98	5	3

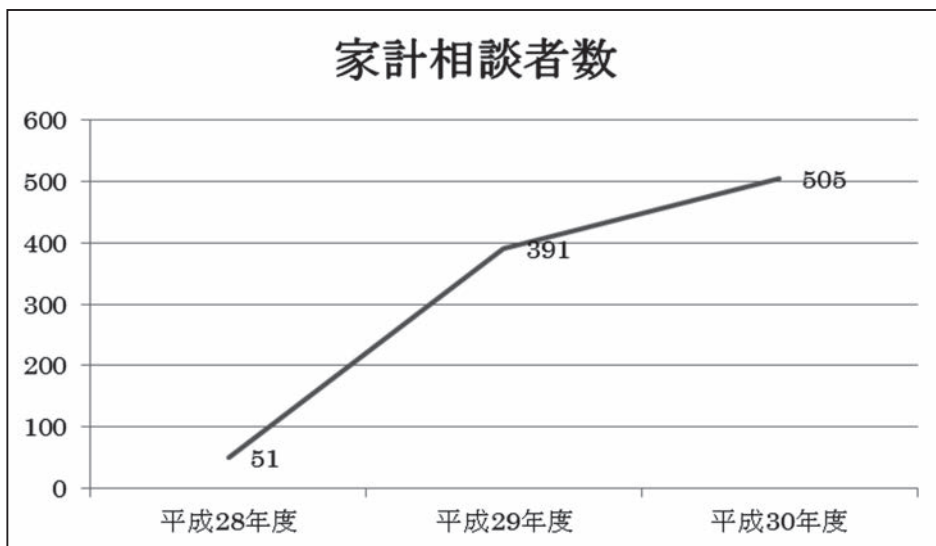
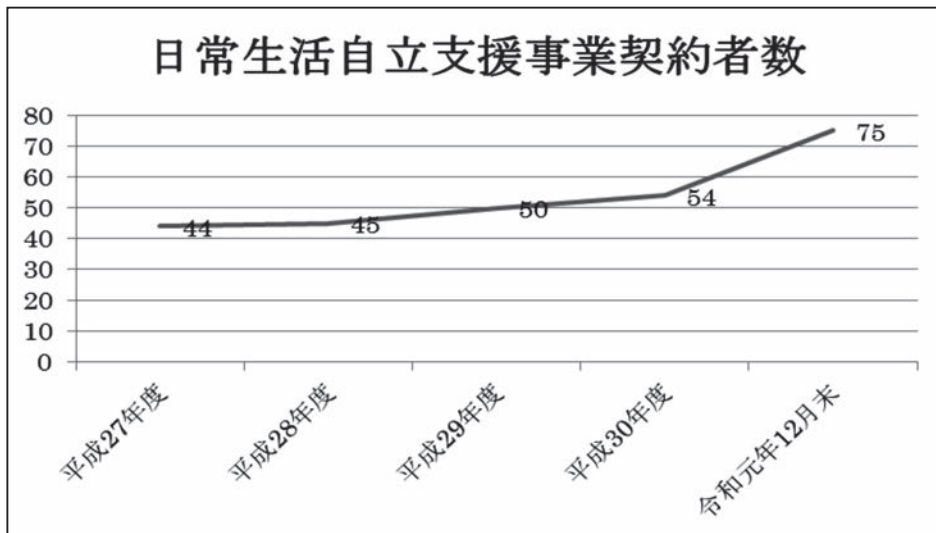
2) 狭間の支援の増加

伊丹市社協の相談窓口では、さまざまな相談に対応しています。その中で、特徴的なこととして、制度の狭間（ボーダー層）の方の相談が増加しています。

障がいのある人の生活や就労の相談支援を行っている、伊丹市地域生活支援センターでは、障害者手帳を所持していない人の相談支援が増加しています。



また、家計管理がしづらい人の支援として、日常生活自立支援事業や、家計相談・家計改善事業を実施していますが、相談件数や、支援者数が大きく増加しています。



第3章 理念・基本方針・体系図・事務局体制

伊丹市社協がめざす計画の理念として、第5次発展計画から第6次発展計画までの10年間、「誰もが住みなれた地域で暮らし続けることのできるまちづくり」の実現を掲げて活動を推進してきました。

本計画では、「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」を新たな理念として掲げ、この理念を実現するために、3つの「基本方針」に基づき、市民（住民）や行政（市）をはじめ、関係機関・団体と、さまざまな活動主体とともに地域福祉を推進します。

1. 伊丹市社協がめざす計画の理念

<理念> 「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」

理念にある「誰もが・・・」というのは、「支援を必要とする状況にある人」を含めて伊丹市内に住む人（施設等で暮らす人も含む）と、在勤、在学の人も含めたすべての人を示します。

また、「自分らしく」というのは、「それぞれの人がある人らしいスタイル（主体性）をもって」を、「安心して暮らしていける」というのは、「一人ひとりの生活全般を含んで安全に安心して暮らすことができる」ということです。そして、「全ての人を大切に」「誰をも排除しない」まちづくりを、伊丹市社協はめざします。

伊丹市社協は、人とひととの関係がつながりづらい地域社会において、さまざまな福祉活動を行っている市民（住民）や専門機関、関係団体・組織等との連携に加え、福祉の枠を超えて、これまで関係性が弱かった、企業や商工労働関係、NPO法人、スポーツや文化活動を行っている各種団体、裁判所、警察や消防署等の専門機関などと連携を行い、互いの強みを活かし、さまざまな地域生活課題の解決につながるよう、その調整役を担います。

<計画の理念と基本方針の関係>

<伊丹市社協がめざす計画の理念>

「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」

- * 「誰もが」は、支援を必要とする状況にある人を含めた「すべての人」
- * 誰をも排除しない地域社会
- * 誰もが自分らしく主体的に暮らしていける地域社会

理念を実現するため

次の3つの基本方針にもとづき、活動を行う。

- ① 「地域の福祉力を高めるまちづくり」
- ② 「みんなが主役のまちづくり」
- ③ 「みんなが考え、支えあえる仕組みづくり」

2. 伊丹市社協の計画の基本方針

<基本方針>

「地域の福祉力を高めるまちづくり」

「みんなが主役のまちづくり」

「みんなが考え、支えあえる仕組みづくり」

本計画においても、計画の理念を実現するため、3つの基本方針にもとづき、地域福祉を推進することとしました。

①地域の福祉力を高めるまちづくり

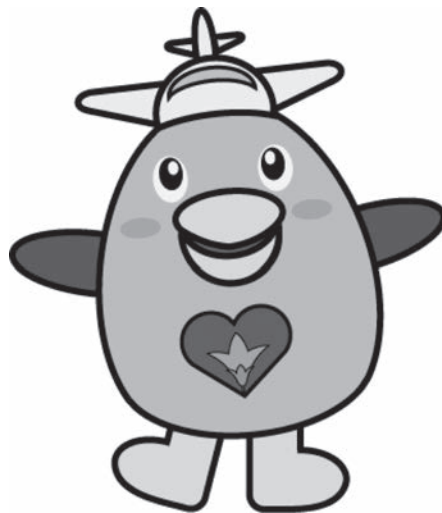
「地域の福祉力」とは、“地域が多様性を受け入れ、活動をつくり出し、地域のありようを構想していく力”です。「地域の福祉力」を高めていくことで、地域住民が、一人ひとりの生活課題を放っておかず、自分たちの問題として受け止め、専門職と協働しながら支えあうまちづくりを進めます。

②みんなが主役のまちづくり

誰もが、それぞれの持つ強みを活かして、地域で「自分らしさ」を発揮できる社会参加の取り組みを通じて、みんなが主役のまちづくりを進めます。

③みんなが考え、支えあえる仕組みづくり

一人ひとりの生活課題を、地域全体の課題としてみんなで共有し、課題解決に向けて、当事者・地域住民、専門職、行政（市）、専門機関など多様なメンバーが協働しあいながら、地域での資源開発や政策提言等につながる仕組みづくりを進めます。



3. 計画の体系図

計画の理念「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」

*「誰もが」は、支援を必要とする状況にある人を含めた「すべての人」*誰をも排除しない地域社会*誰もが自分らしく主体的に暮らしていける地域社会
 伊丹市社協は、様々な地域生活課題の解決に向けて、住民はもとより、行政をはじめ、関係機関・団体と多くの活動主体とつながり、地域福祉を推進する調整役を担います。
 ~福祉の枠を超えて、さまざまな活動主体の参画と協働を推進し、誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを進めます~

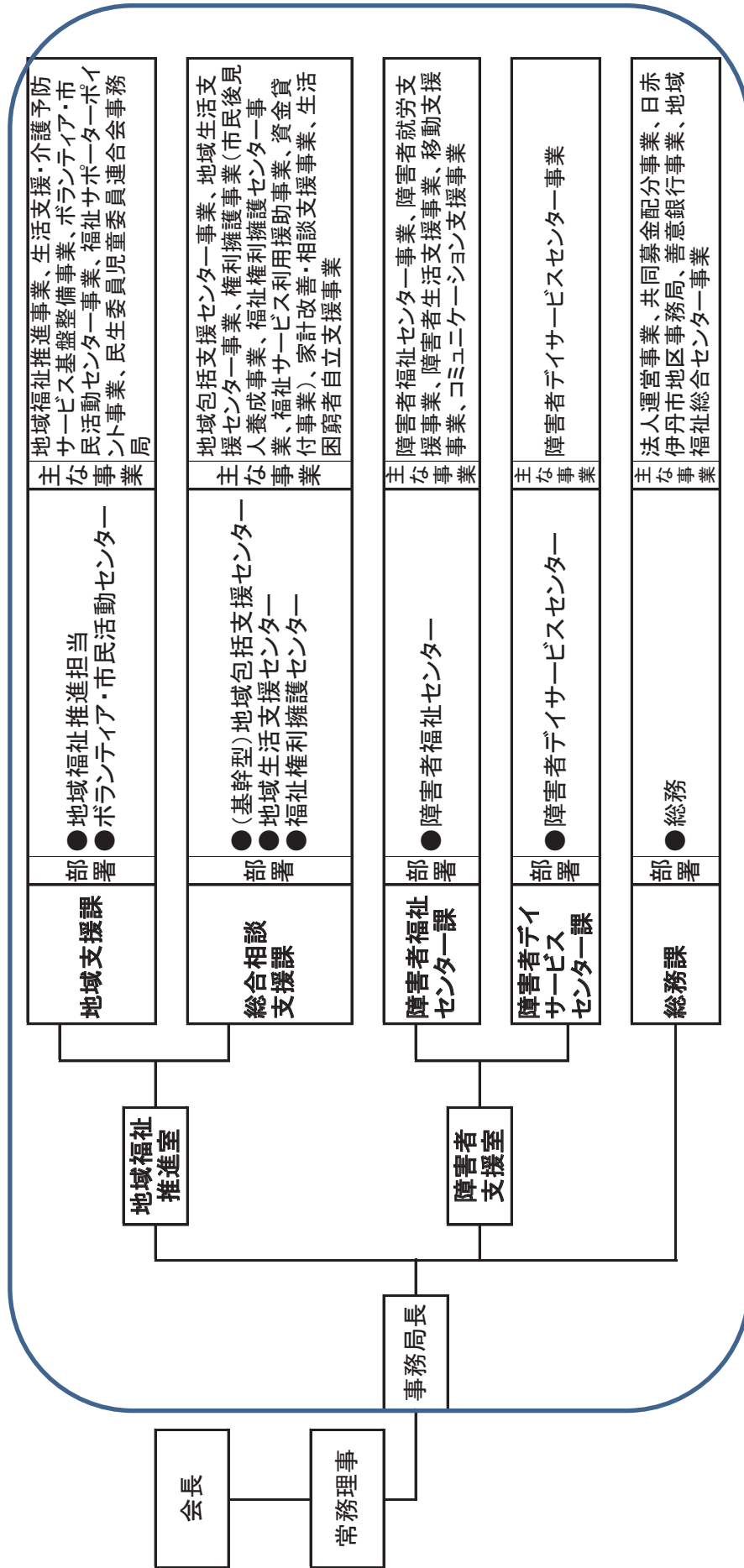
理念を達成するために、5つの推進目標を設定し、21の活動項目に取り組む。
 ※活動項目の★印は、重点項目として、特に、重点的に取り組む。

基本方針

- ①地域の福祉力を高めるまちづくり
- ②みんなが主役のまちづくり
- ③みんなが考え、支えあえる仕組みづくり

<p>推進目標 1 身近なエリアでの見守り・支えあいの基盤づくり</p>	<p>★活動項目1-1:「ご近所あんしんネットワーク」事業の見直しと推進 ★活動項目1-2:住民自治組織(地区社協・自治協議会等)と協働した地域福祉の基盤づくり 活動項目1-3:多様なつどいの場づくりの推進 活動項目1-4:災害時に備えた支援体制づくり</p>
<p>推進目標 2 多様な活動主体が出会い、つながる仕組みづくり</p>	<p>★活動項目2-1:地域課題等と向き合う、福祉の枠を超えたネットワークづくり 活動項目2-2:地域で育む子どもたちの福祉学習 活動項目2-3:一人ひとりの「強み」を活かせる社会参加の場づくり</p>
<p>推進目標 3 多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制の推進</p>	<p>活動項目3-1:入口から出口につながるエリア(圏域)ごとの協働・協議の地域福祉ネットワーク 活動項目3-2:地域と協働できる専門職の育成(地域福祉を進める福祉専門職の育成) 活動項目3-3:地域のセーフティネットの体制づくり ★活動項目3-4:伊丹市における権利擁護支援体制の充実 ★活動項目3-5:総合相談支援体制(たよれるネット)の総合調整力の強化</p>
<p>推進目標 4 障がいのある人など生活課題を抱える人への支援を基盤とした共生のまちづくり</p>	<p>活動項目4-1:障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活、社会参加の推進(社会参加、生活体験) ★活動項目4-2:「心のバリアフリー」障がいのある人もない人もすべての人が相互に理解を深め、共に参加し活動できる場づくり(交流) ★活動項目4-3:「働く」をテーマにした取り組みの推進(就労) 活動項目4-4:相談、緊急時の受け入れ・対応の検討(安心)</p>
<p>推進目標 5 地域福祉推進のための体制整備</p>	<p>★活動項目5-1:住民主体の協議体機能を発揮した、まちづくり ★活動項目5-2:地域福祉を推進するための人材育成 活動項目5-3:働きやすい職場づくりと社協職員の確保 活動項目5-4:事務局組織体制の強化・整備 活動項目5-5:活動財源の確保・活用</p>

4. 2020年域からの職務同体割(2割5課)



第4章 推進目標・活動項目・事業実施計画

推進目標1 身近なエリアでの見守り・支えあいの基盤づくり

伊丹市社協では、地域住民の生活課題を早期に発見し、それに対応できる基盤づくりとして、身近なエリアでの住民による「つながり（参加・交流）・見守り（気づき・発見）・支えあい（生活支援）」の3つの活動の支援を進めてきました。今後もこれらの活動をさらに充実・発展させ、循環させていくことが大切になります。

また、現在、伊丹市では、小学校圏域ごとに地域自治組織への改編が行われ、住民主体で10年後の将来を見据えた地域のあり様を描く「地域ビジョン」の作成が進められています。「地域ビジョン」が話し合われる中で、地域住民の生活課題について話し合う場である「地域福祉ネット会議」や助けあい・支えあい活動を行う「地区ボランティアセンター」の運営やあり方等について住民と協議しながら、組織内での位置づけも含め地域自治組織と更なる連携を進めます。

活動項目1-1:「ご近所あんしんネットワーク」事業の見直しと推進

【現状】

第6次発展計画では、問題発生の場合であり、解決の場合でもあるより身近なエリア（概ね自治会圏域）での住民の見守り・支えあい活動を推進する事業として「ご近所あんしんネットワーク事業」を推進してきました。具体的には、つどいの場や自治会等に働きかけ、地域で見守りが必要な人の情報共有や生活課題等について話し合う場づくりと、見守り・支えあい活動への支援を進めてきました。しかし、話し合いの場と見守り、支えあい活動の3つの機能を併せ持つ場をつくることは難しく、「ご近所あんしんネットワーク事業」に取り組む地域は、モデルとした6地区から広がりませんでした。

【今後の取り組み】

今後は2つの場づくりを大きな柱として、より身近なエリアでの見守り・支えあいの仕組みづくりを進めていきます。

(1) 既存のつどいの場（地域ふれ愛福祉サロン等）を中心とした「（仮称）ご近所会」づくり支援

地域ふれ愛福祉サロン（以下、サロン）では、サロン終了後に、参加している高齢者等の気になる近況の情報交換を行っているところが多くあります。そのようなサロンに対し、地域で見守りが必要な人の情報共有や生活課題等について話し合う場、気になる人の情報を意識的に共有する場として、「（仮称）ご近所会」の開催を働きかけます。

(2) 活動者同士の情報共有・連携の場としての「ご近所あんしんネットワーク」づくり

概ね自治会圏域で行われている、つどいの場や見守り・支えあい活動等の活動者同士がつながる場として「ご近所あんしんネットワーク」を位置づけ、情報共有・連携

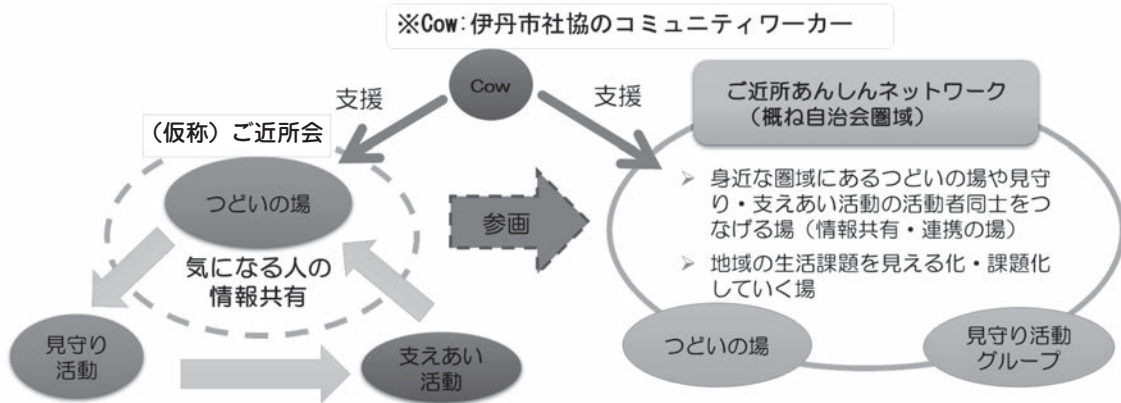
の場づくりを進めていきます。また、話し合いで出てきた生活課題を見える化・課題化しながら、身近なエリアでできる見守り・支えあいの地域福祉活動の基盤づくりをめざします。

「(仮称)ご近所会」を実施するつどいの場が増えることで、地域の見守り・支えあいの意識が醸成されていくことが期待されます。そのようなつどい場を育てていながら、徐々に「ご近所あんしんネットワーク」への参画の輪を広げます。「ご近所あんしんネットワーク」を実施する中で、住民の主体性を育み、地域生活課題を早期に発見する力や、協働して解決できる力などを高め、地域住民の生活課題に応じた取り組み作りを支援します。

図1-①「(仮称)ご近所会」と「ご近所あんしんネットワーク」の関係図

つどいの場等の支援と併せて、概ね自治会圏域で活動するつどいの場や見守り・支えあい活動者同士をつなぐ場づくりを支援する。

★各つどいの場を育てていながら、徐々にご近所あんしんネットワークの輪を広げていく。



<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
1-1-(1) 既存のつどい場（地域ふれ愛福祉サロン等）を中心とした「(仮称)ご近所会」づくり支援				地域福祉推進担当
1-1-(2) 活動者同士の情報共有・連携の場としての「ご近所あんしんネットワーク」づくり				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	サロン連絡会等での周知・啓発			
(仮称)ご近所会・サロン	事業推進委員会の実施	普及・啓発・充実		
	事例集の作成	地域支えあいフォーラムの実施		地域支えあいフォーラムの実施
5年後の目標（到達点）				
1-1-(1) (仮称)ご近所会に取り組む団体や地域が40ヶ所になっている。				
1-1-(2) ご近所あんしんネットワークに取り組む自治会等が15ヶ所になっている。				
1-1-(2) 市内でのより身近な見守り活動のネットワークづくりが進んでいる。				

活動項目1-2：住民自治組織（地区社協・自治協議会等）と協働した地域福祉の基盤づくり

【現 状】

伊丹市社協は、これまで日常生活圏域における地域福祉活動を行う中核的な圏域を小学校区として、地域住民を中心にさまざまな関係者が主体的に参画し、生活課題について話し合い、つながり・支えあい等の地域福祉活動や、社会資源の調整の場として「地域福祉ネット会議」を推進してきました。また、住民相互で支えあい・助けあう、地域の身近な相談窓口機能として「地区ボランティア（助けあい）センター」の立ち上げや、活性化を進めてきました。

一方、伊丹市では平成27年度から概ね小学校区を単位として、これからのまちづくりの方針や行動計画を示す「地域ビジョン」を多様な主体が参画して策定し、それに沿った実施事業を検討する地域自治組織の設立が進められています。

今後、福祉のまちづくりを進めていく中で、地域福祉活動とまちづくりの諸活動の接点を広げて地域の中で一体的に進めていくことがさらに重要になっていきます。「地域福祉ネット会議」や「地区ボランティア（助けあい）センター」といった地域福祉推進の基盤となる活動について、小学校区における住民自治組織（地区社協・自治協議会等）との関係性や位置づけについての整理が必要となってきます。

《住民自治組織とは》

小学校区を範囲として、自治会を基盤としながら各種団体が参画・連携・協力しながらまちづくりに取り組む地域団体。地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会、自治協議会等のことを指します。

【今後の取り組み】

住民自治組織の改編と合わせて、地域ビジョンづくりを策定されることがますます進んでいくことが想定されます。そのような中で、ここでは3つの取り組みを進めます。

（1）住民自治組織における「地域ビジョン」策定支援

見守り・支えあいの体制づくりが推進されるよう、市まちづくり推進課と連携して、コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターが、福祉の視点を持って参画し、地域ビジョンづくりへの支援を行います。具体的には、地域福祉課題の情報提供や話し合いへの参画、策定後の継続的な関わりを進めます。

(2) 「地域福祉ネット会議」の推進

地域福祉ネット会議とは、住民や当事者、専門職、行政（市）等多様な主体が参画し、地域の生活課題について話し合うテーブルととらえます。そして、そこで話し合われた内容が住民自治組織（地区社協・自治協議会等）の活動に反映されていくような位置づけとなるよう、住民自治組織（地区社協・自治協議会等）と協議をしながら整理します。

(3) 「地区ボランティア（助けあい）センター」のあり方の検討

地区ボランティア（助けあい）センターについては、役職や所属にとらわれない、「地域で何かやりたい」という思いのある人が参画できるテーブルとして位置づけます。そして、住民が主体的に運営するために、住民と企画・実施する「地区ボランティアセンター連絡会」を立ち上げ、将来的には、住民主体で運営できる「（仮称）地区ボランティアセンター運営会議」の発足を進めます。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
1-2-(1) 地域自治組織における「地域ビジョン」策定支援				地域福祉推進 担当
1-2-(2) 「地域福祉ネット会議」の推進				
1-2-(3) 「地区ボランティア（助けあい）センター」のあり方の検討				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
地域ビジョンへの各事業（ネット会議・地区ボランティアセンター等）の位置づけの協議（見える化・仕組みづくり）				
設置地区との地区ボランティアセンター運営のあり方の協議（運営会議の立ち上げ、住民コーディネーターの充実）				
5年後の目標（到達点）				
1-2-(1) 各小学校区で福祉の視点を取り入れた取り組みが実施されている。				
1-2-(3) 住民主体の地区ボランティア（助け合い）センターの運営が進んでいる。				
1-2-(3) 住民コーディネーターと専門職の連携体制が構築されている。				

図1-② 住民自治組織と地域福祉推進基盤の活動との関わりについて

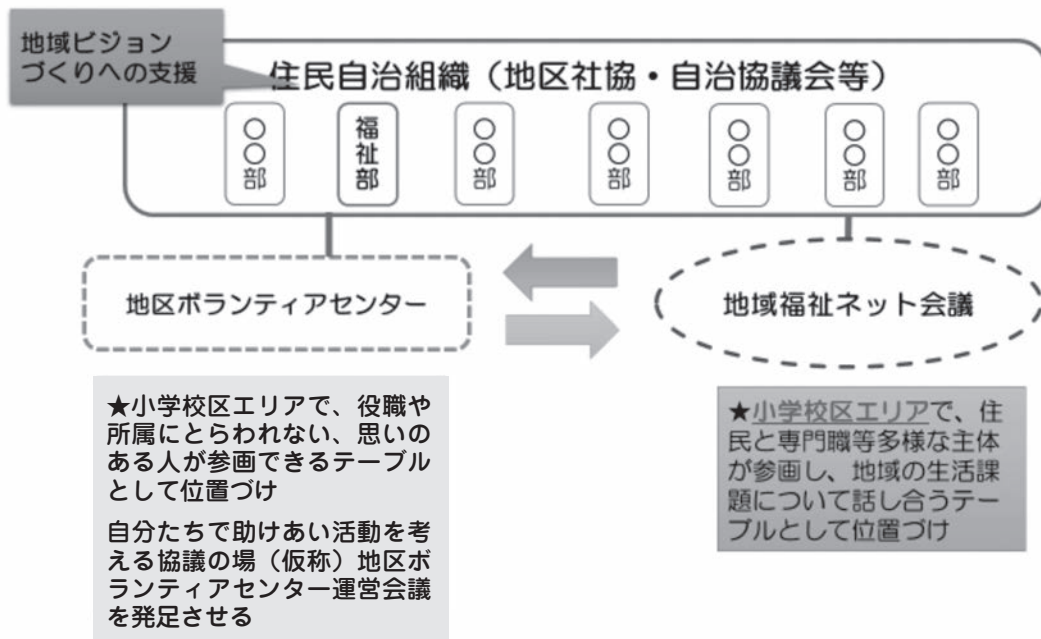
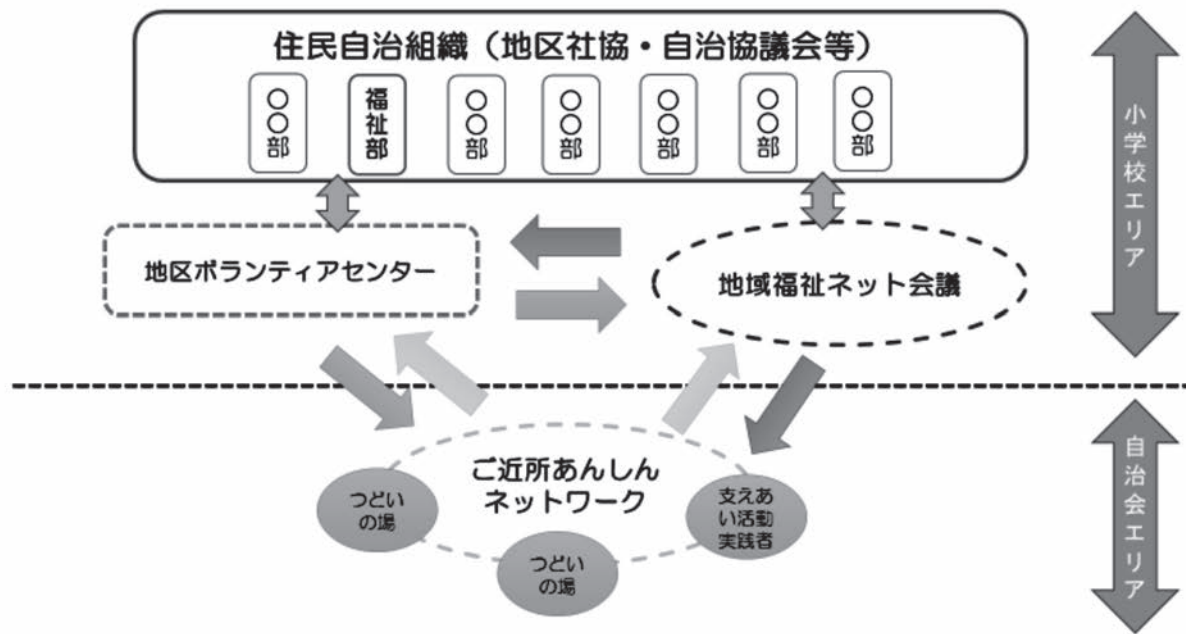


図1-③ 身近なエリアでの見守り・支えあいの基盤づくり (関係図)



活動項目1-3：多様なつどいの場づくりの推進

【現 状】

地域住民が主体的に運営されている主に高齢者等の見守り・つどいの場である「地域ふれ愛福祉サロン」は、広がりが見られます。また、対象者を限定しない地域住民の交流の場である「地域交流カフェ」が増えてきています。さらに、「いきいき百歳体操」など体操等を通じた頻度の高い交流の場に対しても、伊丹市社協として支援を進めてきました。

そして、子どもの居場所づくり支援として、ボランティア・市民活動センターでは「子

「子どもの居場所作り講座」の開催、地域や専門機関等と協働した子ども食堂・学習教室の開催支援等を行い、多世代交流の場として市内に広がっています。

【今後の取り組み】

これまでの高齢者を中心としたつどいの場を土台に、身近なエリア地域でのつどい場を多様化させ、それぞれの地域の状況や課題に応じたつどい場作りの推進・支援を進めます。

(1) 地域でのつどいの場の多様化、共生の場としてのつどいの場の推進

市内でも増えつつあるこども食堂のような子どもを中心とした多世代交流の拠点づくりや、障がいのあるなしに関わらず、誰もが参加でき、気軽にふらっと立ち寄れる共生のつどいの場作りを推進します。

(2) 孤立しがちな人や世帯への地域の居場所や役割作りにつながる支援

地域とのつながりを望んでいながら、なかなかきっかけがつかめない人、地域とつながることに消極的な人、SOSが出しづらい人などの孤立しがちな人や世帯が気軽に参加でき、役割が持て、つながりのきっかけとなるつどいの場づくりを地域住民と進めます。

(3) 見守りや開催頻度の高いつどいの場の支援

高齢者をはじめ、地域で気になる人の見守りや定期的な通いの場としての機能を強化するために、地域ふれ愛福祉サロンや地域交流カフェ等での「(仮称)ご近所会」の実施や、介護予防のための定期的なつどいの場の実施など、地域包括支援センター等と連携し、高齢者が活躍できる場や活動の支援を進めます。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
1-3-(1) 地域でのつどい場の多様化、共生の場づくりとしてのつどい場の推進				地域福祉推進担当、ボランティア・市民活動センター
1-3-(2) 孤立しがちな人や世帯への地域の居場所や役割作りにつながる支援				
1-3-(3) 見守りや開催頻度の高いつどいの場の支援				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
ご近所あんしんネットワーク・サロン事業推進委員会の実施		新たな支援内容の実施		
多世代交流の場をはじめとした多様なつどい場づくり支援				
5年後の目標(到達点)				
1-3-(1) 気軽に多様な人が立ち寄れる地域の居場所づくりが進んでいる。				
1-3-(2) 地域で孤立しがちな方がつどい場での役割を担い社会参加が進んでいる。				
1-3-(2) 高齢者が参加者でもあり担い手でもある場が活発に運営されている。				

活動項目1-4：災害時に備えた支援体制づくり

【現 状】

全国で毎年のように自然災害が多発する中、災害時の安否確認や避難体制の整備が地域での課題となっています。特に、要援護者と言われる高齢者や障がいのある人の支援については、近隣住民の支援の力が必要です。災害時に助け合い、支えあえる地域になるためには、平時からの身近な地域とのかかわりやつながりがとても大事になります。

【今後の取り組み】

(1) 自治会圏域での災害時を想定したつながりづくりの構築

「(仮称)ご近所会」や「ご近所あんしんネットワーク」等を活用した話し合いや、防災・福祉マップ作りなどを住民と進めていくことで、高齢者・障がい者など災害時に支援が必要となる人の把握や理解を深めていきます。そして、災害時等の緊急時を想定したつながりづくりを支援し、新たな担い手の発掘・育成につなげます。

また、行政や住民自治組織や自治会、当事者団体、地区ボランティアセンター等と連携して、平常時から災害時に支援が必要となる人への対応が進められるよう、災害ボランティアの支援などについて必要な連携体制を検討したり、必要に応じた各種研修を行います。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
1-4-(1) 自治会圏域での災害時を想定したつながりづくりの構築				ボランティア・市民活動センター、地域福祉推進担当
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
災害ボランティアセンター運営訓練実行委員会の立ち上げ				
地域と連携した災害ボランティアセンター運営訓練の実施				
福祉・防災マップづくりの推進・支援				
5年後の目標(到達点)				
1-4 身近な地域の中で、住民同士が災害時に支えあえる仕組みが協議されている。住民同士の普段からつながる意識が醸成されていく。				

推進目標 2 多様な活動主体が出会い、つながる仕組みづくり

地域において、活動の担い手不足、高齢化、固定化等が大きな課題となっています。

その一方で、市民や地域団体、ボランティア、学校、企業、NPO 法人など多様な活動主体が、それぞれの持つ「強み」を活かしながらさまざまな取り組み等を進めています。また、市民の中には、地域活動等に関心を持っていても、実際には参加できていない人も少なくありません。

そのような中、伊丹市社協は、地域のさまざまな課題やニーズを市民に届け、問題意識や当事者意識を持っていただくとしてきました。また、福祉の魅力を発信しながら、少しでも福祉を身近に感じてもらい、市民の福祉活動を活性化させていこうとしてきました。

しかし、さまざまな実践を通して感じることは、「知ること」や「関心を持つこと」と、「実際に活動へ参加すること」は、必ずしもつながる訳ではないということです。

これからは、「面白そう!」、「やってみたい!」といった市民等が思わず活動への第一歩を踏み出すような働きかけを重視します。そして、「認知・関心⇒活動参加」から「活動参加⇒認知・関心」への転換を図ります。

合言葉は『ジョイン・ファースト』。多様な活動主体が活動へ参加することを通して、出会い、つながり、地域課題や福祉に向き合っていく、そのような仕組みづくりを推進します。

活動項目 2-1：地域課題等と向き合う、福祉の枠を超えたネットワークづくり

【現状】

伊丹市社協は、これまで主に福祉に関連した活動主体や取り組み等のつながりを意識してきました。しかし、市民の福祉への意識（関心度、敷居の高さ等）から考えると、福祉を前面に出した働きかけでは、これまで以上のつながりの広がりは期待できないと予測されます。

また、今日の複雑多様化した地域課題と向き合っていくためには、福祉に関連した取り組み等だけでは十分な役割は果たすことが難しい状況です。

【今後の取り組み】

SNS やメールマガジン等を活用し、つながりづくりに関心ある市民等へ参画を呼びかけながら、福祉関連にとらわれない、多様な活動主体が出会い、つながり合える場づくりを推進します。

また、多様な活動主体の持つ「強み」と地域課題をマッチングするなど、福祉分野の資源等からは生み出すことのできなかつた、新たな資源創出に向けた働きかけを進めます。

(1) 多様な活動主体のつどい・交流の場づくり





市内の企業や商店など民間事業所を中心とした多様な活動主体がつどい、異業種が交流できる機会を創出します。そして、参加する活動主体がそれぞれの強みや関心事、課題等を知り合い、伊丹市社協も含めた活動主体間のさまざまなネットワークが生まれる働きかけを進めます。

(2) 「市民活動 × 福祉」の働きかけ

市内では、さまざまな市民活動が実践されています。これらの活動の中には、少し視点等を変えるだけで地域課題と向き合える活動もたくさん存在します。

こうした多様な市民活動と地域課題をマッチングさせるため、市民活動支援組織（市民まちづくりプラザ、中央公民館）との連携を強化します。そして、さまざまな市民活動に福祉の要素を盛り込む働きかけを行いながら、市民の多様なカタチでの社会参加を促進します。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
2-1-(1) 多様な活動主体のつどい・交流の場づくり 2-1-(2) 「市民活動×福祉」の働きかけ				ボランティア・市民活動センター、 地域生活支援センター
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	 事業所アンケートの実施（見守り協定登録事業所、就労サポーター支援事業所など）	 異業種交流会の企画・実施		
 市民活動支援組織連携会議を通じた連携体制の強化			 多様な市民活動と地域課題のマッチング	
5年後の目標（到達点）				
2-1-(1) 2022年度より、異業種交流会を年1回実施。参加事業所同士に加え、伊丹市社協がこれまでつながりのなかった事業所とのつながりを構築する。				
2-1-(2) 福祉分野の資源等からは生み出すことのできなかった新たな活動を創出し、地域課題の解決につなげていくとともに、市民の多様なカタチでの社会参加を促進する。				

多様な活動主体が連携して取り組む実践事例

阪急伊丹駅南東部に位置する伊丹サンロード地区のまちなか再生協議会では、商店街の活性化をめざした取り組みを模索していました。一方、同商店街に隣接する高齢者福祉施設『オアシス千歳』では、地域のためになる施設の有効活用について検討していました。



この2つの声が、“こども食堂”というつどいの場づくりに結びつき、地域自治組織『伊丹小学校地区自治協議会』や、障がい者支援に携わるNPO法人『SAL』、伊丹市などとともに、実行委員会を立ち上げました。



『いたみっ子だんらん食堂』と命名された地域のつどいの場は、月に1回開催され、毎回40名を超える子どもたちが参加しています。

ここでは、夕食の提供だけでなく、学習支援やレクリエーションなどのプログラムも盛り込まれ、会場はいつも大賑わい！

実行委員会構成団体の持つ様々な「強み」が随所で発揮されている他、地域の高齢者等が支援ボランティアとして活躍する社会参加の場にもなっています。

活動項目2-2：地域で育む子どもたちの福祉学習

【現状】

子どもたちの「福祉」への関心は、決して高いとは言い難く、ボランティア体験等へ参加する子どもたちの数も減少傾向にあります。また、「福祉学習」については、車いす体験やアイマスク体験、障がい当事者との交流、福祉施設訪問など、“高齢福祉、障害福祉に関連する体験をすること”と捉えられることが少なくありません。

一方、伊丹市内では、各学校がそれぞれの特色等を生かして、さまざまな福祉学習を実施しています。そして、学校と地域団体等が連携し実施される福祉学習の機会も少しずつ増えています。

人とひととの関係が希薄になりつつある今日、学校や施設に加え、地域の中で育まれる、福祉学習の機会づくりが求められています。

【今後の取り組み】

子どもたちが「やってみたい！」と思える工夫を凝らし、一人ひとりが“自分の住むまち”に関心を持てるような福祉学習の機会づくりを推進します。

そして、認知症や障がいのある人など、地域のさまざまな人たちと出会い接する中で、人との関わり方や人に対する理解を深めていくことをめざします。さらには、「自分たちにできること」を考えたり、「自分たちも役に立つこと」を体験したりしながら、「自

分のまちをよくしていきたい」という想いの芽生えをめざします。

また、親子で参加できる機会をつくることを通して、保護者への啓発や、保護者の地域活動参加へのきっかけづくりをめざします。

(1) 地域と連携した活動の機会づくり

市内の各学校では「コミュニティ・スクール」の推進を掲げ、学校と保護者、地域住民等の連携がますます重要視されており、創意工夫された体験的・実践的な取り組みが行われています。

そこで、地域団体をはじめ商店、事業所等との連携を強化し、子どもたちが楽しみながらさまざまな地域活動に取り組める機会や、地域のことを知っていく機会づくりを進めます。そして、子どもたちが参加することで、地域活動の活性化、地域の中での顔の見える関係づくりにもつなげます。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業 2-2-(1) 地域と連携した活動の機会づくり				担当部署 ボランティア・市民活動センター、 地域福祉推進担当
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
「なつボランティア体験学習」活動プログラムの検討		「なつボランティア体験学習」活動プログラムの実施		
5年後の目標（到達点） 2-2 2022年度より、地域団体等とコラボレーションした「なつボランティア体験学習」活動プログラムを企画・実施。少しでも多くの子どもたちが、自分の住む地域の住民と新たなつながりが生まれ、わがまちに愛着をもつ。				

活動項目2-3：一人ひとりの「強み」を活かせる社会参加の場づくり

【現状】

総合相談支援体制を推進していく中で、個別支援と地域支援が連携しながら、専門職や地域住民をはじめ多様な活動主体が協働し、支援を必要とする人の暮らしを支える体制づくりを進めています。

しかし、現段階では、市民の生活課題を解消していくための連携が中心のため一人ひとりの持つ「強み」を活かす機会づくりのために必要な連携には、まだまだ不十分な状況です。

【今後の取り組み】

個別支援と地域支援の連携を強化します。そして、各相談支援窓口が把握している個別のニーズと、コミュニティワーカーの把握する地域資源、ボランティアコーディネーターの把握するテーマ型活動等をつなぐことで、市民一人ひとりの持つ「強み」

を活かせる活動の場づくりを進めます。

また、伊丹市社協内の連携だけでなく、「(仮称) 拡大版・課題調整会議」(P 46 参照)を活用しながら、他機関の専門職との連携を強化した取り組み等も推進します。特に、近年大きな課題となっている学校に行きづらい生徒の支援につながる社会参加の場づくりを推進するため、スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員など、教育・児童福祉分野との連携を強化します。

(1) 生きづらさを抱えた当事者が強みを活かせる機会づくり

障害・ひきこもりなど、生きづらさを抱えた当事者が自身の強みを活かせる機会づくりを進めます。特に、地域団体等と連携し、当事者が地域住民に対してさまざまなカタチで発信していける機会をつくり、地域での理解・啓発にもつなげます。

(2) 当事者によるコミュニティづくり支援

多様な課題を抱える当事者同士がつながり合える機会づくりや、主体的に取り組もうとする活動(グループ組織化を含む)への支援を行います。

(3) 教育と福祉の連携・協働による学校に行きづらい生徒の支援

学校に行きづらい生徒が安心して過ごせる居場所づくり、本人に合った社会参加の機会づくりなど、教育と福祉が連携・協働しながら必要な取り組みの支援を行います。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業		担当部署		
2-3-(1) 生きづらさを抱えた当事者が強みを活かせる機会づくり		地域生活支援センター、障害者福祉センター、市自立相談課、地域福祉推進担当、ボランティア・市民活動センター		
2-3-(2) 当事者によるコミュニティづくり支援		ボランティア・市民活動センター、地域福祉推進担当、市自立相談課		
2-3-(3) 教育と福祉の連携・協働による学校に行きづらい生徒の支援		ボランティア・市民活動センター、地域福祉推進担当、市自立相談課		
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
スクールソーシャルワーカー等との定期的な連絡会の開催				
プロジェクトチームの立ち上げ				
当事者によるコミュニティづくり支援、活動できる場の開拓				
当事者による活動の機会づくり				
5年後の目標(到達点)				
2-3 これまで生きづらさを抱え孤立していた当事者が、自分らしく主体的につながり合える場が生まれる。また、地域の中で、当事者の強みが発揮される場が増えるとともに住民の理解が進む。				

【事業構想】 ゆっくりやってくるゴミ捨て支援事業『(仮称) ゆっくりくるプロジェクト』

高齢などのため自力でゴミを出すのが困難になった市民が増えていることが、大きな地域課題となっています。

ゴミ捨てについては、ホームヘルパーによる支援が可能です。しかし、支援が必要な早朝の時間帯は、活動可能なヘルパー数が少なく、モーニングケアなど支援ニーズが非常に高い時間帯でもあります。そのため、ヘルパーサービスを利用したくても利用ができない市民が多数存在すると言われてしています。

一方、地域においては、ゴミ捨て支援を近隣共助の支えあい活動の中で実施している事例もあります。しかし、人とひととのつながりが希薄化し、地域福祉活動の担い手不足、高齢化、固定化といった点も大きな課題となっている中、継続的に関わっていく必要があるゴミ捨て支援を住民同士の支えあいで対応していくことには限界があるようにも見受けられます。

こうした中、伊丹市社協は、生活困窮者就労支援事業所や居宅介護支援事業所、行政などと連携し、『(仮称) ゆっくりくるプロジェクト』と題した事業の実現に向けて動き出しました。この事業は、生活困窮者等の自立支援の一環として実施するもので、具体的には、通常ゴミ収集とは別に、日中時間帯にゴミ収集を希望する住民宅の玄関まで、生活困窮者等がゴミ収集に出向くサービスです。現在、試行的実施を検討しているモデルエリアにおいて、地域団体の協力も得ながら住民ニーズの把握を進めています。

生活困窮者等の中には、コミュニケーションが苦手、複雑な作業が苦手、自身で判断して取り組むことが苦手などといった特性のある人が少なくありません。しかし、今回の作業内容は、「予め決まった利用者宅の玄関までゴミ袋を受け取りに出向き、車に積み込む」という作業であり、次のようなメリットが想定されます。

- 作業内容が単純で、判断を求められるような場面がほとんどない。
- 作業内容が体力を要するなど、若年層の持つ力を発揮しやすい。
- 玄関先でゴミ袋を受け取る際のやりとりだけなので、コミュニケーションが苦手な人でも取り組みやすい。
- 市民の困りごとに直接携わる支援であり、作業の意義を見出しやすく、自己有用感等を高める機会となりやすい。

まだ動き出したばかりですが、地域課題に向き合う生活困窮者等の新たな仕事としてこの事業を具現化できるよう、今後もさらなる取り組みを進めます。

伊丹市社協は、相談支援機関等が連携し、多様な生活課題を包括的に支援できる「総合相談支援体制」を推進しています。

地域が受け止める生活課題に対して、住民と専門機関等によるエリアごとの重層的なネットワーク体制を行政（市）と協働して整備します。そして、制度による支援だけでなく、地域の支えあい等幅広い活動（地域資源）によって、市民一人ひとりの豊かな地域生活をサポートします。

そのために、“支援の必要な人を、地域の多様な活動主体と協働して支える”役割を担える専門職の育成とそのため支援体制を構築します。また、伊丹市社協内の総合調整力と市役所関連部署との連携を強化することで、多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制をめざします。

活動項目 3-1：入口から出口につながるエリア（圏域）ごとの協働・協議の地域福祉ネットワーク

【現 状】

第6次発展計画では、生活課題の発見（入口）から解決（出口）につなげるための当事者・住民、専門職、市のエリア別のネットワークの仕組みづくりをめざしてきました。

具体的には、問題発生のある場であり、解決の場でもある小地域（概ね自治会エリア）で問題を受け止める「ご近所あんしんネットワーク」を出発点に、「地域福祉ネット会議」に加え、地域の支えあいや既存の制度サービスでは対応できない課題については、市全体で必要な資源開発や、政策形成のための協議の場（ネットワーク）を市と協働で整備し、入口から出口につながる地域福祉ネットワークをめざしました。

しかし、「地域福祉ネット会議」との連動性は十分にとれておらず、また、市全体での資源開発等のための協議の場（ネットワーク）については、整備ができていないのが現状です。

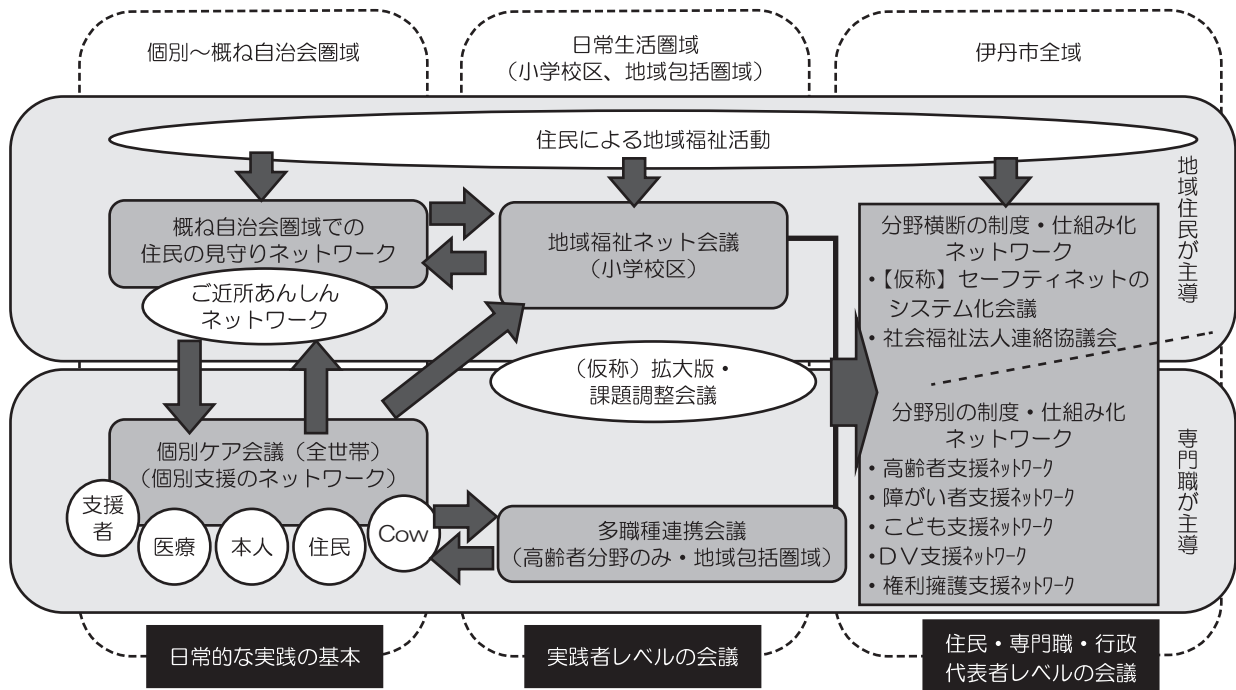
【今後の取り組み】

引き続き、生活課題の発見（入口）から解決（出口）につなげるための当事者・住民、専門職、市のエリア（圏域）別のネットワークの仕組みづくりをめざします。まず、「ご近所あんしんネットワーク」を出発点に、「地域福祉ネット会議」との連動性を図ります。そして、市全体で必要な資源開発や、政策形成のための協議の場（ネットワーク）を市と協働で整備し、入口から出口につながる地域福祉ネットワークをめざします。（図3-①）

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業 3-1 圏域ごとの協働・協議の地域福祉ネットワーク				担当部署 地域福祉推進室、 地域福祉推進担 当
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
地域福祉ネット会議等各ネットワークで協議されている課題や取組の見える化（課題整理と情報発信等）				
市域での協議の場（ネットワーク）整備に向けた市との協議				
5年後の目標（到達点） 3-1 「ご近所あんしんネットワーク」等の概ね自治会圏域のネットワークと「地域福祉ネット会議」等の日常生活圏域のネットワークとの連動性が図られる。（情報の共有や課題解決に向けた協働等）				

図3-① 地域福祉ネットワークのイメージ図



活動項目3-2：地域と協働できる専門職の育成 (地域福祉を進める福祉専門職の育成)

【現 状】

支援を必要としている人を地域で支えるためには、行政をはじめ各種専門職、そして自治会やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、民間企業などといった多様な主体と協働できる支援体制づくりが必要です。しかし、守秘義務を持つ専門職と地域住民等との連携には、個人情報保護やプライバシーの観点から、だれと、どこまでのことを、どのように情報共有できるかが課題です。

そのため、伊丹市社協では、高齢者支援だけでなく、全世帯において、地域住民や専門職が協働・連携するための地域ケア会議を推進するため、「全世帯版地域ケア会議マニュアル」を平成30年度末に作成しました。しかし、現段階では、組織内でのマニュアル共有にとどまっており、今後、組織外とも共有を図っていくことが課題です。

【今後の取り組み】

伊丹市社協は、“支援の必要な人を、地域の多様な活動主体と協働して支える”役割を担える専門職の育成と、そのための支援体制を構築していくことをめざします。

(1) 地域と協働できる専門職の育成のための研修などの実施

地域住民と協働する視点を持ち、課題解決の力量を住民も福祉専門職も相互に高めあうための学習の場（機会）づくりを進めます。加えて、福祉専門職が地域リーダー・活動者等と出会い、協働できるための支援を行います。また、地域住民の話し合いの場に必要な応じて福祉専門職が参画できる機会づくりを伊丹市社協がコーディネートします。

(2) 「全世帯版地域ケア会議」の推進

伊丹市社協では、前述したとおり、「全世帯版地域ケア会議マニュアル」を活用した「全世帯版地域ケア会議」の推進により、支援を必要としている人が、その人らしい地域での生活をサポートするためのチームづくりをめざします。また、その実践の積み重ねにより、地域と協働できる専門職の支援（実践）力の向上、および地域の福祉力の向上と資源開発をめざします。

(3) 「(仮称) 拡大版・課題調整会議」の実施

複合化・複雑化した課題のある世帯や制度の狭間のケース等について、多機関の専門職との「(仮称) 拡大版・課題調整会議」の実施をめざします。具体的には、個別と地域アセスメントを統合し、包括的・総合的な相談支援や地域課題化および資源開発について協議を行う場づくりをめざします。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
3-2-(1) 地域と協働できる専門職の育成のための研修などの実施				総務課、 地域福祉推進室
3-2-(2) 「全世帯版地域ケア会議」の推進 3-2-(3) 「(仮称) 拡大版・課題調整会議」の実施				総合相談支援課、 地域福祉推進室
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
社会福祉法人連絡協議会にて検討		育成のための研修会の開催		
全世帯版地域ケア会議のマニュアルの周知・啓発				
(仮称) 拡大版・課題調整会議の実施方法の検討		(仮称) 拡大版・課題調整会議の実施		
5年後の目標（到達点） 3-2-(1・2) 地域と協働できる専門職が育成され、全世帯版の地域ケア会議の取り組みとともに、住民と専門職が協働したチーム支援が展開される。				

活動項目3-3：地域のセーフティネットの体制づくり

【現 状】

伊丹市社協では、既存の制度・サービスや一組織だけでの解決が難しい場合に、協働して解決を図るためのネットワークづくりを進めてきました。

一方で、複雑で支援が困難な課題においては、ネットワークだけでは解決に至らない場合があります。たとえば、生活困窮者の住まいや就労の場づくり等です。このため、伊丹市では、地域福祉計画において、課題解決のための資源開発を検討する場として「(仮称) セーフティネットのシステム化会議」の設置を構想していますが、その構想の実現に関しては、今後の課題です。

また、これまで市内8つの社会福祉法人で運営してきた「伊丹市福祉権利擁護センター」が、発展的に平成31年度（2019年度）より市の委託事業として確立しました。以前は、センターの運営に携わる社会福祉法人等が集まる「運営委員会」の場が、権利擁護に関する課題について協議する役割を担っていました。今後は、伊丹市が設置する伊丹市成年後見制度利用促進委員会に引き継がれることから、これまでの社会福祉法人が担ってきた役割が変わり、新たに制度の狭間の課題に対する取り組みを模索しています。

【今後の取り組み】

市全体で必要な資源開発や、政策形成のための協議の場（ネットワーク）の創設に向けて、市と協働し、具体的な検討を進めます。

また、既存にある「社会福祉法人連絡協議会」の場を生かし、社会福祉法人間の連携によるセーフティネットの体制づくりに取り組むことで、地域から孤立する深刻な課題に対応する地域のセーフティネットづくりをめざします。

(1) 「(仮称) セーフティネットのシステム化会議」への協働

市役所庁内の総合相談支援窓口である、「暮らし・相談サポートセンター」と協働し、課題解決のための資源開発を検討する場として「(仮称) セーフティネットのシステム化会議」の創設に向け協力します。

(2) 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり

伊丹市社協が事務局を担い運営している「社会福祉法人連絡協議会」内で、権利擁護支援をはじめ、既存の制度・サービスでは解決できない生活課題を共有し、法人利用者が地域住民として当たり前の暮らしを送るための方策等について協議を進めることで、法人間連携によるセーフティネットの体制づくりをめざします。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
3-3-(1) 「(仮称) セーフティネットのシステム化会議」への協働				地域福祉推進室
3-3-(2) 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり				総務課、 地域福祉推進室
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
市域での協議の場(ネットワーク)整備に向けた		市との協議(同3-1)		
		「社会福祉法人連絡協議会」での生活課題の共有・協議		
5年後の目標(到達点)				
3-3-(1・2) 「社会福祉法人連絡協議会」内で生活課題の共有・協議が進むことにより、法人間連携によるセーフティネットの体制について協議が深まる。				

活動項目3-4：伊丹市における権利擁護支援体制の充実

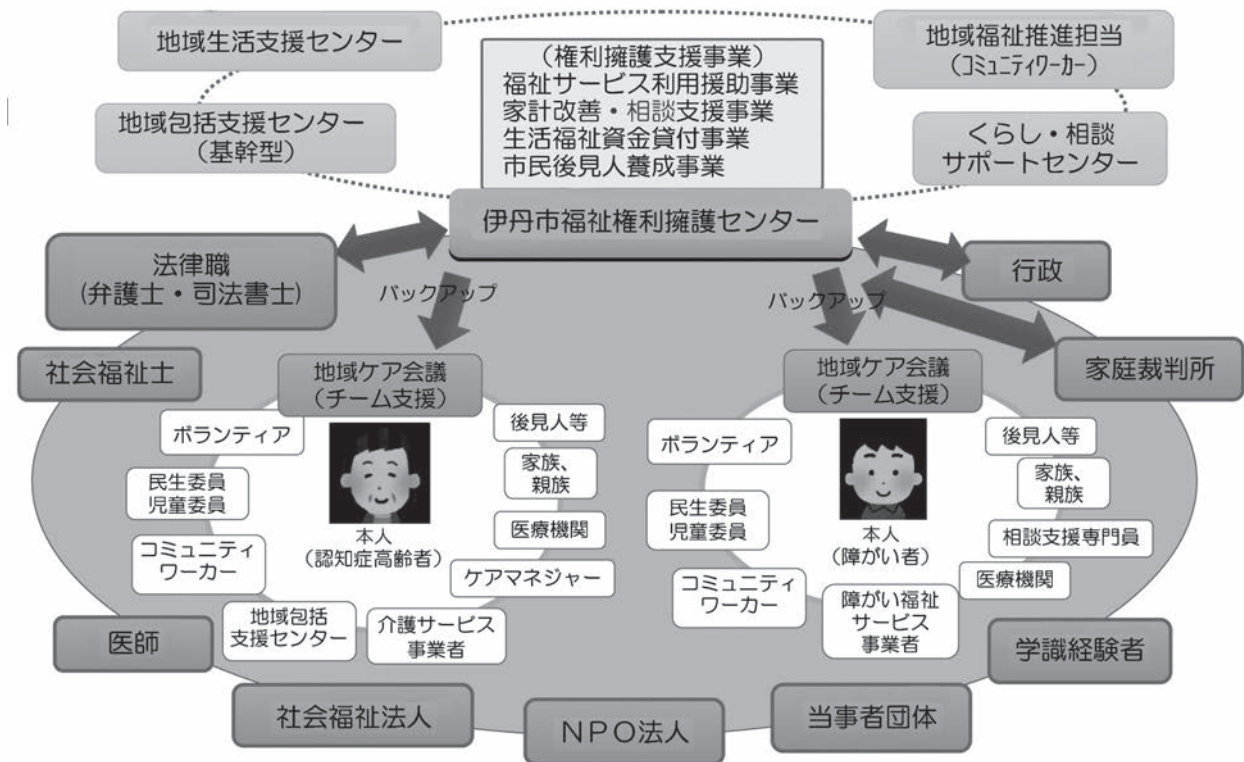
【現状】

第6次発展計画では、判断能力に支援が必要な人においても、住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、総合的な生活支援、相談、権利擁護の仕組みづくりと権利擁護支援の充実をめざしました。その結果、市内の社会福祉法人で運営していた「伊丹市福祉権利擁護センター」の役割や機能が整理され、市の委託による市全体の総合的な権利擁護支援の中核を担うセンターとして位置づけられました。(図3-2)

【今後の取り組み】

伊丹市福祉権利擁護センターが、これまでに構築してきた法律職等との連携(ネットワーク)や伊丹市社協の強みを生かし、市全体の総合的な権利擁護支援の中核を担うセンターとして機能していくことをめざします。具体的には、成年後見制度利用の前段階から地域における総合的な権利擁護支援体制の構築を図っていくことで、支援が必要なすべての人がその人らしく地域生活を送るための地域づくりをめざします。

図3-③ 権利擁護支援における地域連携ネットワーク図（イメージ）



活動項目3-5：総合相談支援体制（たよれるネット）の総合調整力の強化

【現状】

第6次発展計画では、漏れのない総合相談支援体制の推進をめざしてきましたが、未だに「気になる人がいてもどこに相談したらいいかわからない」等の声が聞かれます。また、地域でキャッチされる相談の中には、どこの相談支援機関にもつながっていないケースや本人のニーズすらわからない、いわゆる制度の狭間のケースも少なくありません。高齢者や障がい者、児童等の制度だけでは対応できない制度の狭間や新たな生活課題も漏らすことなく受け止め、必要な支援につなげていくために、伊丹市社協の総合調整力を強化し、スムーズに相談支援につなげることが必要です。

【今後の取り組み】

漏れのない総合相談支援体制を推進し、実現していくために、なんでも受け止める伊丹市社協内の総合相談支援体制の強化を図ります。具体的には、地域住民等がキャッチしたニーズが、きちんと相談へつながり、必要な支援が提供されるために、伊丹市社協に新たなコーディネーターを配置することで、総合相談支援体制の総合調整力の強化をめざします。

(1) なんでも受け止める社協内の総合相談支援体制の強化「(仮称)なんでも相談窓口」の設置

総合相談支援体制（たよれるネット）の総合調整を行う「地域福祉推進室」を「(仮称)なんでも相談窓口」として掲げ、たよれるネットの相談窓口として市民にわかりやすい相談窓口をつくります。

また、「(仮称) なんでも相談窓口」となる地域福祉推進室に「総合相談支援課」を設置し、高齢者、障がい者等の対象者別ではなく、生活のしづらさを抱えた、市民一人ひとりの多様な生活課題に対し、権利擁護支援を根幹として、包括的な「総合相談支援」の窓口機能を整備します。

そして、地域住民やボランティア、多機関・分野の関係者のネットワークの構築と住民主体の地域づくりに向けて話し合う協議の場の創設や、地域に必要な新たな社会資源の創出等を中心的に行う「地域支援課」を設置し、「入口から出口まで」を支援できる総合相談支援体制を強化します。

(2) 基幹型地域包括支援センターの役割・機能の強化

基幹型地域包括支援センターは、地域住民や専門職が協働・連携するための地域ケア会議をより推進していくために、コミュニティワーカーとの連携により、地域型包括支援センターをバックアップする役割を担います。また、地域と協働できる専門職の支援実践力の向上をめざした研修会等を行います。

さらに、総合相談支援課が一体となった支援を展開することで、世帯丸ごとの支援と権利擁護支援の強化を図ります。

(3) 伊丹市社協内「初動ミーティング」の実施

地域でキャッチされる相談の中には、どこの相談支援機関にもつながっていないケースや本人のニーズすらわからない、いわゆる制度の狭間のケースも少なくありません。「初動ミーティングガイドライン」に沿って、伊丹市社協の各ワーカーの役割を明確にするとともに、スムーズな相談支援につなげることをめざします。

【初動ミーティングとは】

どの機関や支援にもつながっておらず、高齢者や障がい者、児童等の制度だけでは対応できない制度の狭間や新たな生活課題を漏らすことなく、必要な支援につないでいくために、ケースの初動（アプローチ）について検討する会議です。検討が必要な課題調整会議のコアメンバーがSV（スーパーバイザー）役として、必要な部署から職員を召集し、支援方針について検討します。

(4) 新たなコーディネーターの配置による包括的・総合的な相談支援体制の強化

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするためのコーディネーター（①）と、資源開発やネットワーク化を推進するためのコーディネーター（②）を配置します。複数のコーディネーターがチームでコーディネートすることで、市役所庁内外の連携を図りながら、包括的・総合的な相談支援体制の強化をめざします。（図3-④）

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
3-5-(1) なんでも受け止める社協内の総合相談支援体制の強化 「(仮称)なんでも相談窓口」の設置				地域福祉推進室、 総務課
3-5-(2) 基幹型地域包括支援センターの役割・機能の強化 3-5-(3) 伊丹市社協内「初動ミーティング」の実施				地域包括支援センター、 地域福祉推進室
3-5-(4) 新たなコーディネーターの配置による包括的・総合的な相談支援体制の強化				地域福祉推進室
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
2室5課体制の実施(「(仮称)なんでも相談窓口」の設置)				→
コミュニティワーカーとの協働による地域ケア会議の推進				→
初動ミーティングの運用方法の共有(説明会の開催)および随時開催				→
新たなコーディネーター配置に向けた市との協議				→
5年後の目標(到達点)				
3-5-(4) 新たなコーディネーターが配置され、漏れのない総合相談支援体制が構築される。				

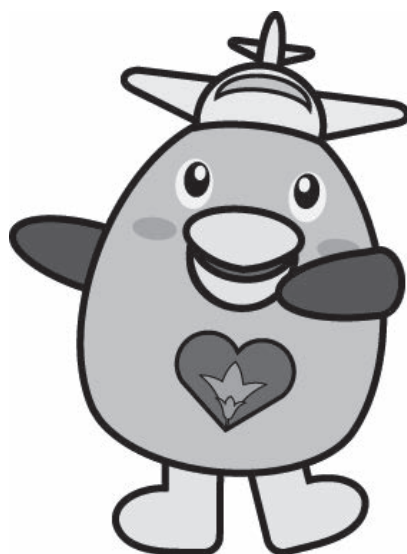
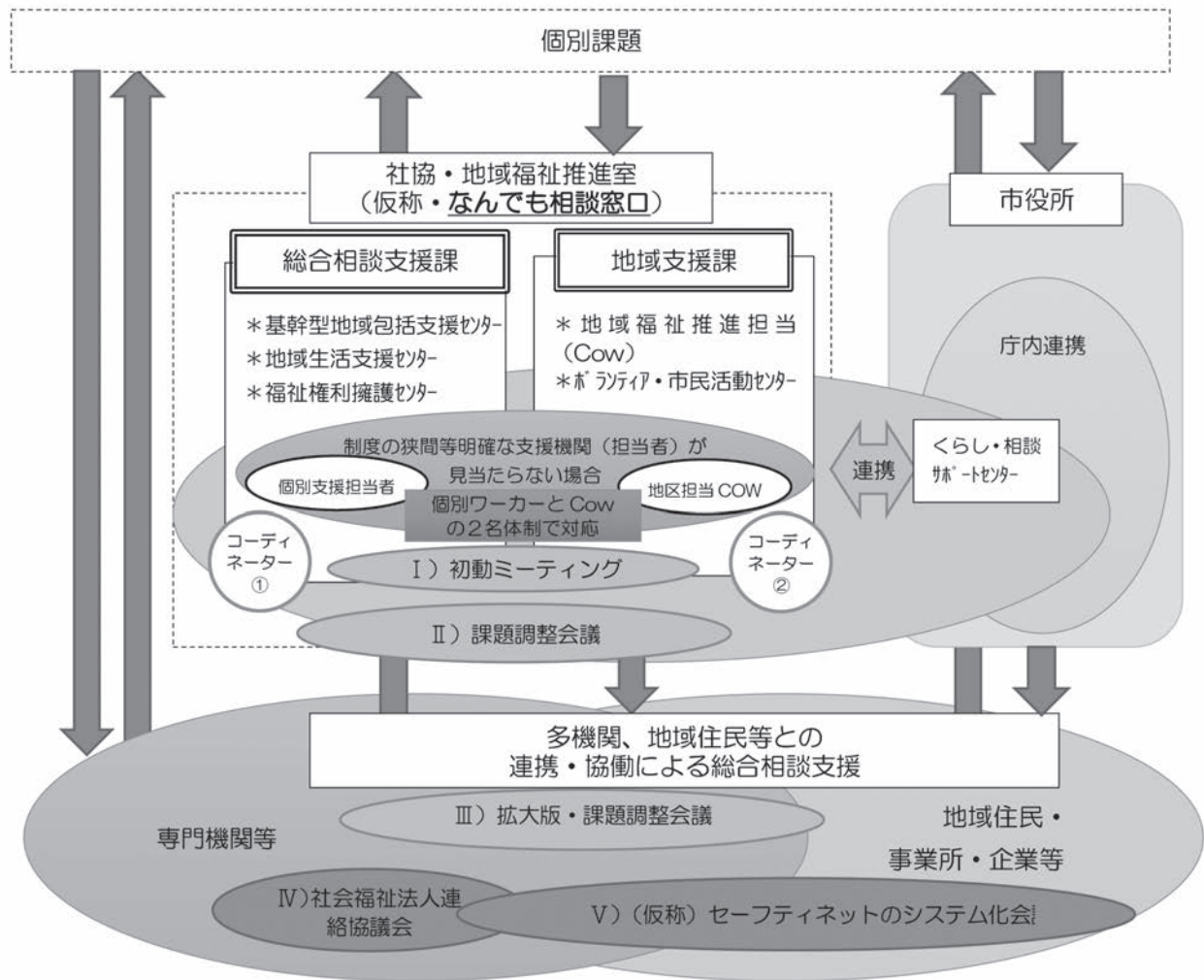


図3-④ 総合相談支援体制のイメージ図



【コーディネーターの役割】

●コーディネーター①

総合相談支援課に配置し、個別支援担当者のSV（スーパーバイズ）と制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする役割を担う。また、主にⅠ～Ⅲの会議（ネットワーク）のコーディネートを行う。

●コーディネーター②

地域支援課に配置し、Cow（コミュニティワーカー）のSVと地域住民やボランティア、多機関、多分野の関係者のネットワークの構築や資源開発等の支援を行う。主に、Ⅱ～Ⅳの会議（ネットワーク）のコーディネートを行う。

伊丹市では、障がい児・者の重度化および高齢化や「親亡き後」を見据え、「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり」の機能について、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点の検討が進められています。

現在、伊丹市社協においては、障がいのある人に対して、相談支援や福祉サービスの提供、ボランティアの育成等の取り組みを行っています。

今後、障害やその他さまざまな状況により、生活課題を抱える人が、地域でその人らしく主体的に役割を持って、自立した生活を送っていくことができるよう、共に生きるまちづくりを推進します。

そのために、障がいのある人の自立と社会参加促進に向けた活動拠点である「障害者福祉センター」や、重度の身体障がい者の主体的な日中活動を支える「障害者デイサービスセンター」を活用し、地域全体が障害や多様な生活課題に対する理解・啓発を進めます。

活動項目 4 - 1 : 障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活、社会参加の推進（社会参加、生活体験）

【現 状】

障がいのある人の地域生活移行が進められていますが、まだまだ地域で生活する場が限られているのが現状です。そのため、障がいのある人の地域生活移行をより一層支援する仕組みが求められています。

伊丹市社協が指定管理者として運営する障害者福祉センターには、自立生活に向けた体験の場としてADL（日常生活訓練）室があります。また、ピアカウンセラーの相談や自立に向けた講座を従前より実施してきました。

【今後の取り組み】

伊丹市社協が持つ既存の機能を活かして、障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活、社会参加の推進に向け、さらに体系的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

（1）障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活に向けた生活体験の場づくり

障がいのある人や地域で生活課題を抱える人が、地域の一員としてその人らしく主体的に暮らしていくための準備として、生活体験を行う場を提供します。

自立した生活に向けて、生活面や経済面等の環境を把握するとともに、精神的にも自信が持てる取り組みを進め、地域生活支援拠点の体制整備（面的整備）における「体験の機会・場の提供」としての役割を担います。

(2) 自立した生活を後押しする講座等、自立に必要な考え方などを学ぶ場づくり

障がいのある人など生活課題を抱える人が、地域で自立した生活をしていくために解決すべき課題は、対人関係、住宅、健康管理、性、トラブルへの対処方法、金銭管理、調理、社会資源や制度の活用など、その人その人によってさまざまです。

一人ひとりの目標に応じて、自立生活に向けて必要な心構えや技術などを先輩から学び、「障がいのある人など生活課題を抱える人が地域での生活力を身につけていく」場づくりを進めます。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
4-1-(1) 障がいのある人など生活課題を抱える人の自立生活に向けた生活体験の場づくり				障害者福祉セカ、 障害者デイベンセカ、 地域生活支援セカ
4-1-(2) 自立した生活を後押しする講座等、自立に必要な考え方などを学ぶ場づくり				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
ADL室活用に向けた協議	ADL室の周知・部分運用		ADL室の全面運用	
自立生活支援プログラム運用に向けた検討	自立生活支援プログラム運用に向けた試行運用		自立生活支援プログラムの運用	
5年後の目標（到達点）				
4-1-(1・2) 地域生活支援拠点等の整備において必要とされている「体験の機会・学習の場」としての機能を果たす。				

活動項目4-2：「心のバリアフリー」障がいのある人もない人もすべての人が相互に理解を深め、共に参加し活動できる場づくり（交流）

【現 状】

地域共生社会に向けた取り組みとして、地域や学校等での福祉教育が進んでいます。しかし、実際には、障がいのある人とない人が互いに「関わる」機会が少ないため、関わり方がわからず、互いの理解が進みにくいといった声があります。

また、障がいのある市民の拠点施設である障害者福祉センターでは、障がいのある人を対象とした、文化・スポーツ教室やイベント、相談などのさまざまな事業を展開していますが、利用者の固定化や地域住民の利用が少ないといった現状があります。

【今後の取り組み】

「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支えあうことです。

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人の活動の場にとどまらず、多様な活動主体の方々が共に交流できる活動の場が必要です。

障がいのある人もない人も、日々の当たり前の交流を通じて、気軽につどえる環境づくりや活動の場づくりに取り組みます。

(1) 「関わる」に視点をおいた、つどい・つながり、共に支えあう活動の場づくり

障害者福祉センターの文化・スポーツ教室等を通じて、障がいのある人もない人も、誰もが参加し楽しめ、互いの理解と協働を育む、「関わる」活動の場づくりを進めるとともに、障害や生活課題を抱える人も、担い手として地域で役割を果たしていく、共に支えあう活動の場づくりをめざします。

また、障がいのある人もない人も気軽に立ち寄れる、誰もがここに来れば自分らしく過ごせる、心地のよいみんなの居場所となる「障害者福祉センター」をめざします。そのための環境づくりや活動の展開を検討します。そして、多様な人々がつどうことから見えるニーズに対する新たな取り組みの創出をめざします。

(2) 障害者デイサービスセンター利用者の積極的な地域活動への参画・社会参加の促進

障害者デイサービスセンターの利用者が、デイサービスを通じて、サロンやカフェ、祭りなどの地域活動に参加する機会を持ち、地域との「関わり」の中で、多様な方々と共につどいつながる場、社会参加できる場づくりをめざします。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署	
4-2-1 「関わる」に視点をおいた、つどい・つながり、共に支えあう活動の場づくり				障害者福祉センター	
4-2-2 障害者デイサービスセンター利用者の積極的な地域活動への参画・社会参加の促進				障害者デイサービスセンター	
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
障害者福祉センター運営委員会の見直し	共生型センターに向けたセンターの有効活用についての検討			→	
家族会等を活用した利用者・家族へのニーズ把握	積極的な社会参加の場づくりに向けた検討		日中プログラムにおける地域行事・活動への利用者の参加促進		
5年後の目標（到達点）					
4-2-2 自己選択できる新たな日中プログラムの運用により利用者の社会参加の場ができる。					

活動項目4-3：「働く」をテーマにした取り組みの推進（就労）

【現 状】

障がいのある人の就労支援については、ニーズに対応したいいくつかの選択肢を提示し、障がい者の生活ニーズやステージに応じた支援を進めています。

現状では、「一般就労をする」、「一般就労をするために時間をかけて福祉施設で自分の持てる力をつける」、「仲間のいる施設で働く」などの選択肢が中心です。しかし、既存の選択肢には適さない場合もあるため、「まず一步踏み出すための体験の場」など、より多様なニーズへの選択肢が必要です。

【今後の取り組み】

障がいのある人だけでなく、生活課題を抱えている人等の就労に向けて、まず一步を踏み出せる場づくり、ステップアップできる仕組みづくりに取り組みます。

既存の選択肢だけでなく、より多様なニーズや状況に応じた選択肢の創出や「働く」をテーマにした関係機関との連携の場づくりに取り組みます。

（1）就労体験機会の場の創出

障がいのある人だけでなく、生活課題を抱えている人等の就労に向けて、一步踏み出すための体験の場の創出をめざします。また、「働く」ことをテーマに、多様な関係機関が連携する場の創出をめざします。

生活困窮者の就労準備支援事業や、伊丹市の障害者支援機関で構成している「しごとネットワーク」など、既存の社会資源や機関を結び、支援を必要としている人の「働く」をテーマにした情報共有や協議の場づくりを進めます。地域ニーズや企業・事業所のニーズを関係機関が共有することで、就労へ向けて一步踏み出すための就労体験の機会の創出と、働くことを希望する人と企業とのつながる機会の創出をめざします。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業				担当部署
4-3-（1） 就労体験機会の場の創出				地域生活支援センター、市自立相談課
2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
	ニーズ調査 （同2-1事業所アンケートの実施）	既存のネットワークを活かした新たな就労体験の場の創出に向けた協議の場づくり		就労体験の場づくりに向けた検討・創出
5年後の目標（到達点） 4-3-（1） 支援を必要とする人の「働く」をテーマとした協議の場ができる。協議の場を中心とした、働くことを希望する人と企業とのつながる機会や仕組みの創出。地域ニーズ等とリンクした、就労体験等に向けた活動の仕組みづくりの検討。				

活動項目 4 - 4 : 相談、緊急時の受け入れ・対応の検討 (安心)

【現 状】

伊丹市では、障がい者の基幹相談支援センターの機能を、伊丹市（障害福祉課、児童発達支援センターあすばる）と、市内 4 か所の委託相談支援事業所がネットワーク型で担っています。

また、地域で生活する障がい者の急な体調不良や、介護者または家族の急病等に備えた緊急の受け入れなどを行う機能の整備が求められています。

【今後の取り組み】

障がいのある人とその家族が安心して暮らすためには、伊丹市における障害者相談支援体制の充実が必要です。伊丹市社協の強み（高齢者、障がい者、権利擁護支援と、地域住民・ボランティア等による地域支援という包括的な相談支援体制）を活かして、障害者相談支援機関のバックアップ機能の強化をめざします。

また、地域生活を支える機能の一つとして、伊丹市社協の強み（障害者デイサービスや障害者福祉センターの機能）を活かした緊急時の受け入れ体制のあり方について検討します。

（1）障害者相談支援事業所へのバックアップ機能の強化と身近な相談窓口の機能強化

伊丹市社協の強みは、地域とのつながり、福祉権利擁護センターを基盤とした権利擁護支援、障がいのある人への専門的な就労支援、そして、暮らし・相談サポートセンターや基幹型包括支援センター等とともに、生活困窮者、高齢者、障がい者の相談窓口が一体となった複合多問題ケースに対する包括的な支援体制です。

これらの強みを総合的に発揮し、委託相談支援事業所や指定特定相談支援事業所のバックアップ機能を強化します。

また、身近な相談窓口として、障害者福祉センターの委託相談支援機能と専門相談機能、ピアカウンセラーによる相談のより一体的な運営に取り組みます。

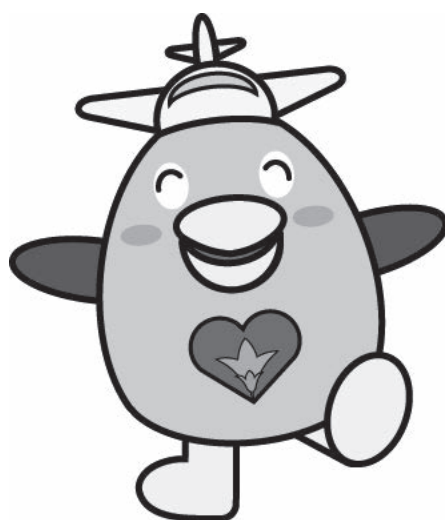
（2）障害者デイサービスセンターの機能を活用した緊急時の受け入れ・対応の検討

障害者デイサービスセンターの機能を活用した、緊急時の受け入れ体制のあり方について、行政（市）をはじめ関係機関・団体と協議・検討します。

<事業実施計画>

2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)		2022年度 (令和4年度)		2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)	
具体的な取り組み・事業 4-4-(1) 障害者相談支援事業所へのバックアップ機能の強化と身近な相談窓口の機能強化					担当部署 障害者福祉センター、 地域福祉推進室				
4-4-(2) 障害者デイサービスセンターの機能を活用した緊急時の受け入れ・対応の検討					障害者デイサービスセンター				
相談支援事業所に向けた、福祉権利擁護センターやコミュニティワーカーの役割の啓発の実施					センターやコミュニティワーカーの役割の啓発の実施				
課題調整会議の実施による組織内連携の強化(同3-4)					課題調整会議の実施による組織内連携の強化(同3-4)				
利用者へのニーズ調査(同4-2)		利用者の緊急時対応方法や体制の検討			利用者へのニーズ調査(同4-2)				
5年後の目標(到達点) 4-4-(1) 地域とのつながりや権利擁護支援、高齢者支援等の機能が発揮できる地域生活支援センターによる、障害者相談支援事業所のバックアップ機能が強化される。 4-4-(2) 障害者デイサービスセンター利用者のショートステイ実施に向けた体制整備が完了する。									

4 推進目標



推進目標 5 地域福祉推進のための体制整備

伊丹市社協は、市民の意見や福祉ニーズを反映するため、住民主体の協議体機能を発揮した組織運営を行うとともに、新たな生活課題に対応できるよう人材育成や体制整備を行い、事業展開していきます。また、働きやすい職場づくりや、広い視野をもった人材の確保を行うとともに、必要な財源の確保に努めます。

活動項目 5-1：住民主体の協議体機能を発揮した、まちづくり

【現 状】

住民主体のまちづくりを推進するために、市民の声が組織運営に反映される仕組みが必要です。第6次発展計画に基づき、伊丹市社協の意思決定機関である理事会の協議体機能を発揮・強化するため、担当理事制（部会）を取り入れました。また、市内の社会福祉法人が地域福祉に関する情報や意見交換を行い、連携を図ることを目的として設置された社会福祉法人連絡協議会の事務局として、社会（地域）貢献等、社会福祉法人が求められていることに対して、調整機能を発揮し、情報・意見交換や研修を進めてきました。

【今後の取り組み】

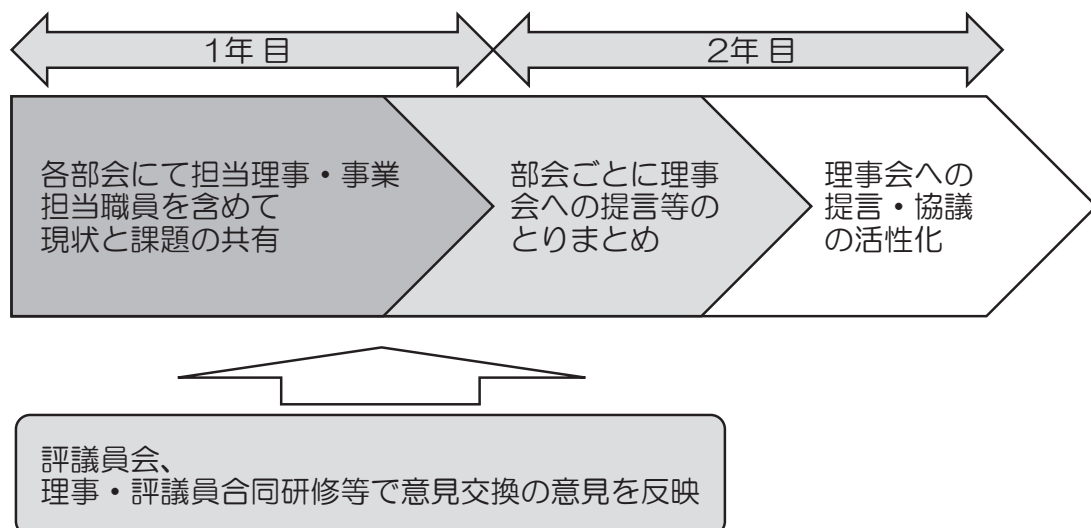
（1）理事会・評議員会の協議体機能の強化

部会にて、理事任期中（2年）に理事会への課題・解決策等の提起や提案をしていける仕組みづくりを検討します。

（2）理事（監事含む）・評議員会合同研修会

既に実施する理事会の部会をはじめ、評議員会でのグループワークの実施や、理事・評議員合同研修会等における意見交換を通じて、さらに協議体機能の強化を図ります。

理事の任期 2 年間のスケジュールについて



※「理事会・評議員会の協議体機能」とは、住民（市民）・当事者を含めた地域福祉への直接参加の総体である社会福祉協議会において、代表者として中核的に社会福祉協議会事業を決定し、執行する存在としての理事・評議員の協議を指します。

<事業実施計画>

具体的な取り組み・事業 5-1-(1) 理事会・評議員会の協議体機能の強化 5-1-(2) 理事（監事含む）・評議員会合同研修会				担当部署 総務課
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画説明会の開催	部会にて協議 合同研修会にて社協事業の現状と課題の説明会の開催	理事会にて提案	部会にて協議	理事会にて提案
5年後の目標（到達点） 5-1-(1・2) 理事会への課題・解決策等を提起・提案し、次期計画にも反映 合同研修会にて社協事業の現状と課題の説明会の開催				

活動項目5-2：地域福祉を推進するための人材育成

【現 状】

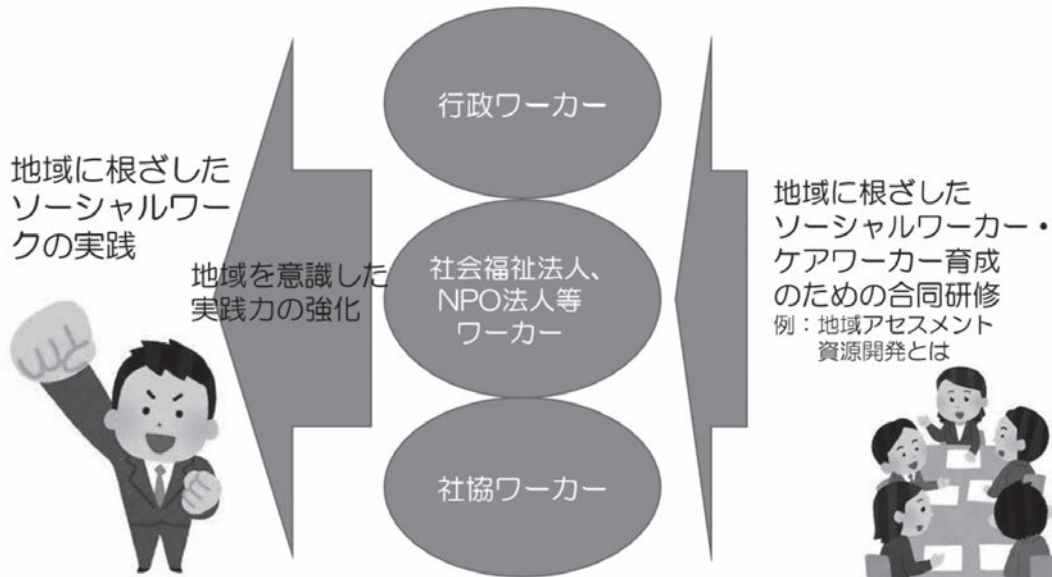
すべての福祉分野の基盤は地域福祉ですが、地域住民と協働するために必要な知識・技術を身につけ、地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカーの育成が課題です。

【今後の取り組み】

(1) 地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカーの育成

社会福祉法人・NPO法人・行政ワーカー等と合同で、地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカーを育成し、高齢や障害・児童等の分野を問わず、地域福祉の視点をもった人材育成を行います。

地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカーの育成について(図5-①)



求められているソーシャルワーク（社会福祉実践）機能とは

- 複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能
- 地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能

（２）伊丹市社協職員の資質向上

伊丹市社協職員の役割は、「地域を基盤として課題解決にあたる」、「多様な関係機関・団体と連携しながら課題解決を図る」ことです。伊丹市社協職員は、生活課題を有する人への相談支援とともに、その人が地域で暮らし続けるための支援（アプローチ）をすることが基本です。場合によっては、地域への働きかけ（アクション）を行い、新たな支援策を考えるための「包括的な調整力」や「連携による企画力」等、課題の解決につなげる実践力を備えた専門職です。そのために、伊丹市社協職員には図5-①のソーシャルワーカー・ケアワーカー育成の合同研修だけでなく、地域住民と協働するために、より専門的な知識・技術を身につける研修と各部署での専門性を高める研修（図5-②）を実施することで、資質向上に努めます。

<伊丹市社協職員として求められる資質とは>

①伊丹市社協職員としての視点

- ・当事者・地域の主体形成の視点

当事者を要援護者ではなく、地域を福祉的に変革する主体者と捉える

- ・地域生活の視点

支援する人の地域生活（地域社会の一員）に視点を当てる

- ・連携の視点

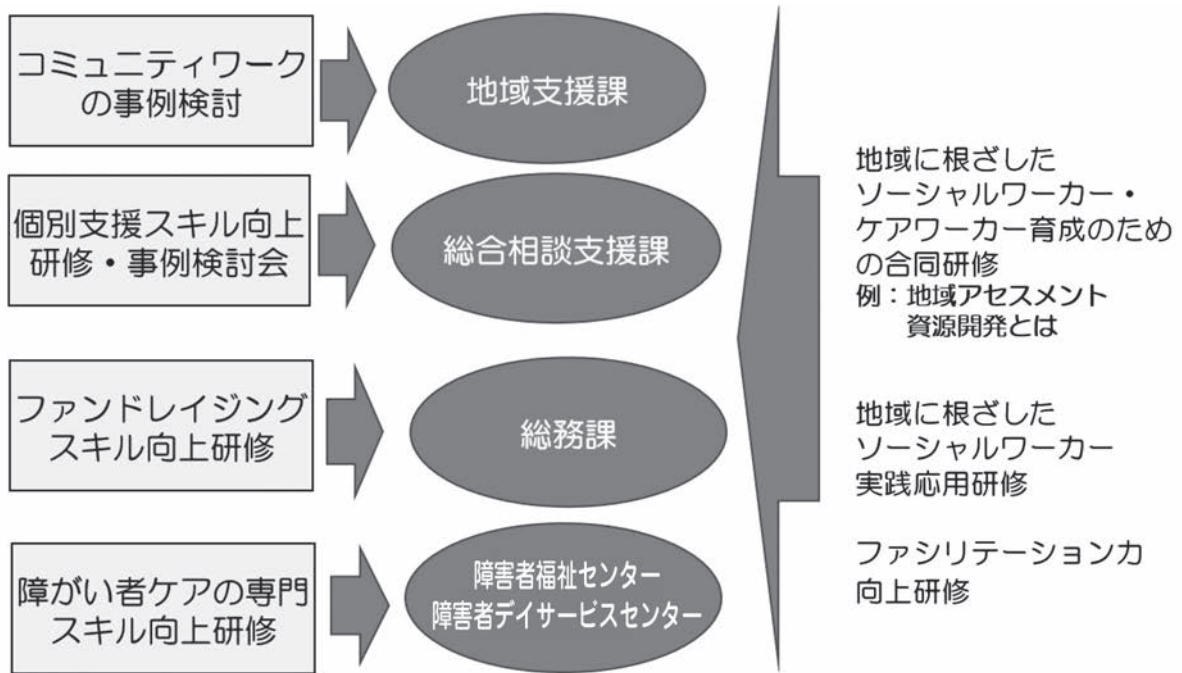
支援する人に関係する地域住民や支援機関、また市、専門機関と常に連携する（チームアプローチ）

②伊丹市社協職員のスキル

- ・地域診断力 : 地域特性、社会資源、地域生活課題、地域住民協働力等の把握
- ・調整力 : 住民、支援機関等の多様な分野との連携・調整
- ・組織力 : 当事者や地域住民等とのとりまとめ
- ・ニーズ把握力 : 新たなニーズ把握と顕在化
- ・企画力（計画力）: 社会啓発や事業の企画と実施

※伊丹市社協において、特に強化すべき職員の資質については、今後5年間で協議し、更なる資質向上に努めます。

伊丹市社協職員の研修体制について(例)(図5-②)



ファンドレイジングとは？

NPO 法人（NPO 法人のみならず公益法人、社会福祉法人などを含む）が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為を総称している。もとは、「Raising Fund」（資金を集める）という言葉が名詞化した名称である。主に民間非営利組織の資金集めについて使われる用語であるが、投資家や民間企業に関連する資金集めに使われる場合もある。ファンドレイジングといった場合、狭義には寄付金のみを対象としたものを指す。しかし、一般的には寄付に加え、会費、助成金、補助金などの「支援的資金」集めも含むとされている。さらに、広義の意味では、民間非営利団体の財源獲得（事業収入、融資、社会的投資なども含む）を全体として総称する言葉として用いられる。

※日本ファンドレイジング協会より引用

(3) 地域福祉を推進するための人事交流について

地域福祉を推進するためには、さまざまな分野との連携が必要になるため、伊丹市社協職員が行政や他の社会福祉法人と人事交流を図り、より視野の広い人材の育成を検討します。

<事業実施計画>

5-2-(1) 地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカーの育成				担当部署 総務課
5-2-(2) 伊丹市社協職員の資質向上				
5-2-(3) 地域福祉を推進するための人事交流について				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
社会福祉法人連絡協議会にて提案・検討		(同3-2)	育成研修会の開催	
職員研修にて協議	応用研修会の開催		応用研修会の開催	
		人事交流の検討		
5年後の目標（到達点） 5-2-(1) 年2回を3年間、地域アセスメント・資源開発研修の開催 5-2-(2) 2年1回、伊丹市社協職員の資質向上のための地域に根ざしたソーシャルワーカー・ケアワーカー応用研修とファシリテーション力向上研修の開催 5-2-(3) 地域福祉に関心のある職員との人事交流の検討				

活動項目5-3：働きやすい職場づくりと社協職員の確保

【現 状】

働き方改革では、ワーク・ライフ・バランスの実現や少子高齢化対策の推進等が掲げられていますが、近年、伊丹市社協において、育児・介護休業を取得する職員や、仕事と育児・介護の両立の困難さ、メンタルヘルス等により離職等を検討する職員が増えてきています。また、学生を含めた求職者の福祉業界離れや、社協の業務自体が理解されにくい状況から、伊丹市社協においても求人応募者数が減少傾向にある等、職員の確保が課題となっています。

【今後の取り組み】

育児・介護等との両立ができる職場づくりを行うとともに、セルフケア研修やラインケア研修の実施等のメンタルヘルス対策や、分野を問わない人材確保に取り組みます。

(1) 育児・介護等との両立ができる職場づくり

仕事と育児・介護等を両立し、職員が専門性を維持できるように、面談等によるフォロー体制や、育児・介護休業、部分休業等の拡充や、柔軟な勤務体系の導入を検討する等、職員が働きやすい職場環境づくりを行います。

(2) 多様な人材の確保

福祉分野の経験の有無に関わらない人材募集を行い、広い分野から多角的で柔軟な視点を持つ人材を採用します。また、採用後は、社会福祉援助技術等の外部研修への積極的な参加や、OJTや新任研修アドバイザー制によるフォロー、職員の外部講師報酬等の自己財源を活用したSDS（自己啓発援助制度）等によって育成と定着を図ります。

伊丹市社協における新任研修アドバイザー制について

新任職員が日頃の悩みや気づきを気軽に相談でき、また、身近で気にかける存在として、新任研修アドバイザーとスーパーバイザーを配置し、新任職員のフォローアップ体制を下記のとおり整えることを目的として実施しています。

- (1) 気軽に話ができ、相談できる関係を築く
- (2) 新任職員の悩みや気づきを報告・相談する
- (3) 組織内での共有を図る など

(3) 伊丹市社協の魅力を発信する仕組みづくり

伊丹市社協の仕事や魅力が伝わりにくい部分があるため、社協職員の業務内容ややりがいをアピールできるようなツールを作成し発信します。また、求人を行う際は学校や各種就職フェア等と連携して、現場の職員による説明会を開催する等、伊丹市社協に興味を持ってもらう工夫を行います。

<事業実施計画>

5-3-(1) 育児・介護等との両立ができる職場づくり				担当部署 総務課
5-3-(2) 多様な人材の確保				
5-3-(3) 伊丹市社協の魅力を発信する仕組みづくり				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
→				
働き方についての検討・部分休業等の導入				
職員の育成体系の検討		職員の育成研修の実施		
→		→		
媒体の作成		職員による説明会の開催		
→				
5年後の目標（到達点）				
5-3-(1) 部分休業等の拡充や柔軟な勤務体系の導入				
5-3-(2) 新任職員育成研修体系の作成・実施 職員を育てる職員を育成				
5-3-(3) 伊丹市社協の魅力を発信する媒体の作成、職員による説明会の開催				

活動項目5-4：事務局組織体制の強化・整備

【現状】

「誰もが住みなれた地域で暮らし続けることのできるまちづくり」の実現に向けて、制度の狭間や生活困窮等の新たな生活課題を受け止め、「伊丹市社協の支援力」を発揮し、地域ケアや総合相談支援体制（たよれるネット）を推進するための組織基盤強化・整備を行ってきました。また、平成31年4月からは、障害者福祉センター、障害者デイサービスセンター、地域福祉総合センターについて、伊丹市と新たに指定管理者契約を更新しました。

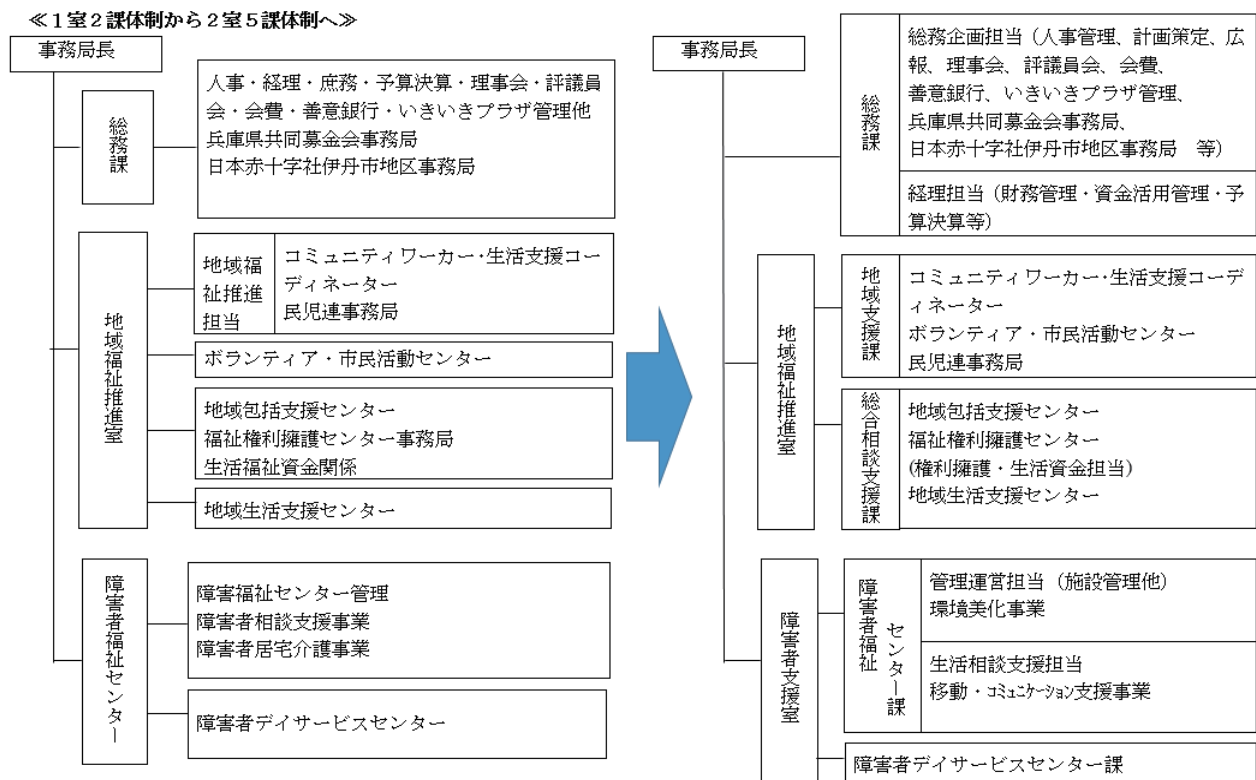
【今後の取り組み】

「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」の実現に向けて、連携・協働体制を強め、「入口から出口まで」を支援できるように、事務局組織体制をより強化・整備します。また、利用者や市民のニーズを踏まえ、伊丹市社協らしい指定管理事業に取り組みます。

（1）事務局の2室5課体制

総務課に総務企画担当と経理担当を置き、より適正で健全な法人経営の見える化を図ります。また、地域福祉推進室に総合相談支援課と地域支援課を設置し、高齢者、障がい者等の対象者別ではなく、権利擁護支援を根幹とした包括的な総合相談支援の窓口整備を行うとともに、地域のネットワークづくりや新たな社会資源の創出支援を行います。また、現在の障害者福祉センターを障害者支援室とし、障害者福祉センター課と障害者デイサービスセンター課を設置して、障害者相談支援事業等とも連携した運営を行います。

伊丹市社会福祉協議会の事務局体制について



(2) 伊丹市社協らしい指定管理事業

指定管理事業については、単に施設管理だけではなく、利用者や市民のニーズを把握・反映し、誰でも気軽に参加できる居場所づくりを行い、さまざまな相談に対応できるような伊丹市社協らしい運営を展開します。

①障害者福祉センター

障害者福祉センターは、障がい者の自立と社会参加を促進するために、障害理解の啓発を行う中核的なセンター機能を担います。

また、伊丹市社協らしさを発揮するために、さまざまな障がいのある人からの相談に応じるとともに、さまざまな生活課題を抱え、人とひととの関係性に課題のある人も含め、誰もがともに参加できる文化・スポーツのプログラム等を実施するとともに、障害者団体や、ボランティアなどの活動拠点としての機能や、ADL(日常生活訓練)室などの部屋の活用を通じて、社会参加をさらに促進します。

加えて、地域生活支援センター、ボランティア・市民活動センターをはじめとして、伊丹市社協組織内の各部署、関係機関・団体との連携を強化し、共生のまちづくりを推進する取り組みを行います。

②障害者デイサービスセンター

障害者総合支援法に基づく生活介護と自立(機能)訓練を行い、重度障がい者がその人らしく暮らすための意思決定支援の実践の場として、日々のプログラムに取り組むとともに、職員の資質向上を図ります。

また、重度の障がいのある人が安心して日中の生活が行えるよう、医師、看護師、介護福祉士、理学療法士、栄養士などの専門職が連携して支援する、多職種連携の実践の場として、チーム支援を強化します。

さらに、利用者が『地域で生活している』という実感ができる支援をめざし、医療、介護、法律などの専門職や専門機関・団体、そして地域住民と協働するために、組織内・外と連携を図れるように、職員の連絡・調整をする力を強化します。

そして、「地域の人々の交流の場」となることをめざし、さまざまなボランティアや、近隣の自治協議会等とのコラボイベントや、保育園や高齢者・障がい者施設等との交流を推進する等、重度の障がいのある人が安心して、その人らしく地域生活が送れる支援をします。

③地域福祉総合センター

地域福祉総合センターは、市民の地域福祉活動を支援する施設として、市民向けの福祉講座等を開催し、福祉啓発を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動を推進するためのイベント等を開催します。また、誰もが気軽に参加できる居場所としての役割を担います。さらに、災害時は災害ボランティアセンターとして、災害時のニーズの集約と市内外からのボランティアのコーディネートを行う拠点を担うべく、市と協議します。

<事業実施計画>

5-4-(1) 事務局の2室5課体制 5-4-(2) 伊丹市社協らしい指定管理事業				担当部署 総務課
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
2室5課体制の実施(同3-5)				→
5年後の目標(到達点)				
5-4-(1) 2室5課体制の実施と組織運営				
5-4-(2) 指定管理の担当課と協議を行い、指定管理事業の円滑な運営と継続更新				

活動項目5-5：活動財源の確保・活用

【現状】

市民による地域福祉活動や、現行の制度では対応困難なニーズに対応するための事業に、会費や共同募金等に対し、市民の理解や協力を得られる仕組みづくりとともに、新たな財源の創出をめざしてきました。

【今後の取り組み】

会費や共同募金、寄付、善意銀行等に対し、さらに市民の理解や協力を得られる仕組みづくりを検討するとともに、現行の制度や行政からの委託金・補助金に基づく予算では対応しにくい地域課題の解決について即応性のある新たな活動財源の確保の手法を検討します。

また、ファンディングの専門知識を有する職員を育成し、職員プロジェクトチームを編成する等、自己財源の確保から用途までのあり方について検討します。

(1) 会費

会費は、より多くの人に伊丹市社協が実施する事業等について理解していただき、事業に対する賛助金として協力を得られるように、方法と用途のあり方を検討します。

(2) 共同募金・歳末募金

地域福祉を推進するための貴重な財源であるため、地域で取り組まれている福祉事業に還元する仕組みや啓発方法を検討します。また、公募配分について、より多くの地域団体等に活用していただけるように、事務局を担当する総務課のみならず、地域福祉推進室の職員による周知・広報を強化します。さらに、寄付付き商品等、民間企業とコラボレーションした新たな共同募金の方法について検討します。

伊丹市でも募金百貨店プロジェクト始まりました！

シャトレーゼ伊丹中野店（伊丹市中野東3-85）

『うみたて卵のふんわり厚切りロール』
(100円 税込)

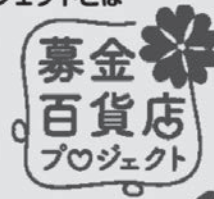


売り上げの一部が募金となり、
地域ふれ愛福祉サロンなどの
地域福祉活動に活用されます。
(平成30年1月からスタート)

トレーに入って、個包装されているので、サロンなど、
多勢で食べるのにもびったりです。

募金百貨店プロジェクトとは

参加企業に「地
域のためになる
募金付き商品」を
企画し、販売し
ていただき、売
り上げの一部が
募金となります。



赤い羽根共同募金
企業側の地域
貢献活動となるだけでなく、商品を購入さ
れた方にとっても、日常の消費活動が地域
支援につながる新しい寄付のカタチです。
日常生活と社会貢献を繋ぎ、「三方良し」の
関係構築を目指します。

問合せ：伊丹市共同募金会 (TEL 779-8512) まで

(3) 新たな財源

新たな福祉ニーズに対応するために、さまざまな方法での活動財源の確保に努めます。

① 寄付について

寄付者の意向を尊重し、寄付の受け皿と使途の明確化ができる指定寄付の仕組みを検討します。

② 助成金や寄贈等の活用

さまざまな団体・組織が実施する助成金や物品寄贈について、情報を収集し、活用を検討していくとともに、さまざまな活動主体に対して、ホームページやメールニュース等による情報提供を行います。

③ 民間団体等とのマッチング

伊丹市社協の財源は、「資金」だけではなく、民間団体等による取り組みも、地域福祉推進のための社会資源の一つとして考えます。たとえば、地域住民や関係機関・団体、専門職との連携による生活課題に対する出口づくりや、企業・事業所（労働組合、生活協同組合、農業協同組合を含む）との連携による社会（地域）貢献活動等も社会資源とします。

④ ファンドレイジング等の活用検討

地域課題解決に対する即応性を担保するため、行政からの補助金・委託金だけに頼らず、ファンドレイジングの専門性を有する職員を育成する等、新たな財源を生み出す手法について検討します。

福岡市社会福祉協議会（以下「福岡市社協」）における取り組みについて

福岡市社協では、2013年にファンドレイジングチームを発足させ、非営利事業の資金調達等について研究を始めました。有志職員10名で結成し、メンバーは区の社会福祉協議会のコミュニティワーカー、市社協の権利擁護担当者、経理担当者などであり、組織横断的なチームになっています。そこで、知恵やアイデアを出し合い、寄付つき商品企画を様々な業界の企業と進めてきました。不動産会社、葬儀会社、家財処分業者、通信電話会社、法律事務所などと覚書を交わし、年間100万円以上の寄付金を生む事業に発展しました。

その後、ファンドレイジングと新規事業開発を主に担う事業開発係を設置し、死後事務を行う「ずーっとあんしん安らか事業」の拡充や、それを少額短期保険を使った仕組みに拡大させた「やすらかパック事業」など、さまざまな事業の開発を行っています。

（４）広報活動

多くの人に、地域福祉活動や伊丹市社協の取り組みの情報を届ける手段として、さまざまな方法で情報発信を行い、地域福祉活動に対する理解や啓発を一層進めます。

① SNS等を活用した情報発信

幅広い世代の人とつながれるように、フェイスブックやLINE等のSNSや各種アプリケーション等を活用します。

② 広報紙「社協だより」等の充実

多くの市民に地域における取り組みや伊丹市社協の活動を知っていただけるよう、市民活動情報「社協だより」や、アイ愛センター情報誌「ポテトサラダ」等の広報紙の内容やレイアウトの改良を行うとともに、LINE等による発信を検討します。

<事業実施計画>

5-5-(1)～(3) 会費・共同募金・歳末募金・新たな財源				担当部署 総務課
5-5-(4) 広報活動				
2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	→	→		
	准認定ファンドレイザー 必須研修(2名)	財源について協議するプロジェクトチームの発足・協議		
5年後の目標（到達点）				
5-5-(3) 財源を考える職員の養成（准認定ファンドレイザー） 財源について協議するプロジェクトチームの発足・協議				
5-5-(4) ホームページをはじめ、SNS等を活用したリアルタイムを意識した的確な情報の提供				

第5章 計画推進と進捗管理

本計画については、理事会並びに評議員会と行政との合意形成を基本として計画的に推進します。そして、「第6次伊丹市総合計画（2021年度（令和3年度）から2028年度（令和10年度）」に加えて、第7次地域福祉推進計画と連携・協働の関係となる「伊丹市地域福祉計画（第3次）（2021年度（令和3年度）から2028年度（令和10年度）」との整合性を図っていきます。なお、「伊丹市地域福祉計画（第3次）」の中間年が、本計画の最終年度となります。そのため、市の計画との整合性を図る必要があります。

さらに、今後の社会情勢や国等による福祉政策と制度の改正等を踏まえて事業の展開を図る必要があります。

そこで、本計画に基づいた各事業の推進状況の進捗管理や評価を下記のとおり行います。

1. 第7次地域福祉推進計画の進捗管理

本計画に掲げた推進目標ごとの活動項目についての事業実施計画に基づき、毎年、担当部署の職員が進捗状況を取りまとめ、理事会の各部会での協議や、評議員会においてのグループワークを実施します。また、2年に1回、理事（監事も含む）・評議員合同研修会にて、現状と課題の概要説明を行い、協議するとともに、事業ごとの課題を整理し、理事会の各部会における協議を行い、本計画の事業実施計画に反映します。

2. 第7次地域福祉推進計画推進委員会の開催

本計画に掲げた推進目標ごとの重点的な取り組み項目における現状や課題について、（次ページ「推進目標ごとの計画推進スケジュール」参照）また、社会情勢の変化に対応するために協議する計画推進委員会を設置し、委員による協議を毎年度行います。委員は、本計画策定委員の中からの選出と、課題に応じて、関係機関や団体から参画いただき、計画の更なる推進のために見直し、改正を行います。本計画の中間年である2022年度（令和4年度）には、2年間の進捗状況を踏まえ、社会情勢や国等の福祉政策・制度の状況を鑑み、計画全体の見直し等を図るための協議を行います。

3. 伊丹市地域福祉計画（第3次）等との連携・協働

伊丹市社協の事業推進に密接な関係となる「伊丹市地域福祉計画（第3次）」の中間年が、本計画の最終年度となるため、2023年度（令和5年度）から、次期の地域福祉推進計画策定に向けて、行政と事前協議を行いながら、調整を図っていくとともに、「伊丹市障害福祉計画」や、「伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等とも整合性を図っていきます。

<計画推進の進捗管理と「第7次地域福祉推進計画推進委員会」開催スケジュール>






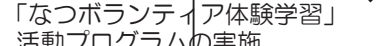
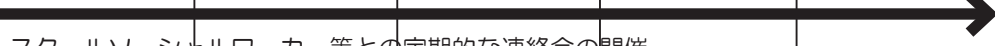

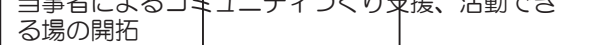

2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画説明会の実施	理事会の部会での協議・合同研修会の実施			
推進委員会立ち上げ	推進委員会の開催実施			

<推進目標ごとの計画推進スケジュール>

推進目標1 身近なエリアでの見守り・支えあいの基盤づくり

活 動 項 目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	担 当 部 署
★重点 1-1	サロン連絡会等での周知・啓発					地域福祉 推進担当
	ご近所・サロン事業推進委員会の実施		普及・啓発・充実に向けての協議			
	事例集の作成					
			地域支え合い フォーラムの実施		地域支え合い フォーラムの実施	
★重点 1-2	地域ビジョンへの各事業（ネット会議・地区ボランティアセンター等）の位置づけの協議（見える化・仕組みづくり）					地域福祉 推進担当
	設置地区との地区ボランティアセンター運営のあり方の協議（運営会議の立ち上げ、住民コーディネーターの充実）					
1-3	ご近所あんしんネットワーク・サロン事業推進委員会の実施			新たな支援内容の実施		地域福祉 推進担当、 ボランティア・ 市民活動 センター
	多世代交流の場をはじめとした多様なつどい場作りの支援					
1-4	災害ボランティアセンター運営訓練実行委員会の立ち上げ		地域と連携した災害ボラセン運営訓練の実施			ボラソニア・ 市民活動 センター、 地域福祉 推進担当
			福祉・防災マップづくりの推進・支援			

推進目標 2 多様な活動主体が出会い、つながる仕組みづくり

活 動 項 目	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	担 当 部 署
★重点 2-1		 事業所アンケートの実施（見守り協定登録事業所、就労サポーター支援事業所など）				ボランティア・市民活動センター、地域生活支援センター
			 「異業種交流会の企画、実施」			
2-1	 市内の市民活動支援組織との連携体制のあり方について協議					ボランティア・市民活動センター
				 多様な市民活動と地域課題のマッチング		
2-2		 「なつボランティア体験学習」活動プログラムの検討		 「なつボランティア体験学習」活動プログラムの実施		ボランティア・市民活動センター、地域福祉推進担当
2-3	 スクールソーシャルワーカー等との定期的な連絡会の開催					ボランティア・市民活動センター、地域福祉推進担当、市自立相談課
		 プロジェクトチームの立ち上げ	 当事者によるコミュニティづくり支援、活動できる場の開拓		 当事者による活動の機会づくり	

推進目標 3 多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制（たよれるネット）の推進

活動項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	担当部署
3-1	地域福祉ネット会議等各ネットワークで協議されている課題や取組の見える化（課題整理と情報発信等）					地域福祉推進室、 地域福祉推進担当
	市域での協議の場（ネットワーク）整備に向けた市との協議					
3-2	社会福祉法人連絡協議会にて検討		育成のための研修会の開催			総務課、 地域福祉推進室
	全世帯版地域ケア会議のマニュアルの周知・啓発					総合相談支援課、 地域福祉推進室
	（仮称）拡大版・課題調整会議の実施方法の検討		（仮称）拡大版・課題調整会議の実施			地域福祉推進室
3-3	市域での協議の場（ネットワーク）整備に向けた市との協議（同3-1）					地域福祉推進室
			「社会福祉法人連絡協議会」での生活・福祉課題の共有・協議			総務課、 地域福祉推進室
★重点 3-4	相談支援機関等への福祉権利擁護センターの周知啓発					福祉権利擁護センター、 地域福祉推進室
	課題調整会議の実施による組織内連携の強化					地域福祉推進室
★重点 3-5	2室5課体制の実施（「（仮称）なんでも相談窓口」の設置）					総務課、 地域福祉推進室
	コミュニティワーカーとの協働による地域ケア会議の推進					地域包括支援センター、 地域福祉推進室
	初動ミーティングの運用方法の共有（説明会の開催）		（説明会の開催）	および随時開催		地域福祉推進室
	新たなコーディネーター配置に向けた市との協議					地域福祉推進室

推進目標4

**障がいのある人など生活課題を抱える人への支援を基盤とした
共生のまちづくり**

活動項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	担当部署
4-1	ADL室活用に向けた協議 自立生活支援プログラム運用に向けた検討	ADL室の周知・部分 自立生活支援プログラム運用に向けた試行運用		ADL室の全面運用 自立生活支援プログラムの運用		障害者福祉センター、 障害者デベロップメントセンター、 地域生活支援センター
★重点 4-2	障害者福祉センター運営委員会の見直し 家族会等を活用した利用者・家族へのニーズ把握	共生型センターに向けたセンターの有効活用についての検討 積極的な社会参加の場づくりに向けた検討		日中プログラムにおける地域行事・活動への利用者の参加促進		障害者福祉センター 障害者デベロップメントセンター
★重点 4-3		ニーズ調査(同2-1)	既存のネットワークを活かした新たな就労体験の場の創出に向けた協議の場づくり	就労体験の場づくりに向けた検討・創出		地域生活支援センター、 市自立相談課
4-4						障害者福祉センター、 地域福祉推進室
	相談支援事業所に向けた、福祉権利擁護センターやコミュニティワーカーの役割の啓発の実施					
	課題調整会議の実施による組織内連携の強化(同3-4)					
	利用者へのニーズ調査(同4-2)	利用者の緊急時対応方法や体制の検討				障害者デベロップメントセンター

推進目標 5 地域福祉推進のための体制整備

活動項目	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	担当 部署
★重点 5-1	計画説明会の開催	部会にて協議 合同研修会にて社協事業の現状と課題の説明会の開催	理事会にて提案	部会にて協議	理事会にて提案	総務課
★重点 5-2	社会福祉法人連絡協議会にて提案・検討(同3-2) 職員研修にて協議	協賛会にて提案・検討 応用研修会の開催		育成研修会の開催 応用研修会の開催	人事交流の検討	総務課
5-3		働き方についての検討・分休業等の導入				総務課
	職員の育成研修体系の検討			職員の育成研修実施		
		媒体の作成		職員による説明会の開催		
5-4						総務課
			2室5課体制の実施(同3-5)			
5-5		准認定ファット・レザ- 必須研修(2名)		財源について協議するプロジェクトチームの発足・協議		総務課

おわりに

「第7次地域福祉推進計画（発展計画）」の策定において、ご尽力いただいた委員のみなさま、そして事務局職員のみなさま、長きに渡りお疲れ様でした。私自身は、第6次発展計画からその策定、評価に携わらせていただいておりますが、計画策定年度は、本業に加え、どうしても業務過多に陥ってしまうところも避けられないかとは思いますが、紆余曲折を経ながらも、なんとかまとめることができ、ホッとしているところでございます。

さて、計画としては、第6次の内容を引き継ぐ形で、具体化、また重点化、焦点化された計画になりました。一方で、名称を「地域福祉推進計画」と改称したことは、社協組織内部のみの計画だけではなく、地域福祉推進の中核機関として、伊丹市全体の地域福祉をいかに推進していくか、という観点から各プログラム、項目を検討することにつながり、大きな前進になったのではないかと思います。なお、策定を始める当初、松原顧問より働き方改革に関すること、またAIやICTに関することをどう計画に盛り込むかというご提案がありましたが、やや議論が足りなかったようにも感じているところであり、これらについては、引き続き、推進の過程の中で検討を重ね、盛り込んでいくことが、より本計画を強固なものにしていくのではないかと考えております。

そのような中、最終の策定委員会を迎えようとする頃になって、「新型コロナウイルス」の感染拡大に関する連日の報道が、日本国中を、そして世界中を不安と恐怖に陥れ、震撼させています。「見えない敵」と相見えることが、これほどまでに困難なものであるのかということを感じさせられる日々です。政府や地方自治体の政策判断に対する賛否もさることながら、私たちの生活の場でもある、街中での人間関係にまで多少の影響をもたらすなど、危機的な状況に陥ったときの、人間の卑しい面、醜い面を目の当たりにした方々も少なくないのではないのでしょうか。その裏には、「見えない」ことに加え、「知らない」ことが重なって生じる、不安や恐怖、不信感といったものもあるように思えてなりません。こういったときだからこそ、今、改めて私たちに求められていることは、これまでも大切にしてきた、出会う（知る）こと、協議すること、そしてお互いを排除するのではなく尊重し合うことを、常に心がけ、実践していくことなのではないのでしょうか。

最後になりますが、当面、新型コロナウイルスの広がりによって影響を受けた経済の深刻低迷により、失業等、生活苦に対する支援なども、社会福祉、地域福祉の分野での対応が求められてくることは間違いないでしょう。今回は、「新型コロナウイルス」の流行に端を発したものでありますが、背景がどのような要因によるものであれ、弱い立場に置かれる人たち、声なき声に常に耳を傾けつつ、寄り添い、代弁し、ときにはともに声をあげ、協議し、本計画の理念でもある「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」を進めていける、組織であり、職員集団である伊丹市社会福祉協議会であり続けることを、委員の一人として切に願うとともに、仲間の一人としてその推進に尽力して参りたい所存です。

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会
副委員長 橋川 健祐（金城学院大学 人間科学部 講師）

資料①

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定要綱

伊丹市社会福祉協議会

1. 目的

本会の活動指針となる「発展計画（地域福祉推進計画）」については、現在、第6次発展計画（平成27年度～31年度）が展開中であるが、進みつつある人口減少、少子高齢社会への対応に加え、急激な経済構造等の大きな社会状況の急変、さらに市民の自治意識や生活意識の変化等に対応するため、本年度より、第7次発展計画（2020年度から2024年度）の策定を行うとするものである。

2. 策定期間

2018年11月26日～2020年3月31日

3. 策定方法

発展計画は、次の方法にて策定する。

①役員・評議員研修

計画策定に向けて社協役員及び評議員の研修を行い、第7次発展計画の策定に向けての課題の共有化をはかる。

②職員等によるワーキング

課題ごとに、本会職員他行政等の関係職員・学識経験者により構成するワーキングにより検討及び原案作成を行う。

③先進地視察

計画策定の参考となる先進地社協の視察を行う。

④策定委員会

職員等ワーキングにより提起された原案を基に、計画全体をまとめるため、行政関係者、地域活動家、さらに学識経験者等により構成する策定委員会を設置する。

⑤タウンミーティング

計画案に対して住民を交えて協議できる場（地域福祉ネット会議等）を開催する。

4. 策定のポイント（計画において、方向性を明確にする事項）

○第6次発展計画推進・評価委員会の推進・評価表を踏まえて、伊丹市社協の方向性を示す

○市地域福祉計画（地域福祉推進計画を内包する）との関係

○生活困窮者支援制度などの地域福祉政策への取り組み

○当事者会・NPO組織との関係

○地域共生社会における包括的相談支援体制の確立

○地域共生社会における住民組織活動のあり方

○地域福祉推進のための財源の創出

5. 計画の構成

①基本方針

第6次発展計画推進・評価状況を受けて、伊丹市社協事業の基本方針を示す。

②包括的な総合相談支援と権利擁護の体制確立

- * 各種市民組織や行政等と市社協の連携支援のあり方を明確に示す。
- * 社協がおこなう個別支援のあり方と地域支援のあり方の具体的構築を示す。
- * 地域におけるコミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターの役割を示す。
- * 生活困窮者等新たな福祉ニーズを有する人への権利擁護のあり方を示す。

③ボランティア活動の充実

- * ボランティア・市民活動センターの推進方策を示す。
- * 教育機関や企業等と連携した災害時を含む支援体制を示す。
- * ボランティアによるボランティアのための研修体制を示す。

④障害者支援事業の体制確立

- * 障害者相談支援体制（生活相談・就労相談を含む）の推進方策を示す。
- * 障害者との協働による障害者支援事業の新たな展開を示す。
- * 重度障害者の個別支援と社会参加の方向性を示す。
- * 関係機関・団体等と連携した「障害者の自立支援対策」を模索する。

⑤伊丹市社協の組織基盤の強化

- * 組織経営のあり方（地域共生社会に向けた組織体制）
- * 職員の人材育成・養成（職員採用計画、階層別研修、人事考課等）
- * 財源・事業内容の見える化（明確化）
- * 啓発・広報の方法

6. 大まかな策定の行程

- | | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 2018年 | 10月 | 理事会・評議員会で策定委員会設置の承認 |
| | 11月 | 策定委員会の設置（2020年2月まで5回程度開催） |
| 2019年 | 5月 | 地区社協等における市民からの意見聴取 |
| | 7月 | 職員ワーキングによる意見集約（中間） |
| | 11月 | 計画素案のまとめ |
| 2020年 | 1月 | 素案の最終修正 |
| | 2月 | 理事会・評議員会での承認 |

7. 所掌事務

計画策定における所掌事務は、地域福祉推進室並びに総務課で行う。

資料②

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会設置要綱

伊丹市社会福祉協議会

1. 目的

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動指針となる「発展計画（地域福祉推進計画）」については、現在、第6次発展計画（平成27年度～31年度）が展開中であるが、進みつつある地域共生社会への対応に加え、急激な経済構造等の大きな社会状況の急変、さらに市民の自治意識や生活意識の変化等に対応するため、第7次発展計画（2020年度～2024年度）の策定を進めるものである。

ついては、この計画が本会の実態を踏まえ、より効果的に取り組めるよう第6次発展計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するものである。

2. 委員の任期

2018年11月26日から2020年3月31日までとする。

3. 委員構成

策定委員については、本会会長が委嘱し、別紙①のメンバーで構成する。なお、策定委員会に顧問を置くことができる。

4. 委員長及び副委員長

策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

(1) 委員長は、策定委員会の招集と、議長として進行を担う。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在または事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 委員長及び副委員長は、学識経験者とする。

5. 策定委員会の開催

策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。なお、5回程度を予定する。

6. 事務局

策定委員会の事務局は、別紙②のメンバーで構成する。

7. その他

その他、この要綱に定めるものの他、必要な事項は、策定委員会において協議する。

<別紙①>

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会
 第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員名簿
 （平成30年11月26日現在）
 任期：2018年11月26日～2020年3月31日

No.	役職	氏名	所属名
1	顧問	松原 一郎	伊丹市福祉対策審議会、関西大学社会学部
2	委員長	藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部
3	副委員長	橋川 健祐	金城学院大学人間科学部
4	委員	福田 純子	地区社協等連絡会
5	委員	小林 育子	伊丹市民生委員児童委員連合会
6	委員	大岡 敏二	伊丹心身障害対策市民懇談会
7	委員	審良 和哉	二ース・資源再発見検討委員会
8	委員	迫田 博幸	NPO法人伊丹アボカドネットワーク
9	委員	太田 洋子	伊丹市総合教育センター
10	委員	濱田 雄生	伊丹市健康福祉部地域・高年福祉課
11	委員	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部
12	委員	武田 好二	伊丹市社会福祉協議会

<別紙②> 事務局

所属（前：2018年度、後：2019年度）	氏名
事務局長	西川 勉
地域福祉推進室長兼計画主幹	白井 佳之
障害者福祉センター所長	坂田 純子
総務課長	清原 嘉彦
地域包括支援センター長、障害者福祉センター所長	坂田 一明
地域福祉推進室 副主幹	清水 健一
地域生活支援センター長、地域包括支援センター長	塩見 秀和
障害者デイサービスセンター長、地域生活支援センター長	戸上 佳也
地域福祉推進担当 主任	大重 美和子
ボランティア・市民活動センター担当 主任	飯島 奈央
権利擁護・資金貸付担当	増田 達哉

行政 伊丹市健康福祉部 地域福祉室 地域・高年福祉課職員

資料③

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会 第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定委員会開催内容

	開催日	内容	参加委員数
第1回	平成30年 11月26日(月) 16:00～17:45	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第7次計画策定要綱並びに策定委員会設置要綱 ・計画策定に向けて(藤井委員長より) ・第6次計画推進の課題 ・グループ討議(3グループに分かれて、地域での課題について) 	12名
第2回	平成31年 2月13日(水) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次計画の進捗・評価について ・グループ討議 2グループに分かれて、第6次計画の推進から見えた課題について ①つどいの場、新たな担い手、住民活動をつなぐコーディネートについて ②災害時・平常時のニーズキャッチの方法、地域と学校・企業がつながる方法、さまざまな活動主体の強みを生かした社会参加の場について 	10名
第3回	令和元年 5月24日(金) 15:00～17:10	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングからの報告と課題提起と協議 ・地域支援・総合相談支援ワーキング ・障がい者支援ワーキング ・法人経営ワーキング 	10名
第4回	令和元年 8月30日(金) 15:30～17:40	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の名称について ・計画の理念・基本方針について ・計画の柱立てについて ①身近なエリアでの見守り・支え合いの基盤づくり ②多様な活動主体のつながりづくり ③多様な主体が連携・協働できる総合相談支援体制の推進 	11名
第5回	令和元年 8月30日(金) 15:30～17:40	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の全体像について ・推進目標と活動項目について 	10名
第6回	令和2年 2月18日(金) 15:30～17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章 計画の進行管理と推進方法について ・全体を通じて11名 	11名

資料④

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会

第7次地域福祉推進計画（発展計画）策定のための職員ワーキングチームの設置要項

1. 目的

本会の活動指針となる第7次発展計画（2020年度から2024年度まで）の策定に向け、本会の実態を踏まえ、より効果的に取り組めるように、第7次発展計画策定委員会（以下、「策定委員会」という）「職員ワーキングチーム」を設置するものである。

2. 設置期間

2018年11月16日～2019年12月28日

3. 職員ワーキングチーム構成

次の3つのワーキングチームとで構成し、各ワーキングチームに座長として学識経験者（別紙1）を置くものとする。

- ①地域支援・総合相談支援
- ②障がい者支援
- ③法人経営

4. 構成メンバー

別紙2に記した職員により構成する。但し、行政、県社協等の関係職員、学識経験者等が協議内容に伴い、意見を求めることができる。

5. 実施内容

- ①策定委員会で議論する課題整理と資料作成
- ②策定委員会での資料説明及び回答
- ③調査活動（先進地視察、地域住民や当事者への意見聴取他）
- ④報告書の創案（たたき台）作成

6. 実施頻度

月1～2回の会議実施。

7. 役割分担

- ①部長 ワーキングチームの招集と、議長として進行を担う。
- ②副部長 部長を補佐し、部長不在の際は、部長の役割を担う。
- ③書記 協議した内容の記録と、報告書の作成を担う。

なお、部長・副部長は、策定委員会の事務局として出席し、内容報告を行う。
書記の人数は、チームにて決める。

8. 経費

本会法人運営事業会計予算で対応

9. その他

必要事項は、策定委員会事務局で協議する。

別紙1

【ワーキングチーム構成】

①地域支援・総合相談支援

座長 関西学院大学人間福祉学部 教授 藤井 博志 氏
 サブ 兵庫県社会福祉協議会 荻田 藍子 氏

②障害者支援

座長 関西福祉大学社会福祉学部 准教授 藤原 慶二 氏

③法人経営

座長 金城学院大学人間科学部 講師 橋川 健祐 氏

別紙2

※（ ）は、2019年度異動に伴う所属

【ワーキングチーム構成】

ワーキング統括 事務局長	西川 勉
①地域支援・総合相談支援	
地域福祉推進室副主幹	清水 健一
地域福祉推進室地域福祉推進担当主任	大重 美和子
ボランティア・市民活動センター主任	飯島 奈央
地域包括支援センター長	坂田 一明
地域福祉推進室地域福祉推進担当主任	横山 真知子
地域包括支援センター主任	松下 弥里
伊丹市 自立相談課 相談支援員	橋倉 加世子
②障がい者支援	
障害者福祉センター所長	坂田 純子
(障害者福祉センター所長)	坂田 一明
総務課長	清原 嘉彦
地域生活支援センター長 (地域包括支援センター長)	塩見 秀和
障害者デイサービスサービス管理者 (デイサービスセンター長)	仲井 康郎
障害者デイサービスセンター主任	伊東 恵里子
③法人経営	
地域福祉推進室長兼計画主幹	白井 佳之
障害者デイサービスセンター長 (地域生活支援センター長)	戸上 佳也
権利擁護兼資金貸付担当主任	増田 達哉
総務課事務員	市川 俊典

ワーキングチーム	内 容
地域支援・総合相談支援ワーキングチーム	第6次発展計画振り返り 策定委員会や、評議員会でのグループ ワーク、役員研修会での課題整理 課題抽出（課題抽出ワーク） 検討・中間報告
障がい者支援ワーキングチーム	障害者施策について 課題抽出（職員アンケート） 課題検討・中間報告
法人経営ワーキングチーム	理事・評議員会、職員の確保・働き方、 職員研修、財源確保、基金 等の検討 中間報告

※第7次発展計画策定委員会職員ワーキングチーム説明会
策定委員会委員長 藤井 博志教授との研修会

【職員ワーキングチームとともに、計画策定に向けての協議】

【理事会（部会）での協議】

- ①地域支援部会
- ②総合相談支援部会
- ③障がい者支援部会
- ④法人経営部会

【評議員会での意見交換会（2回）】

- 1回目：「第7次発展計画策定に向けた、社協への意見や地域課題等について」
- 2回目：①「地域のつながり（孤立しがちな人、例えば、高齢者世帯、男性のひとり暮らしの方、ひとり親家庭 等々）」「担い手づくり」について
- ②「地域と学校、地域と地元企業、地域と団体がつながる方法」、「災害時、困ったこと、普段からの備え」について

【理事（監事含む）・評議員合同研修会（2回）】

- 1回目：計画策定委員長 藤井 博志 教授による研修
「今後の地域福祉の課題」について
- 2回目：計画策定委員長 藤井 博志 教授による研修
「地域共生社会における社会福祉協議会の役割」について

【事務局会議（各ワーキング部長、副部長で構成）】 計画書のまとめ

資料⑤

第6次発展計画推進・評価委員会での協議を 踏まえての次期計画策定への提案

第6次発展計画推進・評価委員会の11回にも及ぶ協議を踏まえ、以下の点について第7次の計画策定において協議・検討をされるよう、提案がありました。

(1) 地域福祉を進めるための地域支援

- ①地区社協等と協議体（地域福祉ネット会議）との関係（位置づけ）づくり
- ②地域自治組織（市まちづくり推進課が所管）と地域ビジョンづくり
- ③地区ボランティアセンターの位置づけ、体制の充実及び対象範囲の拡充
- ④コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーターの役割の明確化

(2) 地域福祉を進めるための連携（ネットワーク）づくり

- ①生活困窮者支援と権利擁護支援の一体化
- ②基幹型地域包括支援センターの位置づけと機能の強化
- ③生活福祉課題への関係機関・団体との連携・協働の推進
- ④エリア別・全市会議の設置

(3) 社協の基盤整備：社協組織として地域福祉を推進するための体制作り

- ①協議体機能の活性化
- ②事務局組織体制（エリア担当制、総合相談支援など）
- ③事業全体のスリム化
- ④職員の資質向上（研修体制、人事評価、人材育成・養成など）
- ⑤財源の明確化（共同募金、会費、福祉基金、ボランティア基金など）
- ⑥事業内容の見える化（啓発・広報の仕方など）

資料⑥

参 考 資 料

- 伊丹市地域福祉計画（第2次）改定版
- 兵庫県地域福祉支援計画（第4期）
- 兵庫県社会福祉協議会「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」
- 厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ
- 第5次伊丹市総合計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）
- 第3次伊丹市障害者計画・伊丹市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）
- 第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画

第7次地域福祉推進計画(発展計画)

2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)

発行日 2020年3月

編集・発行 社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会
〒664-0014
伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ内
電話 072-779-8512(法人代表)
FAX 072-777-0722
URL <http://www.itami-shakyo.or.jp/>

印刷所 東洋カーボン印刷株式会社

